写

令和６年 第１回
本別町議会定例会会議録

自　令和６年　３月　５日
至　令和６年　３月２２日

本 別 町 議 会

令和６年本別町議会第１回定例会会議録（第１号）

令和６年３月５日（火曜日）　午前１０時００分開会

○議事日程

日程第　１		会議録署名議員の指名
日程第　２		議会運営委員長報告
日程第　３		会期決定の件
日程第　４		諸般の報告
日程第　５		行政報告
日程第　６	承認第　３号	専決処分の承認を求める件〔令和５年度本別町一般会計補正予算（第２０回）〕
日程第　７	議案第　４号	令和５年度本別町一般会計補正予算（第２１回）について
日程第　８	議案第　５号	令和５年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第７回）について
日程第　９	議案第　６号	令和５年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２回）について
日程第１０	議案第　７号	令和５年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第６回）について
日程第１１	議案第　８号	令和５年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第８回）について
日程第１２	議案第　９号	令和５年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第５回）について
日程第１３	議案第１０号	令和５年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第５回）について
日程第１４	議案第１１号	令和５年度本別町水道事業会計補正予算（第４回）について
日程第１５	議案第１２号	令和５年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第７回）について
日程第１６		令和６年度町政執行方針・教育行政執行方針

○会議に付した事件

日程第　１	会議録署名議員の指名
日程第　２	議会運営委員長報告
日程第　３	会期決定の件
日程第　４	諸般の報告
日程第　５	行政報告

日程第　６	承認第　３号	専決処分の承認を求める件〔令和５年度本別町一般会計補正予算（第２０回）〕
日程第　７	議案第　４号	令和５年度本別町一般会計補正予算（第２１回）について
日程第　８	議案第　５号	令和５年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第７回）について
日程第　９	議案第　６号	令和５年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２回）について
日程第１０	議案第　７号	令和５年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第６回）について
日程第１１	議案第　８号	令和５年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第８回）について
日程第１２	議案第　９号	令和５年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第５回）について
日程第１３	議案第１０号	令和５年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第５回）について
日程第１４	議案第１１号	令和５年度本別町水道事業会計補正予算（第４回）について
日程第１５	議案第１２号	令和５年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第７回）について
日程第１６		令和６年度町政執行方針・教育行政執行方針

○出席議員（１２名）

議　長	１２番	篠原義彦	副議長	１１番	柏崎秀行
	１番	宮本やよい		２番	加藤徹己
	３番	丑若浩行		４番	水谷令子
	５番	梅村智秀		６番	石山憲司
	７番	藤田直美		８番	方川一郎
	９番	高橋利勝		１０番	阿保静夫

○欠席議員（０名）

○説明のため出席した者の職氏名

町長	佐々木基裕	副町長	村本信幸
会計管理者	藤野和幸	総務課長	三品正哉
農林課長	篠原順彦	保健福祉課長	長屋和幸
住民課長	宮口淳哉	健康・こども課長	髙橋紀尊

建設水道課長	加藤　勉	企画財政課長	松本秀規
未来創造課長	野崎昌也	老人ホーム所長	前佛清治
国保病院事務長	小川芳幸	総務課主幹	上原章司
建設水道課主幹	小出勝栄	総務課主査	石川雅康
教育長	高橋哲也	教育次長	武田敏英
社会教育課長	千代孝徳	農委事務局長	舛舘　憲
代表監査委員	井出英彦	選管事務局長	三品正哉

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	中川雅之	総務担当主査	越後　忠
総務担当主事	今井綾香		

開会宣告（午前１０時００分）

◎開会宣告

○議長（篠原義彦）　ただいまから、令和６年第１回本別町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（篠原義彦）　これから、本日の会議を開きます。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（篠原義彦）　日程第１　会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、方川一郎議員、石山憲司議員、加藤徹己議員を指名いたします。

◎日程第２　議会運営委員長報告

○議長（篠原義彦）　日程第２　議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長、藤田直美議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（藤田直美）〔登壇〕　報告いたします。

令和５年１２月１３日第４回定例会において､閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

議会の運営に関する事項。まず、会期について申し上げます。本定例会の会期は、本日３月５日から３月２５日までの２１日間とするよう予定いたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。一般質問の通告は、本日から３月７日正午をもって締め切ることといたしました。

次に､陳情文書の取扱いについて申し上げます｡本日までに４件の提出がありました。「日本の医療を守る道民協議会第１７回総会」決議内容実現に向けた取り組みの陳情、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の採択を求める陳情、日本国憲法の尊重・擁護に関する陳情、食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書の採択についての陳情、以上４件については、議会運営基準１３８運用例５によることとし、後刻議員の回覧に供することといたします。

次に、提出議案の取り扱いについて申し上げます。提出議案中、議案第２１号令和６年度本別町一般会計予算について、ないし議案第２８号令和６年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上８件の議案については、議長を除く１１名の委員で構成する令和６年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査する取り運びを予定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（篠原義彦）　これで報告済みといたします。

◎日程第３　会期決定の件

○議長（篠原義彦）　日程第３　会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、３月５日から３月２５日までの２１日間とすることにしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日３月５日から３月２５日までの２１日間とすることに決定をいたしました。

お諮りします。

議事の都合により、３月６日から１１日、１５日から２１日、２３日、２４日の計１５日間を休会としたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、３月６日から１１日、１５から２１日、２３日、２４日の計１５日間は休会とすることに決定をいたしました。

◎日程第４　諸般の報告

○議長（篠原義彦）　日程第４　諸般の報告を行ないます。

監査委員から、令和５年１２月分及び令和６年１月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がございました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、町長から令和５年度学校林現況報告の提出がございました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、所管事務調査結果報告書が、総務、産業厚生常任委員会の各委員長から提出がございました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、十勝圏複合事務組合議会の令和５年第４回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、とかち広域消防事務組合議会の令和５年第４回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしましたので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、議長の動静について。令和５年第４回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第５　行政報告

○議長（篠原義彦）　日程第５　行政報告を行ないます。

佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕　行政報告をいたします。

はじめに、令和５年度各会計の令和６年１月末現在における予算執行状況について報告いたします。

一般会計の執行状況につきましては、予算額７８億１,０９５万１,０００円に対しまして、歳入の収入済額は５４億８,０６２万５,０００円で、７０．２％の執行率となっており、歳出の支出済額は５０億７４６万５,０００円で、６４．１％の執行率となっております。

次に、地方交付税の状況でありますが、普通交付税の額は、１４３万２,０００円減の２９億３,７２７万７,０００円となる見込みであります。交付税財源の不足分を地方が直接借り入れしている臨時財政対策債は、前年度比５３．２％、額にして２,２７９万２,０００円減の２,００８万４,０００円で、普通交付税を加えた総額では、前年度を０．８％下回る結果となっております。特別交付税につきましては、現時点では未確定でありますが、現予算では前年度比１５．９％減の２億６,５４３万６,０００円を見込んでいるところであります。

次に、国民健康保険特別会計でありますが、予算額１０億５,４３５万７,０００円に対しまして、歳入の収入済額は７億１,０４６万３,０００円で、６７．４％の執行率となっており、このうち国保税につきましては、調定額２億５,６５０万３,０００円に対し、収納額は２億５９３万６,０００円で、８０．３％の収納率となっております。歳出は、支出済額７億６,６３３万円で、７２．７％の執行率となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計でありますが、予算額１億５,３６１万９,０００円に対しまして、歳入の収入済額は１億２,５００万５,０００円で、８１．４％の執行率となっており、歳出の支出済額は１億２,５４３万２,０００円で、８１．７％の執行率となっております。

次に、介護保険事業特別会計でありますが、予算額１１億６,８２９万８,０００円に対しまして、歳入の収入済額は８億７,８５９万４,０００円で、７５．２％の執行率となっており、このうち介護保険料につきましては、調定額１億８,４６２万２,０００円に対し、収納額は１億５,６４３万６,０００円で、８４．７％の収納率となっております。歳出の支出済額は７億４,４３２万４,０００円で、６３．７％の執行率となっており、このうち保険給付費につきましては６億３,３２６万５,０００円で、支出済額の８５．１％となっております。

次に、介護サービス事業特別会計でありますが、予算額３億４,０８７万５,０００円に対しまして、歳入の収入済額は２億２,６１６万９,０００円で、６６．３％の執行率となっており、このうちサービス収入につきましては、調定額１億５,８９０万円に対し、収納額は１億５,８７４万３,０００円で、９９．９％の収納率となっております。歳出の支出済額は２億７,５３６万８,０００円で、８０．８％の執行率となっております。

次に、簡易水道特別会計でありますが、予算額１億５,２８０万９,０００円に対しまして、歳入の収入済額は７,１６５万２,０００円で、４６．９％の執行率となっており、歳出の支出済額は９,５７０万２,０００円で、６２．６％の執行率となっております。

次に、公共下水道特別会計でありますが、予算額５億１,３７９万１,０００円に対しまして、歳入の収入済額は１億９,７６９万９,０００円で、３８．５％の執行率となっており、歳出の支出済額は２億３,６５３万７,０００円で、４６．０％の執行率となっております。

次に、水道事業会計の決算見込みについて報告いたします。

収益的収入及び支出につきましては、収入見込額は１億５,２００万３,０００円で、支出見込額は１億５,２００万３,０００円となる見込みであります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入見込額が１,０８３万７,０００円、支出見込額は９,２５２万円で、不足額８,１６８万３,０００円は過年度分損益勘定留保資金等で補填する予定にしております。

次に、病院事業会計決算見込みについて報告いたします。

まず、患者数の動向でありますが、令和６年１月末現在の延べ患者数は、入院患者が１万１,８９２人、前年同期比１,０７２人、９．９％増、外来患者が２万３,１６０人、前年同期比４４０人減となっております。

収益的収入及び支出につきましては、収入見込額は１１億３,０６３万９,０００円、支出見込額は１１億６,４１７万２,０００円となる見込みで、収益から費用を差し引いた３,３５３万３,０００円の純損失となる見込みであります。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入見込額が１億５,９２７万３,０００円、支出見込額が１億９,８６４万８,０００円で、不足額３,９３７万５,０００円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填する予定にしております。

以上、令和５年度各会計の予算執行状況及び企業会計決算見込みの報告とさせていただきます。

次に、本別・浦幌生活維持路線バスの運行形態の転換について報告いたします。

本別・浦幌生活維持路線バスは、主に浦幌町から本別高校へ通学する高校生や、町国保病院へ通院する患者の移動手段として、平成２３年７月から民間交通事業者２社に委託をし、予約により毎日４往復の運行を行なってきました。

この間、利用者数は年々減少しながらも運行を継続してきたところですが、昨今、運輸・交通事業者における運転手人材の確保が極めて困難な状況から、昨年秋に委託先業者２社のうち１社から令和５年度末での事業撤退の申出があったところであります。

これを受けまして、運行継続へ向け浦幌町と協議しながら、他の交通事業者での受託について調整してまいりましたが、事業者からは運転手の確保やその他の事情により、現行の運行形態での業務受託が困難であるとの回答を受けたところです。

こうしたことから、町の立場といたしましては、現在の利用者の大部分が本別高校に通学する生徒であり、本別高校の生徒数を確保するためにも浦幌町からの通学手段を維持することが必要であると判断をし、令和６年４月からは本別高校通学車両として、朝

の通学用１便と夕方帰宅用２便の運行へ転換することといたしました。

令和６年度予算に各関係予算を計上しておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、常勤医師の採用について報告いたします。

町国保病院では常勤医が不足している中、様々な手段により常勤医師を募集しておりましたが、この度人材紹介会社を通じ紹介のあった医師を４月１日付けで採用することとなりました。

新任医師の氏名は、高山幸二医師で、年齢は５０歳、札幌医科大学医学部出身で、医師免許取得後２４年間、主に東京都内の医療機関で内科や呼吸器科診療に携わり、総合内科専門医、呼吸器専門医、アレルギー専門医等の資格を取得しております。本町では、内科外来を中心とした診療と併せ、公衆衛生活動等も担っていただき、町民のかかりつけ医として御活躍いただけるものと期待しているところであります。

今後の内科・総合診療科の診療体制につきましては、常勤医師が内科３名、外科１名体制となり、より一層の医療の充実と患者様の利便が図られるものと考えております。

また、常勤医につきましては、現院長は定年延長により勤務いただいていることもあり、後任となる医師の確保を進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上、本別町議会第１回定例会行政報告とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　これで行政報告を終わります。

◎日程第６　承認第３号

○議長（篠原義彦）　日程第６　承認第３号専決処分の承認を求める件〔令和５年度本別町一般会計補正予算（第２０回）〕を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規）　承認第３号専決処分の承認を求める件について、御説明を申し上げます。

令和５年度本別町一般会計補正予算（第２０回）について、地方自治法第１７９条第１項の規定により次のとおり専決処分しましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正は、学校給食センター給湯器修繕に係る費用の計上でありますが、修理に直ちに取りかかる必要があり、議会を開催する時間的余裕がありませんでしたので専決処分を行なったものです。

予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２１９万４,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７７億９,１０８万８,０００円とする内容でありま

す。

３ページ、４ページをお開きください。

下段の２、歳出でありますが、１０款教育費、５項保健体育費、３目学校給食費、１０節需用費、修繕料、機械器具２１９万４,０００円の増額補正は、学校給食センターに設置しております給湯器の熱交換器が経年劣化により破損したためその修理を行なうものです。

上段の１、歳入でありますが、１０款１項１目１節地方交付税２１９万４,０００円の増額補正は、この費用の財源を地方交付税で調整するため計上したものです。

以上、令和５年度本別町一般会計補正予算（第２０回）の専決処分報告とさせていただきます。

御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第３号専決処分の承認を求める件〔令和５年度本別町一般会計補正予算（第２０回）〕を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、承認第３号専決処分の承認を求める件〔令和５年度本別町一般会計補正予算（第２０回）〕は、報告のとおり承認されました。

◎日程第７　議案第４号

○議長（篠原義彦）　日程第７　議案第４号令和５年度本別町一般会計補正予算（第２１回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規）　議案第４号令和５年度本別町一般会計補正予算（第２１回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、各事業の事業費確定による計数整理が主なものとなっております。

予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１億９２７万４,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７６億８,１８１万４,０００円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたしますが、先ほど申し上げましたとおり、今回の補正は大部分が事業確定による執行残等の計数整理となっております。

２８ページ、２９ページをお開きください。

２、歳出ですが、下段の２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、４節共済費会計年度任用職員保険料１５１万円の増額補正は、社会保険料掛け金の変更等によるものです。

３０ページ、３１ページをお開きください。

中段の６目財産造成費、１２節委託料、業務委託料、町有林造林事業１,１８４万５,０００円の減額補正は、事業中止により減額するものです。

その２目下、９目企画費、１０節需用費、印刷製本費、各種事業用２３万円の増額補正は、高齢者等生活交通支援事業、いわゆるタクシー利用券配布事業の令和６年度事業に要する利用券を作成する費用を計上するもの、その下、１２節委託料、業務委託料、生活維持路線運行４２万５,０００円の増額補正は、本別・浦幌生活維持路線バスの利用者数増により増額するものです。

３２ページ、３３ページをお開きください。

１０目まちづくり推進費、１節報酬、会計年度任用職員８８８万１,０００円の減額補正は、地域おこし協力隊の任用数減に伴う減額、その２節下、７節報償費、謝礼金、アドバイザー１７万５,０００円の増額補正は、ゼロカーボン施策推進アドバイザーの派遣回数が当初見込みより増えることから増額するもの、その３節下、１１節役務費、手数料、ふるさと寄付金業務５００万円の減額補正は、返礼品配送数量が見込み数より減少したことによるものです。

３４ページ、３５ページをお開きください。

下段の１４目基金費、２４節積立金中、基金積立金ですが、今回、財政調整基金を５,３８６万５,０００円増額、減債基金を１,６２７万８,０００円増額するものです。

３６ページ、３７ページをお開きください。

３段目の３項１目戸籍住民基本台帳費、１２節委託料、電算業務委託料、システム修正２２０万円の増額補正は、戸籍の附票に振り仮名を記載するために住民情報システムの改修が必要となることからその費用を計上するものです。

飛びまして、４０ページ、４１ページをお開きください。

３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費、１８節負担金補助及び交付金、補助金､エネルギー･食料品等物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金３００万円の減額、その下の物価高騰対応重点支援事業、低所得者枠３８５万円の減額及び１９節扶助費、本別町福祉灯油事業９９万円の減額補正は、補助金等の給付対象世帯数の確定及び支給見込みにより減額するものです。

４４ページ、４５ページをお開きください。

２段目の３項児童福祉費、３目特別保育費、４６ページ、４７ページをお開きください。

上段の１７節備品購入費、保育所備品、避難車１０万９,０００円の増額補正は、勇足保育所の新年度入所児童数増に備えるため購入するものです。

飛びまして、５６ページ、５７ページをお開きください。

下段の７款１項商工費、２目商工業振興費、１８節負担金補助及び交付金、補助金、商工事業者電気料高騰臨時特別支援事業２,７２３万６,０００円の減額補正は、補助事業の事業費確定により減額するものです。

５８ページ、５９ページをお開きください。

２段目の８款土木費、２項道路橋りょう費、２目道路維持費、１２節委託料、業務委託料、公共施設等除雪１１１万６,０００円の増額補正は、除雪回数増によるものです。

６４ページ、６５ページをお開きください。

下段の１０款教育費、２項小学校費、１目学校管理費、１０節需用費、６６ページ、６７ページをお開きください。

上段の修繕料、教具備品４５万７,０００円の増額補正は、本別中央小学校のチャイムが故障したことによるものです。

飛びまして、７４ページ、７５ページをお開きください。

上段の５項保健体育費、３目学校給食費、１０節需用費、修繕料、機械器具２０万７,０００円の増額補正は、食材切断機等の消耗部品の劣化により交換が必要となったことによるものです。

以上、歳出を終わり、戻りまして１０ページ、１１ページをお開きください。

１、歳入ですが、上段の１款町税、１項町民税、１目個人、１節現年課税分、個人所得割１,７５０万５,０００円の減額補正は、課税対象所得が当初見込額より減少したことによるものです。

２目法人、１節現年課税分、法人税割３０２万６,０００円の増額補正は、各種法人等の課税標準額が増額となったことによるものです。

２段目の２項１目固定資産税、１節現年課税分、家屋３３８万４,０００円の増額及び償却資産４９２万４,０００円の増額補正は、課税標準額の増額等により調整するものです。

下段の９款地方特例交付金、２項１目１節新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金６４万円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している中小事業者の固定資産税軽減分について全額国費により補填されるものです。

１２ページ、１３ページをお開きください。

上段の１０款１項１目１節地方交付税４,５９９万６,０００円の増額補正は、普通交付税の確定によるもので、確定額は、２９億３，７２７万７,０００円、前年度対比０.０％、金額では１４３万２,０００円の減となっております。

１４ページ、１５ページをお開きください。

下段の１４款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金、１節総務費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、戸籍附票システム改修費２２０万円の増額補正は、歳出で説明いたしました戸籍附票システムの改修に係る経費に対する補助金を計上するものです。

飛びまして、２２ページ、２３ページをお開きください。

上段の１６款財産収入、２項財産売払収入、２目１節物品売払収入、車両６１万１,０００円の増額補正は、一般競争入札による公用車６台の売払い代金を計上したものです。

上から２段目の１８款繰入金、２項基金繰入金、合計３,１６１万８,０００円の減額補正は、各種基金繰入事業の決算見込みによる調整で、歳出で計上しております基金積立金と合わせまして、財政調整基金は２億６,９９４万円を取り崩し、１億４,１７７万６,０００円を積み戻すこととなり、現時点での年度末基金残高は９億２,２５７万６,０００円となる見込みで、減債基金につきましては、年度末で３億７,４５７万円となる見込みとなっています。

今回の補正により、土地開発基金を除く全基金の年度末時点での現在高は、前年度より１億７,００８万４,０００円減の２６億２,８６６万円程度となる見込みとなっております。

なお、３月末に特別交付税及び、消費税等の各種交付金が確定しますので、令和５年度末の最終現在高は変更になる予定です。

２４ページ、２５ページをお開きください。

上段の２０款諸収入、４項１目７節雑入、北海道市町村振興協会助成金、いきいきふるさと推進事業８０万円の増額補正は、本別高校生海外研修派遣事業に対し補助が採択されたこと等によるものです。

下段の２１款１項町債、２目衛生債１９０万円の減額から、２６ページ、２７ページをお開きください。

６目教育債３４０万円の減額補正までは事業費の確定による調整、その下、７目臨時財政対策債３９６万９,０００円の減額補正は、発行可能額の確定による調整です。

以上、歳入を終わりまして、次に、５ページにお戻りください。

第２表、繰越明許費補正ですが、１、変更。

２款総務費、１項総務管理費、事業名、社会保障・税番号制度住民基本台帳システム改修事業４９７万９,０００円を３６５万９,０００円に、その下、３項戸籍住民基本台帳費、事業名、社会保障・税番号制度、戸籍附票システム改修事業１３５万３,０００円を３５５万３,０００円にそれぞれ変更するもので、事業費の確定及び事業内容の追加によるものです。

６ページをお開きください。

第３表、債務負担行為補正ですが、１、変更は事業費の確定により限度額を変更するもので、事項、本別町テレビ中継局放送機器更新工事、限度額５,９４８万７,０００円

を５,５００万円に。事項、インターネットシンクライアントシステム機器更新事業、限度額４,５０２万９,０００円を４,４９７万６,０００円に。事項、ごみ収集運搬業務委託限度額３億７,０００万円を３億６,３００万円に。事項、北海道市町村備荒資金組合車両購入、土木用作業車、限度額１９９万２,０００円を１５６万３,０００円に。事項、小学校教育用パソコン購入事業、限度額１,４８５万９,０００円を１,４７９万５,０００円に。事項、中学校教育用パソコン購入事業、限度額１,２０９万７,０００円を１,２０４万６,０００円にそれぞれ変更するもので、期間については変更ございません。

７ページを御覧ください。

第４表、地方債補正ですが、上段の１、追加。

起債の目的、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業、限度額２,２５０万円。

起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりで、９ページをお開きください。

３、廃止。

起債の目的、学校教育施設等整備事業、限度額２,５９０万円ですが、これらにつきましては、中学校空調設備整備事業に充当する起債事業を変更するものです。

７ページにお戻りください。

下段の２、変更ですが、事業量、事業費の変更、確定に伴い限度額を変更するもので、起債の目的、一般補助施設整備等事業、限度額２,２２０万円を１,６６０万円に。起債の目的、緊急防災・減災事業、限度額２,２５０万円を２,１５０万円に、８ページをお開きください。

起債の目的、辺地対策事業、限度額１億２５０万円を１億７０万円に。起債の目的、過疎対策事業、限度額３億１,２７０万円を３億１８０万円に。起債の目的、臨時財政対策債、限度額２,４０５万３,０００円を２,００８万４,０００円にそれぞれ変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、令和５年度本別町一般会計補正予算（第２１回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

まず、歳出からとし一括といたします。

２８ページから７７ページまで、ございませんか。

藤田議員。

○７番（藤田直美）　それでは、まず総務管理費、３０ページ、３１ページ、財産造成費中委託料、町有林造林事業、先ほど事業中止という説明がありましたが、その中止になった背景といいますか、理由について伺いたいと思います。

次、社会福祉費４０ページ、４１ページ、１目社会福祉総務費、１８節負担金補助及び交付金中、補助金、エネルギー食料品等物価高騰に伴う低所得者支援世帯支援給付金とその下､物価高騰対策重点支援事業､低所得者枠ということで減額となっております。世帯数の確定ということでありましたが、予算時には対象世帯があってこの予算時には金額が出てたと思いますが、減となった理由について伺いたいと思います。

その次、商工費５６ページ、５７ページ、２目商工振興費、１８節負担金補助及び交付金中、補助金、商工事業者電気料高騰臨時特別支援事業ということで、２,７００万何がしは減額となっておりますが、予算のときには３,５００万円ほど予定されてたと思います。減額となった理由、事業が執行されていないという金額がこんだけあるという背景とか理由、どのように分析をしているのか伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦）　篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦）　まず、私のほうから町有林造林事業の関係についてお答えさせていただきます。

事業中止という背景ですが、国、道の補助金が確定したことによりまして、事業費確定によりましてこの部分が減額となっております。減額となっている部分の事業につきましては、間伐事業で予定していた１９．８８ヘクタール、この部分が５５３万４,０００円の減額、並びに準備地ごしらえを行なえなかったという部分が４．８ヘクタールの減額分といたしまして、５３６万８,０００円となっております。以上です。

○議長（篠原義彦）　長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸）　２問目の質問に答弁させていただきます。

４１ページの部分の給付金になります。こちらのほうにつきましては、上段のエネルギー食料等物価高騰に伴う低所得者世帯支援給付金のほうでまずありますけども、こちらがいわゆる３万円の給付金になります。

６月補正をさせていただいた当時では１,０５９世帯を見込みまして、その後、９月に１０６世帯を、さらに転入者ですとか、所得の変動があった方という形で補正させていただきまして、合計で１,１６５世帯の分を見込んでおりました。これが３月の確定でありまして、一千飛んで二十四世帯という形で確定をしておりますので、減額という形をとっております。

また、下段の物価高騰対応重点支援事業のほうでありますが、こちらが７万円の給付金になります。こちらのほうも１２月の補正で補正させていただきまして、１,１６３世帯という形になっております。

また、こちらのほうがまだ支給を行なっている最中ではありますけれども、見込みで１,１０８世帯の支給を見込んでおりますので、今回の減額という形に提案させていただいております。以上です。

○議長（篠原義彦）　野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也）　お答えいたします。

３点目、商工事業者の電気料高騰の支援事業につきましてですけども、予算計上時につきましては、町内の商店街の聞き取り、それと電力会社の助言をいただきながら積算をしたところでありますけれども、実際蓋を開けてみるとこのような結果になったということで、なかなか町内全体の把握が難しかったというところの減額になっております。以上です。

○議長（篠原義彦）　藤田議員。

○７番（藤田直美）　まず、造林事業なんですが、事業を行なえなかった４．８ヘクタ

ールについては今後どのようにされるのかという点を伺いたいのと、低所得者世帯に関してなんですが、これは多分申請をしなければいただけないというものだと思いますが、その申請告知、催告などをどのようにしたのかということを伺いたいと思います。

また、商工業者、物価高騰支援に関してなんですが、その申請に関してなんですけども、聞き取りというのは十分でなかったというようなお話がありましたが、申請に関して申請しづらいですとか、そういう御意見っていうのはなかったのか、何か方法について何か問題がなかったのかという点について、伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦）　篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦）　お答えいたします。

準備地ごしらえ４．８ヘクタールほど実施できなかったというところの部分でございますが、次年度以降に実施するというような形で取り進めたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦）　長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸）　周知についての御質問でありました。

こちらにつきましては、開始当初につきましては民生児童委員のほうにも制度内容を説明しておりますし、御相談等の依頼があった場合については、対応いただくというようなお願いをしておりますのと、町広報紙への折り込みという形で当初入れておりますのと、お忘れでありませんかというような形で何度か告知のほうをさせていただいているところであります。以上です。

○議長（篠原義彦）　野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也）　お答えいたします。

申請に対しての意見ということでございますけども、多かったのが、やはり申請額が小さいので辞退をしたいという方が多かったというのと、もう１点は補助するときに検針票を添付してもらうんですけども、その検針票をなくしてしまってというところで、再発行はできますよという案内はしてはいたんですけども、なかなかそれが面倒だという意見もいただきながら、そういったところの減額も大きかったかなと考えてます。以上です。

○議長（篠原義彦）　ほか、ございませんか。

梅村議員。

○５番（梅村智秀）　それでは、１点目３０ページ、３１ページになります。

２款総務費の９目企画費の１２節委託料でございます。業務委託料といたしまして生活維持路線運行４２万５,０００円の計上がございます。こちらにつきましては、浦幌線の利用者増ということで御説明をいただいたところですが、この具体的な内容についてお伺いをするのと、その増となった理由や背景等について分析、捉えがあれば伺います。

続きまして、３２ページ、３３ページ、１０目まちづくり推進費の１１節役務費、ふるさと寄付金業務で５００万円の減額の計上がございます。こちら配送数の確定ということで見込みより減であったということでございますが、この見込み数と実際確定した実数、また減となった理由や背景、またその対策等について、この提案に対して捉えて

いるものがあればお伺いをいたします。

続きまして、４０ページ、４１ページでございます。社会福祉総務費のうち１８節負担金補助及び交付金、こちら補助金関係でエネルギー食料品等物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金３００万円の減と、その下に物価高騰対応重点支援事業、低所得者枠ということで３８５万円の減ということで計上がございます。

こちら実施に際しまして、対象になるのかどうかというような問い合わせ等はどのぐらいあったのか、自身が対象になるかどうか分かりにくいというようなお声というものはあったのかどうか、その上での御提案となっているのか、お伺いをいたします。

続きまして、５０ページ、５１ページでございます。４款衛生費、１８節負担金補助及び交付金、こちら病院公営企業費でございます。負担金のうち救急医療確保経費で３,０００万円、不採算地区病院運営経費で２,５００万円の計上がございます。御説明にもあったとおり、事業の確定等に伴う年度の締めとなる補正予算提案でございますが、こちらまず本提案の必要性やその提案に至る理由背景等についてお伺いをいたします。

続きまして、５８ページ、５９ページでございます。消費者対策費、うち１８節負担金補助及び交付金、補助金で、物価高騰生活応援商品券交付事業で１１５万９,０００円の減額提案がございますが、こちらの理由等についてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦）　松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規）　お答えいたします。

私のほうから企画費の委託料の部分ですけれども、説明ちょっと言葉足らずな部分があったんですが、利用増というか、以前１２月の定例会でも補正はしているんですけれども、そのときの説明とも重なる部分はありますが、浦幌線の運行に関しましては車両３種類使っているという前提で、普通の小型車、ワゴン車、マイクロバスの３種類を使ってるんですけれども、それの利用の差につきましては、実際に予約人数によってどの車両を使うかということになっております。今、本別高校の高校生１年生、２年生につきましては１４人登録、使ってる方がいるんですけれども、その方たちが乗るための数量、マイクロバスへの対応が多くなったというような状況での増額となっております。具体的に当初予算の見積もりでは、マイクロバスについては、全体で４２４回運行する見込みではあったんですけれども、月当たりでいきますと３５回、マイクロバスを利用する予定ではあったんですが、１月までの実績、月当たりで見ますと、それが１３回超過しているというような状況でございます。その代わり小型車の利用数が低下はしているんですけれども、車が大きくなることによって運行の経費、委託料も単価が上がってきますので、大きい車が回数が増えるとその分委託料が上がってしまうということに伴いましての今回の増額補正ということになっております。以上です。

○議長（篠原義彦）　野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也）　お答えいたします。

役務費のふるさと納税の配送の関係なんですけども、理由としましては、このサイトを通さないで直接の多額の寄付があったことが要因になって、配送料とポータルサイトの通した場合の手数料も含んでますので、それを合わせて５００万円の減額となってい

るっていうところでございます。ポータルサイトの手数料も８％から１２％ぐらいと幅があるもんですから、どのぐらいってのはちょっと計算できてないんですけども、見込みで配送の手数料とサイトの手数料合わせて５００万円程度が減額になるということで計上させていただいてます。以上です。

○議長（篠原義彦）　長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸）　４０ページ、４１ページの給付金の関係の御質問でありますけれども、対象となるのかというような問い合わせについてでありますが、こちらのほうについては、電話等で対象になるのでどうなのかというような問い合わせが、通知を出したときにはやはり何件か問い合わせをいただいております。

ただ、この間給付金につきましては、非課税世帯という形でこれがもう一昨年から続いておりますので、もう町民の方々は既にもう何回も経験されているということで、今回のものにつきましてもプッシュ式で行なっておりますので、該当する方については通知が届いた時点で申請書を出していただいていると捉えております。

また、お忘れでありませんかというような通知を出したときについては、自分もらっているのだろうかというような問い合わせの電話が数件来ております。これにつきましても、いついつ振り込みをさせていただいてますということで、確認をさせていただいた後に確認をいただいているところであります。以上です。

○議長（篠原義彦）　小川国保病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸）　５０ページ、５１ページに負担金補助及び交付金の救急医療確保経費、また不採算地区病院運営経費の提案の理由でございますが、至った理由という部分につきましては、当初予算から比較いたしまして、病院事業にかかる収益、いわゆる医業収入、入院外来収益が年度当初と比較いたしまして、約５,７００万円程度減額になる見込みという状況でございます。こういった状況を鑑みまして、年度末で病院事業会計、資金不足とならないようにするということが必要でありますから、そういった部分を考慮いただきまして、今回この提案に至った次第でございます。

○議長（篠原義彦）　宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉）　７款商工費、消費者対策費の補助金、物価高騰生活応援商品券交付事業１１５万９,０００円の減額について御説明いたします。

こちらの事業につきましては、８月の補正で１世帯８,０００円の商品券を配布するという事業でして、この補助金に関しましては、お店で使われた商品券を商工会で換金した額に対して補助をしているものです。予算を組んだときには、３,４５０世帯分を予算化しました。今回の事業に関しましては、９月１日基準日ということで、そこから世帯数減りまして３,３９９世帯に送付しております。その後、一応本人受け取りという形でポストインできない郵送してますので、それが本人の手元に最終的に届いた世帯が３,３７１世帯となっております。こちら届いた商品券が、最終的に１２月３１日までの使用期限で使われて、お店のほうから商工会へ換金されたものの額が２,６４４万５００円分ということで、当初予算との差１１５万９,０００円を今回減額補正するものです。以上です。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　１点目にお伺いいたしました業務委託料、浦幌線の生活維持路線運行についてでございますが、私も言葉が足らずというところなんですけども、当初の見込みよりも利用者が増える、大型であるマイクロバスを運行に使わなければいけなくなる、そういうその背景といいますか、そういったところの分析ができてるのかっていうところで　過去にこの積算のこと、利用者によって供用する車のサイズが変わるよというところについては理解してございますが、当初の見込みよりもそういう大型が出てしまう背景というか、そういったところの分析についてどのようになっているのか、お伺いをいたします。

続きまして、３款民生費の社会福祉総務費、４０ページ、４１ページの負担金補助及び交付金でございます。低所得世帯等に対する給付金等々でございますが、こちらにつきまして、当然該当者にはそうした通知がプッシュ型でいくというところでございますが、自分が対象になっているのかどうなのか、つまりは案内が届かない方という方々から、自分は対象ではないのかという問い合わせはどの程度あったのか、所管課の捉えとしては一定数やはりあったのかという捉え方となっているのか、問い合わせはあったけれども少ないよというような捉えなのか、その辺についてお伺いをいたします。

と申しますのも、複数件やはり私の元にも分からない、分かりにくいというような問い合わせがあったものですから、全体を通して所管課の捉え、この事業についてどのように捉えていらっしゃるのかお伺いをいたします。

続きまして、４款衛生費、病院費についてでございます。

こちら御答弁いただいたところで、当初の見込みより収支の見込みがというところで約５,７００万円減額になるというところの御説明をいただいたところですが、こちらそれでは改めまして、この令和５年度の当初、こうした一般会計からの繰出金、病院にとっては繰入金ということになるでしょうけども、この負担金や補助金の見込みについてはどのようなもの、当初がどのようなものであって、結果として令和５年度この提案を持ってどのようになるのかという点についてお伺いいたします。

まず、一般会計からの繰入金等の総額とうち一般財源がこの提案をもってどのようになるのかという点について、具体的数字をお伺いいたします。

また、この提案に際しまして令和５年度中ということになりますが、本日まででございますけれども、この病院の運営や経営につきまして、収支改善に資することができるような具体的な取組があって、どのような効果を得た上で致し方なしということでこの提案をなされているのか、得られたその効果については数値等も具体的に御答弁をいただいた上で、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦）　ここで、暫時休憩をいたします。

午前　１１時０５分　　休憩

午前　１１時１５分　　再開

○議長（篠原義彦）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規）　お答えいたします。

浦幌線の委託料の増額の分析の部分ですけれども、当初のときに比べまして結果として高校の入学者数が多くなったというところで、１年生になるんですけれども、部活をやる子も多くて、夕方、最後の便、それの車が大型化することが多かったっていうところでの増と捉えております。以上です。

○議長（篠原義彦）　長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸）　給付金の部分であります。

こちらにつきましては、案内が届かないけれども該当になるのではないかというようなお問い合わせにつきましては、出した当初につきましては数件、本当に数える、ほとんど少ないというような形でお問い合わせをいただいて、こちらのほうについてはお調べをして、該当にならないというような形での返答をさせていただいているところであります。以上です。

○議長（篠原義彦）　小川国保病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸）　衛生費の負担金補助及び交付金の部分でございます。

まず、繰入金の５年度当初の状況でございますが、収益中収支の部分ベースの数字になりますが、令和５年当初につきましては３億８,５２６万７,０００円、こちらの金額を計上していたところでございます。最終的な今年度の予算、措置額の見込みといたしましては４億４,０５６万２,０００円ということで、当初と比較いたしまして５,５２９万５,０００円の増という形で、昨年の前年の繰入金額が約４億５,０００万円でございましたので、対前年については約９００万円ほどの減額の状況となっているところでございます。

あと今年度の病院運営に関しましての特に重点的にといいますか、経営的な部分で力を入れてきた部分、診療報酬上の話でまず１つございますけども、管理料等の加算料の増収策ということで、この部分の今年度の決算の収入増の見込みというのが約７００万円程度の見込みとなる状況でございます。

また、地ケア病床を運用して今年度クラスター等もありまして、なかなか稼動がよろしくなかった部分もございますけれども、地ケア病床としての増収分といたしましては約１,６００万円ほど増収を見込んでいる状況でございますので、こういったことも含めて、今回の収益収支調整の額を算定しているというところでございます。

○議長（篠原義彦）　松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規）　私のほうから病院の繰出金に関しまして一般財源の額という部分についてお答えいたします。

病院繰出金に関しましては、特別交付税、普通交付税等々を充当されている部分がございますけれども、令和５年度におきましては、特別交付税、普通交付税、その他起債ですとか、電源立地の交付金等々を除いた分につきましては、一般財源が１億９,９１４万６,０００円という状況になっております。以上です。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　それでは低所得世帯等への給付金関係でございますが、こちらの

実績といたしまして、いわゆるそうした対象となりますよという通知が届いてない方で、結果としてその対象となった方はいないという捉えをしてよろしいのか、事実の確認をいたします。

続きまして、４款衛生費の病院公営企業費でございます。こちら今御答弁いただいた中で、令和５年度の当初と比較して、当初約３億８,０００万円の見込みが、結果としては約４億４,０００万円ですと。うち一般財源が約１億９,０００万円ということで御答弁をいただいたところです。また、一部分については増収したというような御答弁もいただいたところですが、これら結果としてのところでしょうけれども、当初の見込みとしてこの病院運営、経営という部分については、結果としてはこうして補正予算での赤字補填を求められているわけですが、当初の見込みと比較して、この結果を踏まえてどのような評価となっているのか、お伺いをいたします。提案に際して今持ち合わせているものでよろしいので、今後の見通しというものについてもあればお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦）　長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸）　通知をしてない方で該当になった方がいらっしゃるかということの御質問でありました。

こちらにつきましては、転入された方、基準日以降に転入された方ですとか、あと所得変動があった方という方で、申告によって支給になった方っていうのが数件おられます。あと、世帯主の方が亡くなったというような形の中で４件ほどあったという形であります。以上です。

○議長（篠原義彦）　小川国保病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸）　当初予算から比較しますと約５,５００万円ほどの増額という今回結果という形でございますが、当然当初予算の枠内で運営できれば一番よろしいのかなとは考えております。そういった部分では、その改善っていう部分では、大きく言うと収入を増やすこと、あと経費を抑えること、ここの部分が単純にしっかりと上げるものは上げる、下げるものは下げる、そういったことを含めての経営をしていくということが重要だと思っております。

当然、その中で今現状本別町の国保病院が置かれている地域の医療におけるその役割、適切な医療サービスを提供していく、そういったことを念頭に踏まえながら、やはり地域の病院として運営させていくということが病院のほうとしては大変重要なことと捉えているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦）　ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　これで歳出を終わります。

次に、歳入、繰越明許費、債務負担行為及び地方債補正一括といたします。

５ページから２７ページまで、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○５番（梅村智秀）〔登壇〕　それでは、議案第４号令和５年度本別町一般会計補正予算（第２１回）につきまして、反対の立場で討論を行ないます。

ただいまの質疑で明らかになったとおり、町国保病院の運営、経営についてはこれまでからの改善というものが見られないという事実が判明いたしました。

収支不足というものが、実態といたしまして今年度に限らず近年遡ってみても当初の予算どおり運営、経営がなされていたというところが見当たりません。こうした収支不足については、漫然と一般会計からの繰入れに頼る、こうした体質が年度内においても改善の兆しというものが見えないところであります。

期末に資金不足を出さないために、病院運営に必要な経費である提案であるということについては理解ができるものでございますが、次につながっていく効果的な支出となるとは到底認めることができません。

事質上の赤字補填となる一般財源からの支出等を行なったとしても、厳しい町財政に及ぼす影響は小さくなく、そうした支出に伴って長らく課題となっている医療の質や接遇の改善、こうした目に見えるものがあったというところも御答弁からは伺うことができませんでした。

以上のことから、本提案については反対をいたすものでございます。

議員諸兄姉の賛同賜りたく、お願い申し上げ討論を閉じさせていただきます。

○議長（篠原義彦）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　これで討論を終わります。

これから議案第４号令和５年度本別町一般会計補正予算（第２１回）についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦）　起立者８人。

よって起立多数です。お座りください。

したがって、議案第４号令和５年度本別町一般会計補正予算（第２１回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第８　議案第５号

○議長（篠原義彦）　日程第８　議案第５号令和５年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第７回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉）　議案第５号令和５年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第７回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、事業完了及び交付金等の額の確定による計数整理などが主な内容で、保険税等の決算見込の減額により、歳入歳出不足分として繰り入れる基金の取り崩しの増額を行なっております。

それでは、予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１,４５０万９,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０億３,９８４万８,０００円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明いたします。

７ページ、８ページをお開きください。

２、歳出でありますが、中段の２款保険給付費、１項療養諸費、２目療養費１７０万円の減額補正及びその下、４項出産育児諸費、１目出産育児一時金１００万円の減額補正は、それぞれ受診件数及び出生件数の実績見込みによる事業費の調整です。

９ページ、１０ページをお開きください。

中段の５款保健事業費、３項健康管理センター事業費、２目健康管理事業費、１２節委託料４９万６,０００円の減額補正及び１９節扶助費４３万８,０００円の減額補正は、６５歳以上のインフルエンザワクチン予防接種者の実績見込みによるものです。

下段の７款諸支出金、２項繰出金、１目病院事業会計繰出金、２７節繰出金８２５万円の減額補正は、病院事業の事業費確定により調整するものです。

以上、歳出を終わり、戻りまして３ページ、４ページをお開きください。

１、歳入でありますが、１款１項国民健康保険税、１目一般被保険者国民健康保険税４３３万８,０００円の減額補正は、収入見込による調整です。

３款国庫支出金、１項国庫補助金、２目１節社会保障・税番号制度システム整備費等補助金２,０００円の増額補正は、マイナンバーカードの健康保険証利用周知に係る経費に対する補助金の額の確定によるものです。

４款道支出金、１項道補助金、１目保険給付費等交付金、１節保険給付費等交付金、普通交付金２７０万円の減額補正は、歳出の２款保健給付費で説明しました受診件数及び出生件数の実績見込みにより事業費を減額したことによる調整です。

その下２節保険給付費等交付金、特別交付金、特別調整交付金分、市町村向け８２５万円の減額補正は、病院事業の事業費確定により交付金を調整するものです。

５ページ、６ページをお開きください。

６款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金、３節その他一般会計繰入金、健康管理センター施設管理分９２万７,０００円の減額補正及び健康管理事業分１４０万２,０００円の減額補正は、歳出の５款保健事業費、３項健康管理事業費の減額補正に

伴う財源の調整です。

下段、２項１目１節基金繰入金６２３万５,０００円の増額補正は、歳入不足分を基金から繰り入れるものです。この繰入れにより令和５年度末の基金残高は５,８２０万５,０００円となる見込みです。

なお、１１ページの添付資料につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、令和５年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第７回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

梅村議員。

○５番（梅村智秀）　まず、歳出５款の保険事業費、２目の健康管理事業費の７節報償費で、記念品代といたしまして健康ポイント事業３２万５,０００円の減額提案がございますが、こちらの提案に際しまして、この事業の評価、直近このポイント関係の見直しが案内されているところでございますが、この提案に際しまして提案に至った理由であるとか、背景であるとか、事業自体の評価はどのように捉えた上での御提案となっているのかお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦）　髙橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（髙橋紀尊）　梅村議員の御質問にお答えいたします。

最初、当初の予算だったんですけれども、昨年の特定健診の受けた方が５６５名おりました。そして、あと高齢者健診で１５０名があったことから、おおむね８００名を目標として掲げておりました。しかし、ちょっと結果が届かなかったということで、その原因につきましては、必須で健康診断、がん検診の結果を確認して、スタンプがあるんですけど、それに押印するということを進めて、それを通していろいろ健康指導なんかも含めてということで進めていたんですけれども、その健診の結果を見せることに対して抵抗がある方が多くて、なかなか参加者を集うことができなかったということがありました。もろもろ広報折り込み等でも宣伝はしていたんですけれども、ちょっとそういう部分で参加者を募ることができなかったので、来年度についてはちょっとその部分についても内部でちょっと検討して、どういう形で参加者が集まってくれるかということを検討していきたいと思います。

一応その減額については、そういう理由で参加する方が少なかったということで減額させていただいております。以上です。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　まず、この健診に際してのポイント事業でございますけども、当初としては健診合わせて８００名の見込み、目標値でしたよというところで、結果、その実績としては健診者数の実績としては何名程度であったのかまずお伺いをするのと、併せて健診者数も減っていたのであろうと察するところでございますが、併せて健診は受けていても、その健診の結果を開示しなければポイントの対象にはならないというよ

うな運営だったのか、その辺の実態についてちょっと改めてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦）　髙橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（髙橋紀尊）　その健診を受けたというところでスタンプを押すということになっていましたので、健診を受けたということを申請しないとこのポイント事業にはちょっと該当しないということです。

今ちょっと健診者数については増減どうだったのかということなんですけど、今ちょっとその辺については手持ちの資料がありませんので、申し訳ございません。

○議長（篠原義彦）　ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第５号令和５年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第７回）について採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５号令和５年度本別町国民健康保健特別会計補正予算（第７回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第９　議案第６号

○議長（篠原義彦）　日程第９　議案第６号令和５年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉）　議案第６号令和５年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、事業費確定及び決算見込による計数整理が主なものとなっております。

それでは、予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１７４万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億５,１８７万９,０００円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明いたします。

５ページ、６ページをお開きください。

２、歳出でありますが、中段２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金、１８節負担金補助及び交付金１２１万５,０００円の減額補正は、広域連合への事務費及び保険料

にかかる納付額の確定によるものです。

以上、歳出を終わり、戻りまして３ページ、４ページをお開きください。

１、歳入でありますが、２款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金、１節保険基盤安定繰入金７９万７,０００円及び２節その他一般会計繰入金、広域連合事務費負担分４１万８,０００円の減額補正は、歳出で説明しました広域連合への納付金の減額補正に伴う財源の調整です。

以上、令和５年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第６号令和５年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、議案第６号令和５年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０　議案第７号

○議長（篠原義彦）　日程第１０　議案第７号令和５年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第６回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸）　議案第７号令和５年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第６回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、介護保険料及び介護給付費の執行見込みに伴う介護給付費負担金等の調整、事業の完了等に伴う計数整理などが主なものであります。

予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ７,０４９万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０億９,７８０万８,０００円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて説明いたします。

７ページ、８ページをお開きください。

２、歳出ですが、下段の２款保険給付費、１項介護サービス諸費、１目介護サービス給付費５,６９１万９,０００円の減額は、居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費の執行見込によるものであります。

３目高額介護サービス給付費４０１万７,０００円の減額及び４目特定入所者介護サービス費６０３万５,０００円の減額は執行見込によるものです。

３ページ、４ページをお開きください。

１、歳入ですが、１款１項介護保険料、１目第１号被保険者介護保険料２,５８４万６,０００円の減額は、決算見込によるものであります。

次の段の３款国庫支出金、１項国庫負担金、１目介護給付費国庫負担金１,５１３万円の増額及び次の段の２項国庫補助金、１目調整交付金１,４６４万円の減額は国の内示によるものです。

次の段の４款１項支払基金交付金、１目介護給付費交付金２,３５１万７,０００円の減額は、介護給付費の見込みにより調整を行なうものであります。

次の段の５款道支出金、１項道負担金、１目介護給付費道負担金８２２万５,０００円の減額は道の内示によるものです。

一番下段の７款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金、１節介護給付費繰入金６２４万３,０００円の減額、５ページ、６ページをお願いいたします。

２節地域支援事業繰入金６２万６,０００円の増額、３節その他一般会計繰入金１９６万円の減額は、歳出で御説明いたしました、保険給付費等の執行見込による財源調整によるものです。

下段の２項基金繰入金、１目介護保険基金繰入金４８１万７,０００円の減額は、介護給付費の執行見込による財源調整を行なうものです。

以上、令和５年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第６回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第７号令和５年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第６回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、議案第７号令和５年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第６回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１　議案第８号

○議長（篠原義彦）　日程第１１　議案第８号令和５年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第８回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治）　議案第８号令和５年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第８回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、事業確定による執行残及び決算見込みによる計数整理が主なものとなっております。

それでは、予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２０１万９,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億３,８８５万６,０００円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

７ページ、８ページをお開きください。

２、歳出ですが、各科目におきます１節報酬、３節職員手当等、４節共済費の補正は、執行見込みによる調整及び標準報酬月額の変更によるもので、１１ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

上段から５行目、１０節需用費中燃料費、Ａ重油１０万４,０００円及びガソリン５万３,０００円の増額補正は、燃料単価の高騰及び執行見込によるものであります。

以上で歳出を終わり、戻りまして、３ページ、４ページをお開きください。

１、歳入ですが、１款サービス収入、１項１目介護給付費収入１,３６０万６,０００円及び２目自己負担金収入３９５万８,０００円の減額補正は、利用者の入院等による空床率の増加、短期入所サービス利用日数の減少、ケアプラン作成数の減少によるものであります。

次の４款繰入金、１項他会計繰入金、１目１節一般会計繰入金１,５４５万４,０００円の増額補正は、事業執行見込みにより調整するものであります。

次の６款諸収入、１項１目１節雑入中、５ページ、６ページをお開きください。

医療・介護・障がい施設等物価高騰対策支援金３万２,０００円の増額補正は、障害福祉サービスにおける短期入所サービスを実施している事業所に対して交付されるものであります。

以上で、議案第８号令和５年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第８回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第８号令和５年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第８回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、議案第８号令和５年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第８回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２　議案第９号

○議長（篠原義彦）　日程第１２　議案第９号令和５年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第５回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉）　議案第９号令和５年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第５回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出では需用費の修繕料の増額及び事業費確定、決算見込みによる減額、歳入では水道使用料の増額及び一般会計繰入金の減額が主な内容であります。

補正予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３８９万１,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億４,８９１万８,０００円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により主なものについて御説明いたします。

６ページ、７ページをお開きください。

２、歳出ですが、１款１項簡易水道費、１目一般管理費、１３節使用料及び賃借料、使用料５０万１,０００円の減額は、公営企業会計システム導入に伴い、システムのデータセンターにアクセスし作業するため､システム構築期間に使用料がかかるとのことで、当初予算計上していましたが、請負業者との協議により使用料がかからなくなったため減額するものです。

２目維持修繕費、１０節需用費、修繕料１４万４,０００円の増額は、仙美里送水ポンプ場の２台ある次亜注入ポンプの内、１台が故障し部品交換が必要になったため、増額補正し対応するものです。

そのほかのものについては、事業費確定及び決算見込みによるものです。

４ページ、５ページにお戻りください。

１、歳入ですが、１款１項使用料及び手数料、１目水道使用料、１節現年度分１６１万６,０００円の増額は、主に営農用の使用水量の増によるものです。

３款１項繰入金、１目一般会計繰入金３７１万１,０００円の減額は、収支の調整によるものです。そのほかのものについては、決算見込みによるものです。

次に、３ページをお開きください。

第２表、地方債補正でありますが、１、変更。

内容としましては、事業費の確定に伴い限度額を変更するものです。

起債の目的。

簡易水道事業２,６６０万円を２,５２０万円に、公営企業会計適用債７００万円を６７０万円に限度額を変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法ついては変更ありません。

以上、令和５年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第５回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出、地方債補正一括といたします。

藤田議員。

○７番（藤田直美）　それでは歳出６ページ、７ページ、２目維持修繕費中、１４節工事請負費、量水器更新工事というのが減額されています。先ほど、事業費の確定ということでしたが、これは法定的に経年になっている機器を取り替えるということで予算が挙げられていたと思いますが、予定されていた機器は全部更新されたのでしょうか。この減額の理由について伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦）　小出建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（小出勝栄）　お答えいたします。

当初、更新予定は１２２か所予定をしておりまして、実際には１１３か所を更新しております。

更新に至らなかった箇所については、空き家になっていたり、使われてない防除のところは更新しないようにということで数量が減っております。以上です。

○議長（篠原義彦）　ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第９号令和５年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第５回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、議案第９号令和５年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第５回）については、原案のとおり可決されました。

○議長（篠原義彦）　ここで、暫時休憩をいたします。

午前　１１時５５分　　休憩

午後　　１時３０分　　再開

○議長（篠原義彦）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第１３　議案第１０号

○議長（篠原義彦）　日程第１３　議案第１０号令和５年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第５回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉）　議案第１０号令和５年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第５回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出では個別排水処理施設管理費、修繕料の増額ほか、事業費確定及び決算見込みによる減額、歳入では事業費確定による国庫補助金及び一般会計繰入金の減額、町債の減額が主な内容であります。

補正予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ４,０２３万２,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億７,３５５万９,０００円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

６ページ、７ページをお開きください。

２、歳出ですが、１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、１３節使用料及び賃借料、使用料５０万１,０００円の減額は、公営企業会計システム導入に伴い、システムのデータセンターにアクセスし作業するため、システム構築期間に使用料がかかるとのことで当初予算計上していましたが、請負業者との協議により使用料がかからなくなったため減額するものです。

２項施設管理費、２目処理場管理費、１０節需用費３２６万３,０００円の減額は、国の電気価格激変緩和対策事業の対象となり、電気料金が値引きされたためによるものです。

３目個別排水処理施設管理費、１０節需用費、修繕料５０万円の増額は、合併処理浄化槽の修繕費になりますが、３月保守点検時の故障等の修繕に対応するため増額するものです。

２款土木費、１項下水道費、１目下水道新設費、１２節委託料２,６８０万円の減額及び１４節工事請負費７７４万円の減額の主な内容につきましては、社会資本整備総合交付金事業の事業費確定及び執行見込みによる減額になります。

８ページ、９ページをお開きください。

２目個別排水処理施設新設費、１４節工事請負費１６８万５,０００円の減額は、合併処理浄化槽９基の設置で事業費が確定したため減額するものです。

そのほかのものについては、事業費確定及び決算見込みによるものです。

４ページ、５ページにお戻りください。

１、歳入ですが、３款国庫支出金、１項国庫補助金、１目土木費国庫補助金１,７６０万５,０００円の減額は歳出で説明しました社会資本整備総合交付金事業の事業費確定見込みによるものです。

４款１項繰入金、１目一般会計繰入金２７８万６,０００円の減額は、収支の調整によるものです。

６款諸収入、２項１目１節雑入１,０００円の増額は、汚泥の販売収入で新たに２戸の農家の方が、汚泥の試験施用を行なうことによるものです。

７款１項町債、１目土木債１,８８０万円の減額は、事業費確定の調整によるものです。

次に、３ページをお開きください。

第２表、地方債補正。

１、変更。

内容としましては、起債事業の事業費の確定に伴い限度額を変更するものです。

起債の目的。

公共下水道整備事業の限度額５,３００万円を３,６１０万円に、個別排水処理施設整備事業の限度額２,１５０万円を１,９９０万円に、公営企業会計適用債の限度額７００万円を６７０万円に改めるものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、令和５年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第５回）の提案説明とさせて

いただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出、地方債補正一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第１０号令和５年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第５回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１０号令和５年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第５回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１４　議案第１１号

○議長（篠原義彦）　日程第１４　議案第１１号令和５年度本別町水道事業会計補正予算（第４回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉）　議案第１１号令和５年度本別町水道事業会計補正予算（第４回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、収入では水道使用料の減額、収支不足による一般会計補助金の増額、支出では消費税納付額確定による増額､そのほか事業費確定及び決算見込みによる減額、資本的支出では事業費確定による減額が主なものであります。

補正予算書の１ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

第２条、令和５年度本別町水道事業会計予算、以下予算という。第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものであります。

収入の第１款水道事業収益、第１項営業収益は３５７万３,０００円の減額、第２項営業外収益は７９９万９,０００円増額補正して、収入の総額を１億５,２００万３,０００円とするものです。

支出の第１款水道事業費、第１項営業費用は１３７万３,０００円の減額、第２項営業

外費用は５７９万９,０００円増額補正して、支出の総額を１億５,２００万３,０００円とするものです。

それでは、予算説明書により、主なものについて御説明いたします。

５ページ、６ページをお開きください。

収入ですが、１款水道事業収益、１項営業収益、１目給水収益３３１万２,０００円の減額は、家事用の決算見込みによる水道使用料の減によるものです。

２項営業外収益、２目他会計補助金６４０万９,０００円の増額は収支の調整による一般会計補助金であります。

支出の１款水道事業費、次のページ、７ページ、８ページをお開きください。

２項営業外費用、２目消費税及び地方消費税５７９万９,０００円の増額は、消費税納付額の決算見込みによるものです。

そのほかのものについては、事業費確定及び決算見込みによるものです。

次に、１ページにお戻りください。

中段になります、資本的収入及び支出。

第３条、予算第４条本文括弧書中８,７１１万７,０００円を８,１６８万３,０００円に、２,２０４万１,０００円を１,６６０万７,０００円にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の第１款資本的収入、第１項企業債は、事業費確定により２０万円の減額補正し、収入の総額を１,０８３万７,０００円とするものであります。

支出の第１款資本的支出、第１項建設改良費は５６３万４,０００円減額補正し、支出の総額を９,２５２万円とするものです。

補正の内訳は事業費の確定によるもので、予算説明書の説明は省略させていただきます。

企業債。

第４条、予算第７条に定めた起債の限度額を次のように改めるものであります。

起債の目的。

原水及び浄水施設整備事業の限度額７４０万円を７２０万円に変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません

次の２ページをお開きください。

他会計からの補助金。

第５条、予算第１１条に定めた補助金の金額を６４０万９,０００円増額補正し、２,８１２万５,０００円に改めるものです。

以上、令和５年度本別町水道事業会計補正予算（第４回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出、資本的収入及び支出など一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第１１号令和５年度本別町水道事業会計補正予算（第４回）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１１号令和５年度本別町水道事業会計補正予算（第４回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１５　議案第１２号

○議長（篠原義彦）　日程第１５　議案第１２号令和５年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第７回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小川病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸）　議案第１２号令和５年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第７回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益、費用ともに決算見込みによる調整が主な内容となっております。

補正予算書の１ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

第２条、令和５年度本別町国民健康保険病院事業会計予算、以下予算という。第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第１款　病院事業収益、第１項医業収益を６２３万５,０００円増額、第２項医業外収益を２,９６３万９,０００円増額し、収入の合計を１１億３,０６３万９,０００円とするものです。

支出では、第１款病院事業費用、第１項医業費用を３０５万６,０００円減額、第２項医業外費用を３３万２,０００円増額し、費用の合計を１１億６,４１７万２,０００円とするものです。

資本的収入及び支出。

第３条、予算第４条本文括弧書き中３,０３１万２,０００円を３,９３７万５,０００円に、２,３３４万５,０００円を３,２０９万９,０００円に、６９６万７,０００円を７２７万６,０００円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第１款資本的収入、第１項企業債を１３０万円減額、第２項出資金を１９０万円減額、

第３項負担金を１７万８,０００円増額、第４項繰入金を８３８万６,０００円減額し、収入の合計を１億５,９２７万３,０００円とするものです。

支出では、第１款資本的支出、第１項建設改良費を２３４万５,０００円減額し、支出の合計を１億９,８６４万８,０００円とするものです。

２ページをお開きください。

企業債。

第４条、予算第７条に定めた起債の限度額を次のように改めるもので、起債の目的、病院施設設備等改修事業、限度額２,８２０万円を２,７２０万円に、起債の目的、医療機械器具整備事業、限度額７５０万円を７２０万円に、それぞれ事業費の確定により変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法について変更はございません。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第５条、予算第１０条に定めた経費の金額を次のように改めるもので、第１号職員給与費を１,３２５万２,０００円減額し７億７,５１３万３,０００円とするものです。

他会計からの補助金。

第６条、予算第１１条に定めた補助金の金額を次のように改めるもので、第３号退職手当組合事前納付金を６万１,０００円減額し６０８万２,０００円に、第４号基礎年金拠出金公的負担経費を１１万２,０００円減額し１,７９９万７,０００円とするものです。

３ページ目、たな卸資産の購入限度額。

第７条、予算第１３条中１億５,８００万７,０００円を１億６,９３５万２,０００円に改めるものです。

次に、６ページ、７ページをお開きください。

補正予算説明書でありますが、収益的収入から御説明いたします。

収益的収入。

第１款病院事業収益、１項医業収益、１目入院収益１,５０３万７,０００円の減額、２目外来収益３７８万７,０００円の減額は、決算見込みを勘案し補正するもので、１２月以降のコロナウイルス感染クラスター発生の影響による患者数減等によるものとなっています。３目その他医業収益のうち、３節一般会計負担金３,０００万円の増額は、入院外来収益等の減少による収入の調整となっています。２項医業外収益、２目他会計補助金、１節一般会計補助金１７万３,０００円の減額は人件費の調整によるもの、３目負担金交付金、１節一般会計負担金２,５０１万５,０００円の増額は、入院外来収益の減少等による収入の調整、６目その他医業外収益、４節雑収入１２９万６,０００円の増額は、物価高騰対策関連支援金の給付を受けるもの、５節道補助金２４９万６,０００円の増額は、コロナウイルス感染クラスター発生に対し病床確保にかかる補助を受けるもの、７目繰入金、１節国民健康保険特別会計繰入金９５万円の増額は国民健康保険調整交付金の交付対象事業費の増額によるものとなっております。

次に、８ページ、９ページをお開きください。

収益的支出。

１款病院事業費用、１項医業費用、１目給与費、１節給料から４節退職給与金までの

合計１,３２５万２,０００円の減額は、人事異動等に伴う調整を行なったもので、内訳につきましては１６ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

２目材料費のうち１節薬品費５１２万４,０００円の増額、２節診療材料費３７９万９,０００円の増額は、コロナウイルス感染症拡大による高額治療薬の購入が増えたこと、感染対策防護具等の購入増によるものであります。

３目経費のうち８節燃料費１９３万１,０００円の増額は、燃料単価高騰によるもの、１９節雑費４７０万円の減額は､職員採用に伴う人材紹介手数料の減となっております。６目資産減耗費、１節固定資産除却費１４７万５,０００円の増額は、更新や老朽化による備品等１２品目の廃棄等によるもの、２節たな卸資産減耗費４８万円の増額は使用期限切れとなった薬品等を廃棄するものです。

次に、１４ページ、１５ページをお開きください。

資本的収入及び支出の資本的支出から説明いたします。

１款資本的支出、１項建設改良費、１目病院施設改修工事費、１節委託料１４万３,０００円の減額、２節工事請負費２０７万１,０００円の減額は、それぞれ空調設備更新工事にかかる事業費の確定によるものです。

３目固定資産購入費、１節器械及び備品購入費１３万１,０００円の減額のうち、輸血ポンプ、自動血圧計、電動ベッド、スイングアーム介助バー、ベッドサイドマットセンサーは、医療施設等整備基金繰入により新たに購入するもの、その他の品目は事業費の確定による残金の調整となっております。

次に、１２ページ、１３ページにお戻りください。

収入の１款資本的収入各項の補正は事業費の確定による調整となっておりますが、そのうち４項繰入金、１目他会計繰入金、１節国民健康保険特別会計繰入金９２０万円の減額は、国民健康保険調整交付金のうち施設整備にかかる交付対象事業について、翌年度への申請年度繰り下げによるもの、２目１節医療施設等整備基金繰入金８１万４,０００円の増額は輸液ポンプ等の備品５品目購入に充当するものとなっております。

以上、令和５年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第７回）の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出、資本的収入及び支出など一括といたします。

宮本議員。

○１番（宮本やよい）　１点伺います。

９ページの１番下段、薬品等使用期限切れによる廃棄分とありますが、こちらの薬品の内容について伺います。薬剤名までは求めませんが、普段使わないものではあるけども、もしものときのために在庫しておかなければならないような薬剤なのか、もしくは発注ミスなどによって在庫過多となってしまい、期限切れで廃棄しなければならないものなのか伺います。

○議長（篠原義彦）　小川病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸）　薬品費の部分でございますが、説明のほうに記載のとおり、医薬品等使用期限切れによる廃棄分ということでございます。

この部分につきましては、薬の部分につきましては、使用期限が切れるものは当然使えませんので、その在庫状況、あるいは処方箋の状況等によって薬局のほうで在庫のほうを調整していただいております。

当然薬の中でも、事業者を通じて返品可能なものもございますので、そういった部分も当然やりくりをしながら、ただ、当院での議員おっしゃられたとおり、万が一今こういった患者に対しての処方箋というところの薬、こういう薬も用意をしておく必要があると、そういったものは一定程度用意をしている状況でありますので、そういう部分で長期間使わないもの、使用期限、期間切れになったもの、そういったものを対象として廃棄をするという内容の部分となってございます。

○議長（篠原義彦）　ほか、ございませんか。

梅村議員。

○５番（梅村智秀）　それではまず、６ページ、７ページの収入の部分からお伺いをいたします。収益的収入及び支出でございます。

まず、医業収益の３節一般会計負担金で３,０００万円、救急医療確保経費ということで計上がございます。また、下段、医療外収益、１節の一般会計負担金で２,５０１万５,０００円、こちら不採算地区病院運営経費というところで、こちらが２,５００万円の計上がございます。

御説明においては、いずれも入院外来収益の調整となんとも妙な言い回しでございましたが、簡単に言うと赤字の補填と捉えてまずよろしいのかという点でございます。

こちらにつきましてまず１点目、こうした形で一般会計からの繰入れ等を行なうわけでございますが、これらについて一般会計、町財政が厳しいよというようなことが繰り返し言及されておる中でございますが、一般会計に及ぼす影響というものをどのように評価しているのか、お伺いいたします。

２点目でございます。こうした一般会計からの繰入れをすること、多額の繰入れをすることによって病院の運営経営が賄われているわけでございますが、提案に際しての評価といたしまして、医療サービスまたは接遇等、これらのサービスをどのように評価しているのか。自己評価と、あとは患者等の客観的評価、これがどのようになっていると認識されているのか、お伺いいたします。

ページ進みまして、８ページ、９ページ、支出について伺います。

医業費用のうち、２目の材料費、１節の薬品費といたしまして、５１２万４,０００円の計上がございます。御説明の中では、コロナウイルスの高額治療等々というような、それらが主なものであるというような御説明でございましたが、これら薬品を総じてでございますけども、この期末決算に向けての御提案というところから、年度内において薬品の在庫が合わないというような事態が生じたのかどうか、お伺いをいたします。

仮にあったのであればその薬品についてもこの計上に含まれているのか、またあれば

その年月日や薬品名、個数、その発生した原因についての認識を伺いします。

続きまして、１目の給与費でございます。１節の給料というところで、一般職給の計上がございます。こちら一般職の方がハラスメント防止対策委員会の構成に従事するという観点からお伺いをいたしますが、年度内におきましてハラスメント防止対策委員会なるものが設置されたというような事実はあるのか。あればその概要と結論付けられた対応策について伺います。

当然のことながら、その当事者の個人の特定情報については一切求めておりませんので、それらを踏まえた上で御答弁を求めるものでございます。

○議長（篠原義彦）　小川病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸）　まず、収入の部分でございます。一般会計からの繰入れの部分でございます。

当然、議員おっしゃいますとおり、町財政が厳しいという状況の中で一般会計に及ぼす影響といったもの、この分については決して少なくないものと私も捉えているところでございます。

ただ、町民の病院、医療、健康の安心安全を担保する、３６５日２４時間の救急体制を維持すると、そういった視点ではこの本別町にとってなくてはならないものと捉えておりますので、この部分については一般会計の中においても基本的には大きな重点的な部分なのかなと捉えているところでございます。

あと、接遇の関係、医療サービスの提供がしっかりとできているのかどうかといった御質問がございました。この部分、令和５年度において接遇研修２回ほど、全職員対象ということで分割して４回に分けて実施したわけですけども、私含めて事務局的な総括といいますと、やはり今まで聞いたことのないといいますか、ちょっと違った視点から、実際に体験をしながら接客接遇を学んだというところでいうと、非常にためになる研修であったと思いますし、そういった効果として、やはり患者により親身に対応していただいてるなと私の中では思っておりますし、外部の患者からのそういった声も今年私が赴任してからそういう声も聞かれているのも事実でございます。

ただ、一方ではやはり接遇がよろしくないと、看護師等の対応の部分においてはいろいろそういった話しかけ方であったり、電話での対応であったり、そういった部分ではやはりあまりよろしくないといったような御意見も聞かれているというのは事実でございますので、こういった部分については継続して取り組んでいく、改善に取り組んでいく必要があるのかなと捉えているところでございます。

あと、薬品費の部分でございますが、今回こちら提案している部分については、薬品費の購入にかかる部分の予算ということでございますので、先ほど説明でも申し上げましたけれども、新型コロナの対応の治療薬というものが非常に高額な薬が流行期に多数、１２月以降、今も含めて保有をしているという状況の中での予算を計上したという次第でございます。

在庫が合わないという状況、これから棚卸し等との確認を年度末にかけて行なっていくところでございますので、棚卸しの部分の数字というものは、それぞれ期首期末で当

然確定をしなきゃなりませんので、そういった部分でこれから確認をしていくという状況としております。

あと、給与の部分でありましたハラスメントの防止対策委員会ということで、今年度、そういった相談を受け付けるという申出があったということで設置をさせていただきました。この部分につきましては、対策委員会の役割といたしましては、その当該、ハラスメントが実際にあったかどうかという、そういう判断も当然その委員会の中で客観的に行なうと。その部分について、院内でこれからどう改善していくんだと、いわゆる院内における職場環境をより円滑にハラスメントのない職場にしていくと、そういった目的でこの委員会を設置しているところでございます。

ハラスメント委員会での結論を踏まえて院長に報告すると、その中で改善策、例えば今回で言えばそういったハラスメントの窓口の明確化であったり、迅速に対応するスケジュール感の問題であったり、あるいは、やはりその組織として働いていくという中で、しっかり公務員倫理も含めてコンプライアンス、そういったものをしっかりと認識していかなければならないと。そういったことも提言しながら職場環境を良くしていこう、そういった委員会としておりますので、今年度１件の相談があったというところでございます。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　それでは、改めてお伺いをいたします。

まず、繰入れの影響でございます。さきの一般会計の質疑においても御答弁いただいたところでございますが、今年度の見込みといたしましては、繰入れ自体が約４億４,０００万円、うち一般財源が１億９,０００万円から約２億円程度ということでございました。これは当然少なくないものというような御表現をされましたが、少なくないというようなものではなく、逆に多大なというようなところになりますと、過大な表現だと、このように捉えられているのか、その辺御認識をお伺いいたします。

続きまして、医療サービスまたは接遇等についてでございますが、研修を受けて一定の効果は見受けられたという自己評価、反面、客観的評価、利用者等の評価としては接遇や看護師の対応が良くないよというようなものがかねてより問題、課題とされていたものが今もなお存在すると捉えてよろしいのか。このバランス的なものでございますけれども、大半は改善されたが、ごくごく一部においてこうした課題感が存在するというものであるのか、その辺についてお伺いをいたします。

３点目、薬品費についてでございますが、御答弁からですとこれから棚卸し等を行なうので現時点において、この提案に際して年度内の薬品の在庫が合わないという事実についてはなんら把握していない、そうしたものが公になっていないという事実認識をお持ちなのか、ここについては明快に御答弁を求めるものでございます。

４点目にお伺いをいたしましたハラスメント防止対策委員会の部分についてでございますが、こちら要綱によれば、この委員会の委員長については病院の院長が指名をすると、委員については委員長が指名をしていくということでございます。これ病院に限らずでございますけども、病院内でこうした相談があった場合、どういった方が委員長等

に当たるのかという点についてお伺いいたします。

と申しますのも、ハラスメントのようなセンシティブ、その繊細なね、事案については、当然のことながら第三者の方々のそういった見解等があることが効果的だなと私自身は考えるところでございますので、病院の実態についてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦）　小川病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸）　１つ目の繰入金の関係でございます。

少なくはないという私表現もいたしましたけども、その規模的に申し上げていると約１１億円の収入の中で５,０００万円とそういった比率的にはそんなに数字は高くはないかと捉えられる部分もあるんですけども、決してそれは少なくはないと、適当かどうかっていうのはちょっと私も自分自身でもちょっと判断しかねるところがあるんですけども、この辺の認識、今回の補正以外の部分について当然４億４,０００万円ということで、今回も非常に１１億円のうち約４０％ということですから、大きな額なのかなとは思ってはおります。

あと、接遇の関係でございます。やはり以前から言われておりました、あまりそういった接遇が良くならないっていうそういう声があるという部分については、全体としてはやはり接遇の対応向上はしていると現状捉えております。ですので、当然まだまだそこが１００％完璧かと言われればそうではないのかなと思っておりますので、そういった部分の伸びしろの部分、またあるいはその一部、やはりそういった普段は例えば普通に対応ができていても、やはりいろいろ状況が立て込んできたりしてしまうとどうしてもそういう少し言葉づかいも悪くなるような、そういったような状況もやはりあるのかなと。そういったところをまだまだ含めて改善をしていくというところが必要なのかなと思ってますので、大きく言われるっていう部分については、ごく一部の部分なのかなと私のほうでは捉えているところでございます。

あと、薬品費の部分でございます。年度末の総数という部分では、最終的に管理はして棚卸しという形では進みますけども、基本的に日常的に数字が合わないという事象という部分であれば、例えば土日時間外等において、薬剤師が不在にしているという当然勤務時間外の部分の対応について入院患者がおりますので、病棟のほうで一定数管理をしている薬剤というものもございます。そういった部分では、使った部分については薬剤師のほうへ当然報告なり、カルテのほうにも記載したりだとか、そういった形での数量管理というものをしておりますし、薬剤師のほうの中でも、一定期間、例えば２週間置きにですとか、そこに置いてある薬の数量を管理しているという状況の中では、これまでの中でも不一致はあるというのは事実でございます。

あと、給与の部分で出ました、そのハラスメントの関係でございます。どういった人がというところでございますが、議員おっしゃるとおり、院長が対策委員会の委員長を指名すると、で、対策委員の委員長が委員を指名するという、そういう要綱といいますか、流れになりますけども、おっしゃるとおり客観的にやはりその事象に対して判断をするということが必要でございますし、人の話をしっかりと聞けると、そういう公平的な観点で物事を判断するということが必要になりますので、そういった人材について選

定選任されるべきなのかなという形で、思っているところでございます。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　まず１点目の繰入れの部分についてでございますが、予算規模約１１億円のうちの５,０００万円というようなことでございましたが、１１億円のうちの５,０００万円というものに対して、仮にですけども、これがそう大きくないというような御認識であれば、私の主観でいけば感覚が相当麻痺してるのかなと考えるところでございますが、改めて問います。

１１億円の予算規模に対して５,０００万円の補正予算提案を期末に行なって、年度を通してみればまず繰入れに頼る体質という意味で約４億４,０００万円の繰入れ、うち約２億円を一般財源､厳しい町財政のうちの一般財源に影響を及ぼしているというところ。期末の５,０００万円だけに特筆してお話ししているわけではございませんので、ここについて明快に事務長個人の御見解でも構わないですし、病院を代表して今いらっしゃるでしょうから、ここについての一般財源、町財政に及ぼす影響について、明快に改めて御認識を問うものであります。

２点目でございます。接遇や医療サービスの部分についてでございますが、御答弁からは改善していると、伸びしろの部分もというところで期待値も含めてということなんでしょうけれども、そうした接遇や医療サービスに疑義を呈する、そうした苦情等の割合というものはごく一部であると、現状本提案に対してはごく一部というところまで改善したよと捉えてよろしいのか、こちらについても明快に問うものでございます。

薬品費についてでございます。これ結果としてはあったのか、なかったのかというところで問えば、年度内においてもあったというところであるならば、一番最初に私が問いましたのは、あったのであればその年月日と品名、薬品名と個数、その原因について問うてございますので､あったということであれば答弁漏れということになりますので、明快な御答弁を求めるものでございます。

４点目、ハラスメント防止対策委員会についてでございますが、こちらも現状の事実確認というところで明快に御答弁を求めますが、私は先ほど一般的にもそうだと私は考えておりますし、私自身もそう考えているのが、こうした繊細な事案については利害関係のない外部の方のような方が従事する、担当することが適当適切ではないかなと考えているところでございますが、現状としてはそうした実態がとられていたのかという点についてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦）　小川病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸）　まず１点目の繰入金の部分でございます。

当然約４割が一般会計からの繰入金という収入構造という中では、大きな金額なのかなとは当然捉えているところでもございます。

また、一般財源で言いますと、約２億円がここ数年程度は一般財源、病院のほうの財源として使われているという部分でございますので、決して少なくない数字なのかなとそこは思っているところでございます。

当然、町財政に与える影響という部分では、町財政一般財源２億円あれば、様々な事

業が当然できるのかなとも思っておりますが、先ほども申し上げましたとおり、町民の健康、安心安全をしっかりと担保を守っていくという視点においては、その部分金額が妥当かどうかという部分を私のほうでは判断しかねるものでございますけども、町全体としてはそれが必要な経費なのかなと考えているところだと思っております。

あと接遇の部分ですけども、先ほども申し上げましたけども、ある程度と言ったらちょっと言葉が違うかもしれませんけども、かなり接遇の部分については良くなってるんじゃないかと、前任といいますか、ここ何年間かいる職員含めてお話をいろいろお聞きしたりもしますけども、全体としてかなり良くなってきていると、捉えているところでございますので、やはりその部分的に駄目だと言われる、そういった事象はやっぱりまだまだこれからも出てくる可能性はありますけども、そういったところをしっかりそうならないように、少なくしていくということがこれからも重要なのかなと考えているところでございます。

あと、薬品費の部分でございますけども、数量が合った、合わないという話で申し上げますと、そういった病棟で管理している薬については、合っていないっていうのが、先ほど実態があるという話をいたしましたが、数量についてはちょっと細かい品目等については今ちょっと手持ち資料がございませんけども、ここ１年ぐらいの中で言いますと、ちょっとうる覚えですけども、五、六品目で１０錠以内ぐらいの数字が不明という形で、数字が合っていないというそういった実態はあったことはあったという事実でございます。

あと、ハラスメントの部分でございますけども、当然利害関係がないと、第三者というところ的な、院内においてもそういった方がというところでもございますけども、今回については、病院全体としてそういった話を聞ける、あるいはそういった相談等に専門に従事、業務でも従事をしている、そういった人を人選しておりますので、この部分については院内でもそういった状況も共有しながら、この部分については当然改善もするところは改善していくっていうのは当然の話でございますので、その部分については今後も適切な対応というところについて努めてまいりたいと捉えております。

３点目の薬品が合わなかった原因というところでございますが、結論といたしましては不明という形で分からないというのが実際のところでございます。可能性としては、当然薬局へのそういった処方箋の使用の連絡は､数字が合っていないであったりだとか、あとは数字的なものの誤数値がもしかしたらある可能性もあるし、もしくは薬剤を処方するときに落としたり、そういったものの数字、これも数字的な話ですけど、そういった誤りがもしかしたらあるのか。もう１つ考えられるとすれば、その従事者がそういった、例えば熱が出てるときにちょっと熱冷ましを飲んでしまったとか、そういったこともしかしたら可能性としては考えられますけども、事実、その結果といたしまして、どの原因というところについては、状況としては押さえていないと、分からないというのが今の現状の状況となっております。

○議長（篠原義彦）　ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○５番（梅村智秀）〔登壇〕　それでは議案第１２号令和５年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第７回）について反対の立場で討論を行ないます。

一般会計補正予算提案でも述べたとおりでございますが、独立採算が大原則である公的病院の運営について､繰入れに頼る体質であることはもとより､現況といたしまして、令和５年度についても約４億４,０００万円、うち一般財源から約２億円の繰入れを行なっているということが判明いたしました。

これらは厳しい町財政に及ぼす影響は計り知れないものと考えるところでございます。この町にとって、町民にとって、病院が必要であるということについては無論のことながら異議はございません。しかるに現況を信頼して受診ができる、または職員の立場になれば、安心して働ける職場であるとの評価には至りません。

それらについては過去に特別委員会を設置して職員より受けたアンケート等からもうかがえるところでございます。職場内においても人的信頼関係が損なわれているのではないかと思料するところでございます。にも関わらず、ハラスメント防止委員会の設置等があったというところ、またその実態等を鑑みるに、それらの対応が適切であったとまでは認めることができません。

また、薬品の在庫が合わないというところについて、可能性等についても言及されたところでありますが、結果としては不明であると。これらについても単発で生じた事象ではなく、かねてより指摘がされてきたことでございます。これらが改善されていないというところから、厳しい町財政であるところに繰入れをする、また、運営経営についても甚だ疑問である。あってはならないことが生じているというところが認められたところでございます。

よって、本提案につきまして適切な提案であると到底認めることはできず、本提案には反対を致すものでございます。

議員諸兄姉の賛同を賜りたく願いまして、討論を閉じさせていただきます。

○議長（篠原義彦）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

藤田委員、御登壇ください。

○７番（藤田直美）〔登壇〕　議案第１２号令和５年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第７回）について賛成の立場で討論いたします。

先ほど、一般会計補正予算について、補正予算で可決された一般会計から病院公営企業費の負担金として、救急医療確保経費、不採算地区運営経費等がありました。

トータル一般財源からは１億９,９１４万６,０００円となりましたが、この経費については、先ほど可決されましたので、議員の皆さん必要な経費ということとお考えだと思います。

また、事例として、透析病院病床がなく、近隣町村へ患者を移動させなければならな

いとか、近隣町村の病院から負担金を億の負担金をしている町村もございます。そういうことを考えると、本別町には透析が行なえる病院があるというのはとても、もう命に関わることですので、これは素晴らしいことだと私は思っています。

また、ハラスメント対策のことも出ておりましたが、委員会が立ち上がったということは、安心して働ける環境作りを努めているということだと思っています。

また、接遇についてですが、課題も上がってくることもございますが、特別委員会設置して、その後話し合われた内容をお伝えしてから、とても良くなったというお話を聞いています。その都度、課題を皆さんと共有して、対策をしているんだなと感じております。

薬剤師についてですが、院内の関係だと思います。入院患者からも通院患者からも親身になって聞いてくれる、とても良い評価を聞いております。

３６５日救急医療体制、命に関わる透析患者の受け入れ、病床を抱える医療施設として医師、医療従事者確保に努めているため、以上のことから、今回この議案第１２号令和５年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算に賛成いたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　これで討論を終わります。

これから、議案第１２号令和５年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第７回）について採決をいたします。

この採決は起立によって行ないます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦）　起立者８名。

よって、起立多数です。お座りください。

したがって、議案第１２号令和５年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第７回）については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後　　２時２９分　　休憩

午後　　２時４０分　　再開

○議長（篠原義彦）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第１６　令和６年度町政執行方針及び教育行政執行方針

○議長（篠原義彦）　日程第１６　令和６年度町政執行方針及び教育行政執行方針を行ないます。

まず、町政執行方針について、佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕　令和６年町議会第１回定例会の開会にあたり、新年度の町政執行に臨む基本的な考え方と施策の大綱について申し上げます。

私が町長に就任以来、私の理念であります対話を重視しながら、町政のかじ取りをさせていただきました。

この間、町民の皆様をはじめ議員各位の御支援、御協力を賜り、住民に最も身近な基礎自治体として行政サービスの維持・向上を図り、創意と活力に満ちたまちづくりを推進させていただきました。

令和６年度につきましても、まちづくりのため、各種取組を進めてまいりますので、引き続き、町民の皆様をはじめ議員各位の御支援御協力をよろしくお願いいたします。

はじめに、町政に臨む基本姿勢について申し上げます。

日本の経済状況につきましては回復基調にあるとされておりますが、引き続く国際的な原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギーや食糧価格の高騰、金融資本市場の変動等の影響により、経済環境は依然として十分な注意が必要であります。

国の予算編成におきましては、令和６年度予算において経済の明るい兆しを経済の好循環につなげるための賃上げ、社会の構造的な変化と社会課題への対応としての子ども子育て政策の強化や、デジタルを活用した地方の活性化を推進するなど、時代の変化に応じた先送りできない課題に挑戦し、変化の流れをつかみ取る予算としております。

その中で地方財政対策では、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額については、前年度を０．６兆円上回る額が確保され、地方交付税の総額は前年度比１．７％増の１８兆６,６７１億円とされたところです。

一方、地方自治体においては、昨年同様、各種社会保障への対応、地域交通の維持、人口減少対策、防災・減災事業の実施、公共施設の老朽化対策などに加え、物価高騰への対応、積極的なデジタルの活用、グリーン化の推進など政策課題が多岐にわたり、地方財政を取り巻く環境は、依然、厳しい状況が続くものと予想されます。

本町といたしましても、国が進めるデジタル田園都市国家構想に連動した取組を実施するとともに、これまで同様、自らの地域の課題は自らで解決するという理念の下、全力でこの課題に取り組んでいかなければならないと考えているところであります。

以上のことを踏まえ、令和６年度の町政執行にあたっても、行財政改革の推進、中期的視野に立ったまちづくりの取組により、将来に向けた財政基盤の確立と財政運営の安定を図り、本町の活性化に向けた取組を推進し、新年度予算編成に当たっては、第７次本別町総合計画の理念を基調に、予算の重点化、効率化を図る中で、住んで良かった、住んでみたいと実感できるまち、本別町を築くことができるよう、様々な事業に対し積極的に取り組んでまいります。

次に、令和６年度の町政を執行するに当たり主要な施策の推進について、その基本的な考え方を申し上げます。

１、安定した産業から、わくわく笑顔をつくり出すまち。

本町の農業は、地域経済を支える産業として、まちの活気を創出するため、農業の根幹であります土づくりと基盤整備の推進を図り、農畜産物の安定供給と農業経営の安定

を目指しております。

しかし、農業を取り巻く情勢は依然として資材費の高騰が経営を圧迫するなど、非常に厳しい状況となっており、より一層の農業振興への対応が重要になってきています。

畑作振興につきましては、需要が高いバレイショの生産増強を目指し、種子用バレイショ生産者への奨励事業を推進してまいります。

畜産振興につきましては、ＪＡ本別町と共に生乳生産基盤の回復に向けた乳牛導入支援を行ない、酪農経営基盤の維持、向上を図るため、生乳生産基盤安定事業に取り組んでまいります。

林業振興につきましては、木育活動を通じ森林資源の大切さの普及を図るとともに、森林の循環を目指し木質バイオマスの活用について関係機関と検討してまいります。

商工業振興につきましては、町商工会と連携した中小企業融資制度を活用した支援など、中小企業者の負担軽減と経営の安定化に取り組むとともに、新たな企業の誘致活動を推し進め、引き続き工場等の新設や新規開業に対し、本別町企業誘致条例及び起業家等支援要綱により、積極的な支援を行なってまいります。

また、若者の定着や地域産業の人材確保を図るため、移住定住促進支援事業を進めてまいります。

観光の振興につきましては、義経の里本別公園、道の駅の利用者サービスの拡充を図り、本町への誘客拡大に努めるとともに、本町の農畜産物を活用した特産品等を町内外へＰＲするなど、販路拡大に向け支援してまいります。

また、地域おこし協力隊の積極的採用と活用による、地域の活性化や地域力の維持・強化を図るほか、様々な分野での関係人口の拡大を進めてまいります。

２、人と人のつながりで、いきいき笑顔で暮らすまち。

妊産婦・子育て家庭支援につきましては、子どもを安心して産み育てる環境づくりを進めるため、妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な支援を行なう機能を有する、こども家庭センターの設置に取り組むとともに、第３期子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画を包括した、本別町こども計画を策定いたします。

また、新たに新生児の１か月健診費用の助成を行ない、各種経済支援と併せて、個々の状況に応じたサービスを提供できる体制を整えていきます。妊産婦への支援としましては、不妊治療費の助成について交通費の助成拡大を行なってまいります。

健康づくりにつきましては、町民の皆様の健康寿命延伸を目指し、参加者が意欲的に保健事業に取り組めるよう、引き続き健康ポイント事業を実施してまいります。また、乳幼児期から高齢期まで、町民一人一人が健やかに安心した生活を送ることができるよう、各種検診事業や予防接種の普及啓発、そして生活習慣病の予防に取り組んでまいります。

高齢者福祉及び地域福祉活動の推進につきましては、介護や障がい、子育て、生活困窮など、属性を問わない包括的な相談支援の体制整備を行ない、多様な分野の関係機関と連携して、個々に寄り添い、伴走する重層的支援体制整備準備事業を推進し、地域共生社会の実現に努めてまいります。

また、本年１月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されたことから、認知症に関する知識の習得と理解を深めるための講座等を開催し、認知症の人に関する正しい理解づくりを推進するとともに、地域における認知症支援の体制づくりを推進してまいります。

介護保険事業につきましては、介護保険給付の適正化に努めるとともに、保健・体育部門と連携し、運動や介護予防活動を継続・習慣化する事業を展開してまいります。

介護人材の確保につきましては、新卒有資格者だけではなく、再就職を望む無資格者等、幅広い世代で人材確保を行なっていくほか、若年層の離職防止に向けて、各事業所間において連携を図りながら対策を進めてまいります。

介護基盤の整備につきましては、町民の皆様が最期まで安心して暮らし続けることができるよう、特別養護老人ホームに代わるサービスとして、住宅系・居宅系サービスの充実を図るための事業を推進してまいります。

特別養護老人ホームの運営につきましては、新たな介護サービス提供基盤の整備に向けた準備を進めるとともに、引き続き、利用者の尊厳を大切にしながら一人一人のニーズや状態に応じたサービスを適切かつ効果的に提供してまいります。

障がい者福祉につきましては、誰もが人格と個性を尊重し、いきいきと地域で暮らすことのできる自立と共生社会の実現に向け、切れ目のない支援体制の充実に努めるとともに、障がい理解と交流の推進や、障がい者就労支援を重点的に進めてまいります。

国民健康保険につきましては、第３期データヘルス計画に基づいた取組を進めるとともに、国保連合会と連携し、業務の効率化や医療費の適正化に努めてまいります。

後期高齢者医療につきましては、これまでと同様に広域連合と連携した取組を進めてまいります。

病院事業につきましては、引き続き常勤医師の確保を進め、非常勤医師も活用しながら診療提供体制の維持に努めてまいります。

また、持続可能な病院運営を目指し、公立病院経営強化プランの着実な実行やさらなる接遇向上を図り、今後の診療圏域の状況に応じた運営体制や収益確保策を進めてまいります。

また、ハード面では、老朽化が進む病院空調設備や医療機器の計画的更新により、今後も長く利用され町民の皆様に信頼される病院づくりに取り組んでまいります。

３、豊かな心と、きらきら笑顔を育むまち。

学びの推進につきましては、行政や各関係機関・団体などとの協力により、町民の皆様が夢や希望を持ち、安全で安心な活力あるまちづくりを進めるとともに、本町が積み重ねてきた歴史や文化を礎とし、豊かな心と、ふるさとへの愛着と誇りを持ち、予測困難な社会を生き抜く力を育むとともに、次代を担う子どもたち一人一人が幅広い視野を持って、新しい時代を主体的に切り開いていくよう、家庭・学校・地域が一体となった教育に取り組み、日々学ぶほんべつ学びの日宣言の理念の下、４つの風事業の推進と教育環境の向上に努めてまいります。

また、町民一人一人の自主的な学びから、ふるさとほんべつに対する愛着や関心を高

める中から、豊かな心を育むとともに、生きがいのある充実した生活を営むための施策を推進し、学びの成果がまちづくりに活かされるよう主体的・継続的に学べる機会を提供してまいります。

近年の急激な物価高騰に伴う食材価格高騰による学校給食費への影響に対しましては、保護者の負担が軽減されるよう継続して支援を行なってまいります。

４、安全と安心を確保して、にこにこ笑顔で暮らすまち。

防災対策につきましては、全国各地で複雑多様化・大規模化している自然災害等に対応できるよう、地域防災力向上にあっては、自主防災組織と連携した避難訓練や研修会を開催するとともに、行政内部の体制強化として防災マニュアルを見直すなど、総合的な防災体制の強化に努めてまいります。

消防・救急体制の充実につきましては、消防の広域化により行政区域を越えた出動を行なうなど初動体制の確立が図られていることから、本町といたしましても計画的な消防施設・設備等の更新により消防力の強化を図るとともに、消防庁舎の移転新築について取り組んでまいります。また、地域防災の要である消防団員の確保に努め、消防・防災力の充実強化を図ってまいります。

ごみ処理事業につきましては､環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築に向け、ごみの減量化や再資源化、分別方法の普及啓発、不法投棄防止、環境美化など、自治会や各種団体と協力しながら、効率的で適正なごみ処理を推進する取組を継続してまいります。

消費者対策につきましては、複雑化、巧妙化する特殊詐欺や悪徳商法に対し、被害防止の取組を継続してまいります。

公園緑地の整備につきましては、全道各地から観光客が訪れます義経の里本別公園をはじめ、その他の公園施設についても効率的な維持管理を行ない、町民の憩いとふれあいの場として快適な環境づくりに努めるとともに、令和２年度より実施しております本別町都市公園安全・安心対策事業を引き続き進めてまいります。

上下水道事業につきましては、町民生活や経済活動を支える重要なインフラであり、施設の整備や維持管理を計画的に進めるとともに、安全で良質な水の安定的供給と公共下水道区域外の浄化槽整備事業について、引き続き推進を図ってまいります。

生活道路など、交通の整備につきましては、安全で快適な生活環境の基盤として重要なものであり、令和６年度の町道整備につきましては、継続事業５路線の道路改良・舗装工事及び橋梁長寿命化事業を実施してまいります。

また、新たに策定した地域公共交通計画の下、循環バスなどの町内交通の最適化、合理化に着手し、交通弱者の移動手段を確保するとともに持続可能な地域公共交通サービスの構築を進めてまいります。

公営住宅の整備につきましては、住環境の向上を図るため本別町公営住宅等長寿命化計画を基本に実施してまいります。

住宅新築等助成事業及び住宅改修等助成事業につきましては、刷新した補助要綱により令和６年度から実施し、子育て世帯や移住世帯への支援、定住促進及び地域経済の活

性化に努めてまいります。

また、既存木造住宅の耐震性向上を図る耐震改修等助成事業、老朽空家住宅除去支援事業を引き続き実施するとともに、本別町居住支援協議会による居住福祉の推進に努め、空き家等対策を総合的かつ計画的に取り組んでまいります。

５、みんなの笑顔を未来につなぐまち。

未来に向けた開かれたまちづくりにつきましては、町民力を生かしたまちづくりを推進するため、町民の皆様や各種団体等と直接対話するまちづくり懇談会を開催してまいります。

また、外部民間人材を活用し交流・関係人口拡大を図り、地域課題の解決に結びつけるとともに、この豊かな自然環境を後世にしっかりと引き継ぎ、本別町の将来像であります、心を合わせてみんなの笑顔を未来につなぐため、二酸化炭素排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現を官民連携による取組で目指すことをここで宣言いたします。

デジタル田園都市国家構想の推進につきましては、デジタル技術の効果的活用により快適に暮らせる社会の実現を目指すデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、新たにＳＮＳを活用した町民への情報発信を行なうほか、地域活性化企業人制度を活用してデジタル技術の専門人材を確保し、新たな技術導入の検討を進めてまいります。

行財政改革につきましては、第６次行財政改革推進計画の着実な推進を図り、持続可能な行財政運営の確立に努めてまいります。

また、人口減少対策につきましては、第２期総合戦略に掲げる人口減少抑制に直接的につながる施策を中心に、９つの基本施策の推進を図るとともに、本町の魅力発信を効果的に行ないながら、本町に必要な人材確保策と連動した取り組みを進めてまいります。

本別町個性あるふるさとづくり寄付金につきましては、さらなる増収に向け、事業者の皆様と連携し、新たな返礼品の開発や充実に取り組むとともに、寄付者の想いに沿った基金の運用を図ってまいります。

以上、令和６年度の町政に臨む所信を申し上げました。

本町を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いておりますが、これまで同様、町民の皆様と築いてきたまちづくりの実績と信頼を大切に、本別町が目指す将来像、心を合わせてみんなの笑顔を未来につなぐの実現に向けて、町政の推進に取り組んでまいる所存でありますので、令和６年度におきましても、町民の皆様、町議会議員各位の一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げ、執行方針といたします。

○議長（篠原義彦）　次に、教育行政執行方針について、高橋教育長、御登壇ください。

○教育長（高橋哲也）〔登壇〕　令和６年町議会第１回定例会の開会にあたり、教育行政執行方針について申し上げます。

人口減少や高齢化、デジタル技術による社会の激変、グローバル化や多極化などが、これまで以上の速さで進行し、予測することのできない未来を迎えようとしています。このような中、子どもたちが、未来において様々な困難を乗り越え、豊かな人生を切り開いていくためには、自らの良さや可能性を認識し、自己肯定感を高めていくとともに、

全ての人を価値のある存在として尊重して、多様な人々と協働しながら持続可能な社会の創り手として成長し、一人一人がウェルビーイングを実感できるよう、各般の施策を推進していく必要があります。

本別町教育委員会といたしましては、これらの社会情勢をしっかり見極め、子どもたち一人一人がふるさとへの誇りと愛着を持ち、幅広い視野をもって新しい時代を主体的に切り開いていくよう、第２期本別町総合教育大綱及び第９次社会教育中期計画に基づき、関係機関・団体等と連携を図り、学校教育・社会教育の充実に努めるとともに、地域の子どもは地域で育てるを念頭に、本町ならではの取組であるほんべつ学びの日の普及と推進事業の充実を図ってまいります。

令和６年度の教育行政を推進するに当たり、主な施策の基本的な考え方について申し上げます。

学校運営の推進につきましては、地域の人材や資源を活用するなど、学校と地域が連携・協働して子どもたちの成長を支える学校づくりを推進するため、コミュニティ・スクールの充実発展に努めます。また、発達段階に応じた能力・個性を最大限に伸ばす教育を進めるため、同一校種間の交流事業を積極的に進めるとともに、幼児教育から学びの延長にある高校教育までを連続的につなぐ異校種間連携事業を推進してまいります。

義務教育の推進につきましては、ＧＩＧＡスクール構想で整備した１人１台端末へＡＩ型学習ドリルを導入し、児童生徒一人一人が学習進度や理解度に応じた復習を効率的に行なえるようにし、個別最適な学びのより一層の充実と基礎学力の定着につなげてまいります。

３５人を超える学級を有する本別中学校につきましては、引き続き、独自施策として教員を１名配置し、少人数学級によるきめ細かな教育を推進いたします。

国際理解教育の推進につきましては、本別の学びの主軸に位置付けしている英語教育の推進のため、引き続き英語指導助手や町教育委員会任用の英語教員を学校に派遣するほか、小学校低学年を対象とした英語に慣れ親しむためのこども英語チャレンジ事業や本別高校生の海外研修派遣を継続し、小学校から高校まで一貫した英語教育の充実に努めてまいります。さらに未来の本別を担う人材を育成するために、ふるさと本別への愛着と誇りを育むふるさと教育を推進してまいります。

道徳教育の推進につきましては､体験活動や思いやりの心を養う多様な活動を通して、主体的な判断で行動し、他者とともに生きるための基礎となる道徳心を育んでまいります。また、児童生徒が安心して学習や多様な活動ができるよう、引き続き中学校にスクールカウンセラーを配置するほか、年２回のアンケート調査を実施するなど、いじめの未然防止と早期発見に努めるとともに、不登校児童生徒への支援は関係機関とも連携しながら積極的に実施してまいります。

教育環境の整備につきましては、夏季の熱中症対策として町内各中学校２校にエアコンを設置し、生徒の健康管理に配慮いたします。また、設置から３９年を経過した勇足中学校の地下タンクを修繕し、流出事故防止対策を施します。

特別支援教育の推進につきましては、引き続き全ての学校に特別支援教育支援員を配

置し、一人一人の教育的ニーズに応じた個別支援の充実に努めるとともに、関係機関と連携し、個別の教育支援計画の活用を促進してまいります。

勇足小学校と小松島市立江小学校との交流研修につきましては、引き続き、双方の派遣を行なわず、リモート等による交流方法により友好を深めてまいります。

防災教育の充実につきましては、第３次学校安全の推進に関する計画に基づき、児童生徒が自ら危険を予測し、適切に判断し、主体的に行動できるよう安全教育の充実に努め、地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育を行ない、１日防災学校の実施を促進します。

学校における働き方改革につきましては、本別町アクション・プランに基づいた取組を進め､部活動の地域への移行については､本別町部活動地域移行検討協議会において、まずは、休日の部活動の地域移行について関係団体も含め検討してまいります。

本別高校への支援につきましては、地域連携校として３年目を迎えますが、本別高校の教育を考える会や本別高校学校運営協議会等と連携協議しながら、必要な魅力を高めるため、とかち創生学の支援や各種支援事業を継続し、地域連携校の強みを生かした教育活動や進学サポートの実現のため地域連携協力校である帯広柏葉高校の夏期・冬期講習に参加するための交通費を支援いたします。また、地元中学校はもちろんのこと、近隣中学校への入学促進に向けたＰＲ活動を継続するとともに、令和５年度に初めて実施したオーストラリア海外研修事業を積極的にＰＲし、本別高校への入学促進を積極的に進めます。

食育の推進につきましては、地場産農畜産物を積極的に使用し、美味しく栄養バランスに配慮した学校給食を提供するとともに、栄養教諭による食育指導の充実に努めてまいります。また、昨今の食材費の高騰により賄材料費は増額しますが、子育て支援の一環として増額分については学校給食費に反映させずに町から補助し保護者の負担を軽減してまいります。

社会教育の推進につきましては、第９次社会教育中期計画に基づき、町民一人一人の自主的な学びから、ふるさとほんべつに対する愛着や関心を高め、豊かな心を育むとともに、生きがいのある充実した生活を営むための施策を推進するとともに、施設環境整備の一環として空調設備の導入に向けた取組を行ないます。

社会教育担当の生涯各期の学習を充実させるための取組につきましては、町の魅力を再発見し、郷土愛を育むほんべつ学を継続開設するとともに、ほんべつ学びの日の理念普及に努めてまいります。また、ジュニアリーダー研修、本別・南三陸ふるさと交流研修を軸とし、学びこどもフェスなどによる体験学習や地域学習を取り入れた少年教育活動を展開し、少年活動の担い手の育成につなげてまいります。

文化振興につきましては、各種文化活動の発表機会を提供するとともに、文化活動の活性化を図る取組を継続してまいります。また、７年ぶりにほんべつ寄席を開催し、落語や紙切り、漫才などを鑑賞する機会を提供するほか、各公民館が利用しやすいよう、施設の適切な管理に努めてまいります。

図書館につきましては、本別町出身の絵本作家、きくちちき氏の美術作品を継続して

購入し、ちきさんギャラリーの充実を図り、絵本作家きくちちきのふるさとを発信いたします。また、館内にフリーＷｉ-Ｆｉを整備し、学習環境の充実を図ります。

歴史民俗資料館につきましては､資料館企画展７月１５日本別空襲を伝えるにおいて、体験者の証言や写真等を中心に、子どもの目から見た戦争をテーマとして、若い世代に平和の尊さを伝えます。また、本別町の自然と歴史を紹介し、森林保護や環境保全の大切さを漫画で分かりやすく伝える企画展、樹木展、漫画と標本から学ぶを開催いたします。

スポーツ振興につきましては、運動・スポーツの定着化を図る取組を継続するとともに、スポーツでまちを元気にを合言葉に、実行委員会体制でスポーツイベントを開催してまいります。また、総合型地域文化・スポーツクラブの設立に向けた検証事業の実施と関係団体等との協議を引き続き行なってまいります。

以上、令和６年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げました。

教育委員会といたしましては、子どもたちが激動の時代を生きぬく力を身につけることができるよう、学校・家庭・地域と連携し、ふるさとの教育資源を活用した質の高い教育を推進するとともに、町民の皆様が芸術や文化、スポーツに親しみ、希望に満ちた暮らしとなりますよう全力で教育行政を執行してまいりますので、町民の皆様をはじめ町議会議員の皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げ、令和６年度教育行政執行方針といたします。

◎散会宣告

○議長（篠原義彦）　以上で本日の日程は全部終了いたしました。

念のため申し上げます。

明日３月６日から１１日までの６日間は休会であり、３月１１日午前１０時再開であります。

これをもって通知済みといたします。

なお、一般質問の通告は本日から３月７日正午をもって締め切りますので、質問のある方は締め切り時間を厳守の上、提出願います。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでございました。

散会宣告（午後　３時１９分）

令和６年本別町議会第１回定例会会議録（第２号）

令和６年３月１２日（火曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第　１	議員辞職の件について
日程第　２	議会運営委員長報告
日程第　３	一般質問

○会議に付した事件

日程第　１	議員辞職の件について
日程第　２	議会運営委員長報告
日程第　３	一般質問

○出席議員（１１名）

議　長	１２番　篠原義彦	１番	宮本やよい
	２番　加藤徹己	３番	丑若浩行
	４番　水谷令子	５番	梅村智秀
	６番　石山憲司	７番	藤田直美
	８番　方川一郎	９番	高橋利勝
	１０番　阿保静夫		

○欠席議員（１名）

副議長　１１番　柏崎秀行

○説明のため出席した者の職氏名

町長	佐々木基裕	副町長	村本信幸
会計管理者	藤野和幸	総務課長	三品正哉
農林課長	篠原順彦	保健福祉課長	長屋和幸
住民課長	宮口淳哉	健康・こども課長	髙橋紀尊
建設水道課長	加藤勉	企画財政課長	松本秀規
未来創造課長	野崎昌也	老人ホーム所長	前佛清治
国保病院事務長	小川芳幸	総務課主幹	上原章司
建設水道課主幹	小出勝栄	総務課主査	石川雅康
教育長	高橋哲也	教育次長	武田敏英
社会教育課長	千代孝徳	農委事務局長	舛舘憲
代表監査委員	井出英彦	選挙事務局長	三品正哉

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長　中川雅之　　総務担当主査　越後　忠

総務担当主事　今井綾香

開議宣告（午前１０時００分）

◎開議宣告

○議長（篠原義彦）　これから、本日の会議を開きます。

◎日程第１　議員辞職の件について

○議長（篠原義彦）　日程第１　議員辞職の件についてを議題といたします。

令和６年３月１１日付で、柏崎秀行議員より議員辞職願が提出されました。

内容は、一身上の都合により議員を辞職したいとのことでございましたので、許可されるよう願い出ております。

お諮りします。

本件について、柏崎秀行議員の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　ただいま、異議がありますとのことでございますので、起立によって採決をいたします。

柏崎秀行議員の議員辞職の件について、許可することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦）　起立者９人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、柏崎秀行議員の議員辞職の件については、許可することは決定されました。

ただいまの柏崎秀行議員の辞職の決定により、副議長が欠員となりました。

お諮りします。

副議長の選挙については、１４日木曜日の本会議で行ないたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙については、１４日の本会議で行なうことに決定をいたしました。

◎日程第２　議会運営委員長報告

○議長（篠原義彦）　日程第２　議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長、藤田直美議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（藤田直美）〔登壇〕　報告いたします。

発議の取扱いについて申し上げます。

本日までに、２件の提出がありました。

発議第１号本別町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、発議第２号本別町議会委員会条例の一部改正について。

以上２件の発議については、明日３月１３日の本会議で審議する取り運びを予定いたしました。

次に、意見書の取扱いについて申し上げます。

本日までに、２件の提出がありました。

訪問介護報酬引下げの撤回等を求める意見書、将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する意見書。

以上２件の意見書については、最終日の本会議で審議する取り運びを予定いたしました。

次に、請願第１号の取扱いについて申し上げます。

請願第１号町議会議員による飲酒運転事故ならびに身代わりによる事故届出がなされた疑いについて事実究明を行ない、町および町議会の名誉を守ることを求める請願書については、最終日の本会議で議会運営委員会に付託し、閉会中の継続審査とする取り運びを予定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（篠原義彦）　これで報告済みといたします。

◎日程第３　一般質問

○議長（篠原義彦）　日程第３　一般質問を行ないます。

順次、発言を許します。

３番、丑若浩行議員。

○３番（丑若浩行）　議長の許可をいただきましたので、通告済みの１問について、質問をさせていただきます。

この質問は、交渉相手もあることから発信できない内容もあろうかと思います。しかし、今、町民の皆様の関心が最も高いところであります。どうか、現時点で答えられる範囲で、町民の皆様に安心していただく質問と答弁であればと願うところであります。

なお、文章中、日付の誤りがございます。おわび申し上げます。一般質問通告書中、一番上段、昨年１２月７日とございますが、６日の誤りでございます。修正をお願いいたします。また、同じページの要旨の明細、中段の本年２月７日とございますが、８日の誤りでございます。誠に申し訳ありませんでした。

それでは、質問をさせていただきます。

質問事項として、続く企業の撤退、本別の対応はということでお伺いいたします。

質問要旨。

北海道糖業本別製糖所の生産終了に続き、昨年１２月６日、明治本別工場が令和９年

９月末で生産中止と報道がされました。これまでの本別町の対応と今後の対策について伺います。

１項目め。

明治本別工場が１９７２年に操業開始され、その間、老朽化が進み、その間に十勝工場の生産開始、増業などで本別工場の存続が懸念されていたところでございます。昨年の報道以前に、本別町としてはどのような対応をしてきたか、お伺いをいたします。

２項目め。

昨年１２月２１日に、町や農協などにより対策協議会が設立されましたが、その中で話し合われた内容について具体的にお伺いをいたします。

また、本年２月８日に、町長以下対策協議会で明治本社にて話合いが行なわれた経緯がございますが、その具体的な内容と、最初の報道から明治本社訪問までの２か月を要しております、この間。本別町がどのような活動をこの間行なっていたのか、なぜ訪問まで２か月もかかったのかをお伺いいたします。

３項目め。

これからの明治との交渉の中で、町としてどのような要望をし、今後も本別との関わりを残してもらうよう要請していくのか、それとも完全撤退やむなしと考えているのか、お伺いいたします。

また、仮に明治本別工場が完全撤退となれば、さきの北海道糖業本別製糖所の生産中止と合わせて、法人税等の減収など、町財政への影響はどの程度と試算しているのか、お伺いいたします。

４項目め。

これら企業の撤退が続く中で、町長が公約と掲げている道東道本別インターチェンジの存在を生かし企業誘致活動を進めるという点で、これまでの取組と成果についてお伺いいたします。

５項目め。

本町にある既存企業などが今後撤退などしてしまうことを防ぐため、町としても最大限の支援策を講じるべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕　丑若議員からの続く企業の撤退、本別町の対応はについて御答弁をさせていただきます。

１点目の明治本別工場生産停止報道以前の町としての対応についてでありますが、将来にわたりよりよい関係を構築するため、従前より明治本社訪問を行なってまいりましたが、今年度におきましても町議会議長と共に本社を訪問し、日頃の感謝と町内産業の充実を図るための情報交換を行なってきたところであります。

２点目の昨年１２月２１日に開催された対策協議会で話し合われた内容についてでありますが、同工場生産停止に関する情報及び生産品目や従業員数、町内に与える影響

額等についての説明のほか、生乳の集荷体制変更による酪農家への負担増を懸念する意見が出されたところであります。

オブザーバーとして出席いただいた十勝総合振興局産業振興部からは、雇用問題、そして農業振興等についての窓口となる助言をいただいたところです。

また、本年２月８日に訪問した明治本社では、同工場生産停止に伴う経過及び跡地利活用等について情報収集したところです。

対応いただいた取締役副社長からは、生産停止については、経済計算をした上での企業としての判断であり、変更はない。跡地については、更地にするとの説明があったところです。

この跡地につきましては、関連企業への紹介も可能であること、施設については、活用してくれる企業等があれば前向きに検討するとの話もありました。

最後に私から、今後の跡地活用を含めた地域貢献への期待、そして、従業員の雇用対策に関する情報等の提供をお願いしたところであります。

生産停止の報道から明治本社訪問まで、なぜ２か月を要したかについてでありますが、まず、本別町全体での取組となることから、対策協議会の設置が必要と判断をし、そこでの協議を経てからの訪問となること、また、明治本社訪問に際しては、対応する明治側の日程調整及び農協組合長等の日程も調整する必要があったためであります。

３点目のこれから町としてどのような要望をしていくのかについてでありますが、今後も本別との関わりを残してもらえることが最善とは考えますが、先ほど２点目でもお答えしたように、明治は企業としての判断で生産停止を決め撤退するとしているため、対策協議会が民間企業の意思決定に対し意見できる立場にはないことも御理解をいただきたいと思います。

また、町財政への影響についてでありますが、明治が本別町から完全撤退をし、従業員の住民税や施設にかかる固定資産税などが納付されなくなると仮定した場合、既に製糖を終了している北海道糖業の減収分を合わせた税収の影響額は、令和５年度の課税状況から推測いたしますと、およそ５，０００万円程度と試算をしております。

４点目であります、企業誘致活動のこれまでの取組と成果についてでありますが、本年度は日本全国の企業に対し、本町の宣伝、そして企業の意向を調査するため、フォームマーケティングを業務委託で実施をいたしました。

業種は、物流、農産加工、ＩＴ企業とし、３，０００件の企業に対してメールでアプローチしたところ、９件の会社から問合せがありました。

今後、進捗した場合は、議員の皆様と情報共有をさせていただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

最後の５点目についてでありますが、最大限の支援策として、議員も御承知のとおり、昨年度、企業誘致条例を拡充いたしました。

内容につきましては、現在の事業形態にマッチするよう、投資額と従業員数の要件を

緩和したところであります。

また、現在は官民連携の事業に対して様々な省庁が補助金メニューを設けていることから、進出の際のイニシャルコストを軽減するためのメニューを意識をし、ＰＰＰ、パブリック、プライベート、パートナーシップの視点で事業展開を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦）　丑若議員。

○３番（丑若浩行）　続けて質問をさせていただきたいと思います。

１番項の報道前の町の対応はということでございますけれども、明治本社に出向いて陳情を行なったという答弁ございましたけれども、何年にどの程度、具体的に、その回数と内容について、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

２番項の対策協議会の内容と２か月かかったわけということでございますけれども、私、考えまするに、問題発生からこういう時間がたてば解決はますます難しくなる、また、相手にもこちらの熱意を酌んでいただくことがなかなか難しくなるのかなと思います。こういうのはもう少し早く対応するべきと思いますが、その点の考えをお伺いいたします。

３番項でございますけれども、町財政への影響、５,０００万円という金額、今、提示されましたけれども、非常に大きな額でございます。これから６年度予算、審議がされるわけでありますけれども、将来に当たって、９年度末で生産終了ということでございますけれども、その５,０００万円をどのようにして穴を埋めていくのか、お考えがあればお伺いをしたします。

また、２月８日の話合いにつきましては、これ、ゼロ回答という結果になったということでよろしいのか、もう一度御質問するものであります。

４番目でございますけれども、３,０００件のアプローチがございまして９件、実現の可能性が残っているという御答弁ございましたけれども、町長の公約の中ではどの程度の達成度と考えているか、８月には町長、任期３年を迎えるわけでございますけれども、その中でどのぐらい達成できたと考えているか、御質問をいたします。

また、これからの展望、さらにどのようにして展開していきたいか、そこら辺の御意見ありましたら、お伺いいたします。

５番目の既存企業の引き止めの策というところでございますけれども、現在は既存企業の引き止めに関する特別な条例はございませんけれども、先ほど町長の答弁の中にもありましたとおり、企業誘致条例等を基に検討すべきではないかと私は思います。また、交通の便のよい町有地などを本別町は所有しておりますので、まだまだやれることはあるのではないかと思います。その辺の見解をお伺いいたします。

というのも最近、北海道糖業、明治乳業など、大きな企業の撤退にばかり目が行きがちでございますけれども、車のディーラーの統合や撤退も始まっています。また、農業

機械のディーラーも先行きは分かりません。本別町たくさんございます。インフラの整った他町村への統合も考えられます。本別町へ定着し続けていただく方策が必要と考えますが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）　丑若議員から何点か再質問がありました。ちょっと漏れていたら、また後で御指摘をいただきたいと思います。

まず最初に、私の任期が８月をもって３年を迎えるということでございますが、私の任期は９月をもって３年を迎えるということでありますので、その辺をちょっと訂正をさせていただきたいなと思ってございます。

はじめに、報道以前の対応ということで、どの程度企業側に訪問したのかという点でございますが、この分につきましては、毎年必ず本社を訪れております。今年度で言わせてもらえば、先ほども答弁させていただきましたが、１０月２０日に篠原議長と同行願いながら本社を訪れております。そして、その前も８月１９日だったかと思いますが、明治本別工場の操業５０周年記念式典が帯広で行なわれました。そのときに、向こうの生産物流拠点の本部長もお見えになっております。そこの場でもお会いをして、様々な情報交換を行なってきたところでございますし、また、本別工場の工場長ともその都度お会いをしながら、様々な情報交換をしてきたところでございます。

また、その段階におきまして、本別工場の操業停止の話は全く出てございません。昨今における明治の商品状況、それから酪農状況等の情報共有、そして、さきにも答弁させていただきましたが、私からは末永い本別工場の操業を依頼をしてきたところでございます。

２月８日の明治との協議内容でございますが、もう少し詳しくというところでございますが、はじめに申し上げたいと思いますが、明治の工場再編、そして会社運営等々につきましては、明治と本別町が協議をして決定するものではなく、あくまでも明治の株主が、そして株主会が判断するものと捉えているところでございます。

８日の協議内容につきましては、さきの答弁で申し上げたとおりでございますが、町の対応といたしましては、明治の商品販売拡大への支援等々を通じながら、持続的な操業要請、それから酪農家の生乳集荷等に係る要請、さらには雇用等に関する要請、その他、地域への支援要請など、あくまでも要請が主でありまして、その決定は、先ほども言いましたが株主会、そして取引関係のある関係企業等々と認識をしているところでございます。

しかしながら、町内に住む本別工場に勤務されている職員の雇用、そして操業停止に至った場合の生乳の集荷体制、さらには酪農家の作業体系などにつきましては、今後しっかりと明治と協議をさせていただきたい、そう思っているところでございます。

影響額の５,０００万円につきましては、先ほど申し上げましたが、あくまでも税上の減収額ということでありまして、この５,０００万円が全て町の財政から減額すると

いうわけではございません。後で担当のほうから説明をさせたいと思いますが、金額が５,０００万円減額されますと地方交付税もその分補填をされますので、そういった大きな金額にはならないものと、今、察しているところでございます。

また、２か月かかった理由でございます。今回の明治のプレス発表は、議員おっしゃるとおり１２月６日であり、その１日前の１２月５日に、明治本社から午後４時頃だったと思いますが、私の町長室に来て、明日プレス発表があるというところで、その内容を報告に来た次第でございます。

１２月５日からは、議員も御承知のとおり、本別町の町議会が開会をしている時期でありまして、大変厳しい日程ながら、庁内各部署の担当に操業停止に係る影響額の調査を指示するとともに、その対策について協議を進めてまいったところでございます。そして、１２月２１日に関係機関にお集まりをいただき、株式会社明治の生産体制再編に伴う対策協議会を開催し、状況報告並びに今後の活動等々について協議をしたところでございます。と同時に、明治本社にも連絡を速やかに入れ、明治側のトップと私、それから対策協議会等々の日程調整を進めてまいったところでありまして、私も年末年始にかけて行事等も立て続けに入っておりまして、また、明治も年末年始を控えて大変忙しいというところであり、結果として２月８日に本社の訪問となった次第でございます。

こういったことから、しっかりと事前に対策を組みながら日程調整を行なってきたということで、決して私は２か月が遅かったという判断はしておりませんし、むしろスピード感があったというところで私は思っているところでございます。

また、明治との交渉及び本別町の関わり方ということでございますけれども、今後の要望、要請、完全撤退やむなしではないかという御質問あったところでございますが、今の段階でその方向性を決定するのは時期尚早であると考えておりますし、様々な観点から対策協議会等々も踏まえまして、しっかりした方向性を見いだしながら、今後、協議をしてまいりたい、そう考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思ってございます。

企業誘致のことでありますけれども、３,０００件程度メールを発信し、そのうち９件から、どういったところなのかという問合せがあったところでございます。

また、議員おっしゃるとおり、町有地も多くはありませんけれども、多少、面積程度ありますので、その辺も絡めて、今後、企業誘致実現に向け、さらに努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

そして、先ほど議員も御指摘の本別インターチェンジの存在を生かした企業誘致の関係でございますが、そこの部分につきましては、まずは、企業誘致には交通環境整備が必要であると私は常日頃思ってございまして、北海道横断自動車道の北見地区早期建設期成会、それから釧路早期建設期成会、どちらも私、副会長担っているところでございますが、本別ジャンクションの北見釧路方面ランプの早期整備について、これは毎

年、それからその都度、国土交通省、それから財務省、ＮＥＸＣＯ東日本、国会議員等々に要望活動を積極的に展開をしているところでございます。

ちなみに、ＮＥＸＣＯ東日本におかれましては、令和４年１月に本別足寄間の交通路を整備し、ジャンクション化する方針を固めていただきました。足寄インター、それから陸別インター間の開通までに、本別のフルジャンクションを完成させると、そういった見解を示していただいたところでございますが、議員も御承知だとは思いますけれども、釧路阿寒間が次年度中に開通するというところから、１年でも早く本別ジャンクションを早期に建設するよう、引き続き強く要請、要望活動を展開してまいりたい、そう考えているところでございます。

議員におかれましても、人脈を通した企業、事業所をぜひ提案をいただき、そして私どもと一緒に企業誘致のほうに力を寄せていただければ誠にありがたいなと、そう思っているところでございます。

もし答弁漏れがありましたら、また再度御指摘願うとともに、５,０００万円の金額につきまして、担当から御説明をさせていただきます。

○議長（篠原義彦）　松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規）　私から、財政への影響の部分につきまして補足させていただきますが、町長の答弁のほうから、税収減少分５,０００万円という見込みをしているというところでしたけれども、町長の答弁にもありましたとおり、地方交付税の制度におきましては、町における基準の財政収入と財政需要の差額について、地方交付税として措置されるという部分がございます。

その地方交付税の算定の要素につきまして、税収の部分につきましては７５％が算定されているというところですので、単純に５,０００万円が落ちたとすると、その７５％、３,７５０万円の基準財政収入が落ちるという前提となっております。単純にそこだけ切り取りますと、その分地方交付税が、需要額との差ができますので、地方交付税が措置されるということになるという話になるのですけれども、毎年基準財政需要額、収入額、それぞれ何を算定するかというのは微妙に変わってきている部分がございますので、毎年毎年その分同じ額が影響があるとも言い切れない部分はございますが、いずれにしましても、地方交付税である程度は措置されるというところはございますけれども、その他交付金、例えば地方創生の交付金ですとかそういったものも、有利な財源を活用して、今後の町政執行に当たってまいりたいというところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦）　丑若議員。

○３番（丑若浩行）　再度、質問させていただきます。

先ほど４番目の町長として公約の達成度ということをお伺いしましたが、町長の主観で構いません。どの程度達成して、今後こうやっていくよというものがあれば、お伺いします。

また５番目の既存企業の引き止めの方策として、今後検討してもらえるということで解釈してよろしいのかどうか、お聞きします。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）　再度、答弁をさせていただきます。

まず１点目の町長としての公約の達成度はいかにという御質問だったと思います。私の公約の進捗状況ということだろうと思いますが、公約は、一応４年間でどの施策を展開するというところからのところでいえば、おおむね公約どおり順調に事業を展開しながら、また、新たな事業にも取り組むなど、おおむね順調に行っているのかな、そう感じているところでございます。

しかしながら、私の公約の作成する前におきまして、先ほど来から出ております、北海道糖業本別製糖所、そして最近プレス発表されました株式会社明治本別工場の令和９年９月をもっての操業停止というところにつきましては、北糖につきましては町長になる前にプレス発表がなされたということでございますが、そういった部分につきましては、やはり人口減対策、そちらを今後さらに推進して進めていかなければならない、そう思っているところでございます。

こういった部分につきましては、今、先ほども答弁させていただきましたが、あらゆる角度から企業にアタックしてございます。今まさに具体的な交渉まで進んでいる企業もありますので、これらをぜひしっかりと実現をさせて、近い期間で議員の皆様にその部分を報告をし、また情報共有しながら、さらなる企業誘致を進めてまいりたいと思ってございます。

そういった観点で、２点目の御質問につきましても、制度ありきではなくて、制度はその時々の状況によって変えていく。ですから、企業誘致条例もその時々の状況に合わせて、再度見直しを図りながら、既存の企業が本別町から撤退しないよう、様々な方策を支援していく、そういったところで今後進めてまいりたい、そう思ってございますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦）　丑若議員。

○３番（丑若浩行）　それでは最後に、この企業撤退ということ、町民に非常に心配される中で、これからも町民の不安を払拭していくために丁寧な説明をしていく必要があるかと思います。見解をお伺いいたします。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）　答弁をさせていただきます。

私といたしましても、議員おっしゃるとおり、様々な情報は公開をしながら、町民の皆さんと共にまちづくり進めてまいりたい、そう考えておりますので、もし町民の皆さんが不安になるような、そういった部分がもし仮にあるとしたら、そこは説明責任をしっかりと今後果たしてまいりたい、そう考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○３番（丑若浩行）　終わります。

○議長（篠原義彦）　次に、２番加藤徹己議員。

○２番（加藤徹己）　議長の許可をいただきましたので、通告済みの１問について質問をいたします。

質問事項。

介護人材確保の現状と定着支援について。

質問要旨。

高齢化と介護人材の不足が深刻化する中、町内介護保険事業所における介護人材確保と定着支援は、持続可能な介護保険事業を推進する上で重要と考えます。

このことから、以下について伺います。

１点目、町内介護保険事業所における介護人材確保の現状について伺います。

２点目、これまで介護人材確保に取り組んできた成果及び課題について伺います。

３点目、今後の介護人材に対する定着支援の具体的な取組について、また、介護人材養成事業、介護従事者の研修や相談窓口事業、就職支援事業、事業者や団体支援事業などを一体的に行なう総合的人材育成機関となる地域包括ケア人材育成センター（仮称）などが介護人材の離職防止、定着に貢献している事例もありますが、検討する考えはないか伺います。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）（登壇）　加藤議員からの介護人材確保の現状と定着支援についての御質問に答弁をさせていただきます。

１点目についてでございますが、各事業所における介護人材確保の状況といたしましては、不足している状況にはありませんが、職員の高齢化に伴う退職者補充や介護人材の定着化に向け、引き続き人材確保を行なっていかなければならない現状であると認識をしているところでございます。

２点目の成果及び課題についてでありますが、これまで介護職員初任者研修や福祉入門研修、ほんべつ福祉セミナーの開催、また、町内事業所に就業した人に対する就業支援や住宅準備資金、養育支援補助金などの交付や、働く職員への資格取得等に係る費用助成、就学資金の貸付など、総合的に取り組んでまいりました。

特に、介護職員等就業支援補助金につきましては、就職先の決め手の一助となる制度であると考えておりまして、平成２８年度の制度開始から、延べ１９５人へ補助金を交付をし、一定の成果があったものと捉えているところでありますが、一方で数年後に離職してしまう等の状況もあり、なかなか定着に結びついていないことが課題となっております。

また、ほんべつ福祉セミナーについては、町外から養成校の生徒を招き、本町や事業所のよさを実際に肌で感じ、就職先として選択していただけるよう開催をし、就職につながったケースもありますが、現在、養成校の生徒が減少をし、対象者が少なくなって

いることや、新型コロナウイルス感染症拡大以後、開催ができていない現状となっております。

３点目の定着支援の具体的な取組につきましては、これまでの人材確保の評価等を踏まえ、養成校の生徒のみだけでなく、中高年齢者や再就職を希望する無資格者、外国人や潜在介護士など、介護人材の裾野を拡大していくとともに、これまでどおり介護職員初任者研修や福祉入門研修を開催するほか、無資格者に対する補助制度の要綱見直しなど、介護人材確保対策の充実を図りながら継続実施してまいりたいと考えております。

引き続き介護人材確保策を推進しながら、安定的な人材確保に努めてまいりますとともに、介護事業に携わる方々がやりがいや誇りを持って働くことのできるよう、職員の悩みや相談を受ける場の確保や意見交換、職員交流などを実施しながら、介護人材の確保を含めた本別型地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。

以上、申し上げ答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦）　加藤徹己議員。

○２番（加藤徹己）　介護人材の確保の現状につきましては、町内の各事業所において順調に確保されているという答弁をいただきました。ただ、いろいろ課題もあるようですけれども、現在においてはこのような状況であるということでございました。

２点目ですけれども、国や厚生労働省の資料では、介護事業計画の基づく介護人材の必要数と確保数には開きがあって、今後もこれは拡大していくということで、本町においてもこのことは重要な問題になっていくかと思います。

今まで本別町においては、先ほどの介護従事者就業支援補助金等の制度、これはほかの自治体に先駆けて取り組んできた制度でございますけれども、平成２８年から１９５人という人材を確保してきた、そういう実績が報告をされておりましたが、非常にこれは大きな成果だと考えております。

ただ、さきの第８期銀河福祉タウン計画で挙げていました計画で、第９期でこの介護人材の確保とサービスの質の向上ということで評価をしておりますけれども、今、答弁をされた内容では、非常にいい結果が出ているということなのですけれども、この評価の１９項目の中で、進捗状況、それから成果等について、おおむね順調には進んでいるのですけれども、課題も残ってほとんど進んでいないという部分の評価、非常に厳しい評価が出ております。このことは、これから住み慣れた本別町で老後を安心して暮らしをする町民にとって、非常に厳しい評価だったと考えております。今の答弁のようなことをきちんと説明をしていったほうがよいのかなと思っております。

本町ではいろいろな取組をしておりますけれども、移住定住促進、それから新規就農等、ふるさと納税も含めて、各部署でそれぞれの取組をしておりますけれども、介護従事者についても一体的な取組を進めていく必要があるのではないかという考えがありますので、本別町役場を一体的に取り組んで、それぞれの部署で取り組んでいますけれ

ども、これを一体的に取り組んでいく必要があるのではないかと考えますので、この辺も再度伺います。

次に、３点目の部分ですけれども、今まで介護労働安定センターの調査によりますと、介護人材の離職率が、ほかの全産業の離職率に比べて１０％ほど高くなっている。特に、若者の離職率が高い。入職してから３年以内の離職率が非常に高い、約４割程度が離職しているということがありますので、この辺の対応は、本町も同じ現在の状況が、同じような状況が見受けられますので、この取扱いを、支援をきちんとしていかなければならないのかなと。

答弁の中で、介護福祉現場に魅力を感じて就職してくれた職員が、仕事のやりがいとか充実感を実感しながら勤めて、そういうことで離職を抑えていくという内容でございましたけれども、そのことについて、３点目で言いました、そういう総合的な人材の研修、それから、介護人材の若者の離職の中では、非常に相談窓口が充実されていない部分があります。これを行政の中で、全部それを対応するというのは非常に困難であろうということも含めて、この介護人材の地域包括ケアの人材育成センター、そのような組織を立ち上げていく、そういうような検討をしていかなければならないと考えておりますけれども、その点についてもう一度伺います。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）　再質問に対して御答弁をさせていただきます。

まず１点目の介護人材の必要数と確保数に隔たりがあるのではないかというところでございますが、それは全国的にそういう傾向であるということは、もちろん私どもも認識しているところでございます。

そういったところで、先ほども答弁させていただきましたが、今の現状ではそれぞれの老健施設もひっくるめまして、定数は満たしていますよと。ただ、今、勤務されている介護職員の方が高齢化、だんだん迎えておりまして、その後の補充というのが、それが今後大変厳しくなるだろうというところで私は思ってございますので、次の採用に結びつく、そういったところをしっかりと今後対応してまいりたいなと考えているところでございます。

そういったところもしっかりと評価をしていかないとならないと思ってございますが、先ほど議員からお話がありました第８期の福祉タウン計画、その中で、前回の計画の評価をしたというところでございます。１９の項目のうち何点かは、実際に事業としてできなかったという、そういう反省点もございます。この一つの要因といたしましては、議員も御承知のとおり新型コロナウイルス感染症の拡大により、なかなか外に対して事業を展開できなかった。そして、会議をするもなかなか人が集められない、そういった状況の中での事業を展開してきたわけでございますので、そういった一因もあることは御理解をいただきたいなと思ってございます。

いずれにいたしましても、前回のタウン計画の部分で評価、きっちりしてございます

ので、その評価につきましては、今後それを基に改善策をしっかりと講じてまいりたい、そう考えているところでございます。

また、介護の部門におきましても、移住定住、それから、そういったほかの企業誘致もそうでございますが、各部署でそれぞれやるのではなく、総合的に一体化してしっかりとやっていく必要があるのではないだろうかというお話でございました。私も、そうは思っております。しかし一方で、あまり総合一体的にやってしまうと、なかなか事業が見えづらい、そしてなかなか進まない、スピード感がなかなか持てないというところもございますので、やはり最初の基礎となるところはしっかりと、各部署がそれぞれ責任を持って一定程度進めていただく、そして、その計画を実際に実践していく場合に一体化して、各部署が一つにまとまって実践をしていく、そういった方向で今後取り組んでまいりたい、そう考えているところでございます。

研修にしても、今、御指摘がありました。私も単に研修をすればいいというものではないかなと思っています。その研修が実りある研修、そういったところにしっかりと今後、着目をしながらやっていく必要がありますし、これは行政機関だけのものではできない。加藤議員おっしゃるとおり、やはり行政サイドだけでの相談窓口等々につきましても、ある程度限られてしまう部分がありますので、ここの部分につきましては、広く福祉介護機関ともしっかり連携をしながら、相談窓口の設置等々もひっくるめ、今後、各関係機関と協議をし、検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

議員がおっしゃる、提案いただきました地域包括ケア人材センター仮称でございますが、こういった部分はつくってはどうかということでございますが、今の段階において、すぐにセンターをつくるということにはならないのかなと私は思ってございます。しっかりとその機能を見極めながら、本別町にある資源、そして人材をどのようにうまく活用しながら、しっかりと福祉行政をしてくのか、その辺の柱がなければ、ただセンターを開設しても効果が薄くなりますので、その辺もしっかりと調査、研究をしてまいりたい、そう考えておりますので、答弁を申し上げ、足りない分につきましては担当のほうから御説明をさせていただきます。

○議長（篠原義彦）　長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸）　加藤議員の御質問に答弁させていただきます。

今、町長のほうからありましたとおり、るる話がありましたので、私のほうから特に、３点目の総合的な相談の窓口の設置といった部分についてお話をさせていただきます。

これまでも介護職員の皆さんからアンケートをいただいて、どういったところが働きづらいのか、不満があるのかというようなお話も把握をさせていただいておりますし、その結果についても事業所のほうにお返しをしているところであります。

また、サービス事業連絡会でも、この間の制度の総括ですとか今後の在り方といった部分についてもお話をさせていただいているところでありますし、加藤議員、先ほどおっしゃっていた一体的にというところの視点では、職員が、本別町にある介護事業所

が一つの事業所だという、そういう形の認識の下でそれぞれその役割を果たしていきながら、本別町の介護人材確保、また、介護の質を上げていくためにそれぞれが動いていく、それと、一体的に本別町の一つの事業所として、同じ方向に向かって進めていきたいというようなお話も出ておりますので、そういった職員の働きやすさ、また、離職防止といった部分につきましても、介護事業者連絡会の中で、具体的にどのように進めていくかといった部分を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○２番（加藤徹己）　終わります。

○議長（篠原義彦）　ここで、暫時休憩をいたします。

午前１１時００分　　休憩

午前１１時１５分　　再開

○議長（篠原義彦）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

８番方川一郎議員。

○８番（方川一郎）　それでは、あらかじめ通告してあります１問について、一般質問をさせていただきます。

さらなる農業振興対策をということで、質問させていただきます。

新年度予算が発表されましたが、さらなる農業対策が重要と考えているところであります。

昨年は、十勝の生産取扱高が史上２番目となったところでありますが、しかしながら生産費の高騰によって、生産者にとっては厳しい１年となったところでありますし、特に、酪農家には非常につらい年となったということであります。

新年度予算では、新年度予算は今後審議されますけれども、農業振興対策ということでは、十分に対応できた予算だと捉えているのかを、まず伺いたいと思います。

また、例としては、近年は農家の借入額が非常に多くなってきていると。このコロナ禍の中で相当、当初の予定以上の借入れが行なわれたということを聞いております。

また、そういう意味では本町も利子補給等を今までもやってきたところでありますけれども、さらなる見直しも考えて対応する必要があるのではないかと思いますし、また、基幹産業である農業の振興のために、さらなる対策が必要と思います。そこで、町長の考え方をまず伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕　方川議員からのさらなる農業振興対策をについて答弁をさせていただきます。

新年度予算の農業振興対策につきましては、農地基盤整備事業をはじめ、新規就農者等支援事業や地域農業支援事業、種バレイショ作付奨励事業、地籍調査事業を継続し、鳥獣被害対策の新規事業といたしまして、既存鹿柵現況調査を実施する予定としております。

また、畜産では、農協と共に生産基盤の回復に向けた乳牛導入支援を行ない、酪農生産基盤の維持と向上が図られるよう支援してまいります。

予算編成に当たりましては、例年と同様、農協と農業振興を効果的に推進するため、現状の課題や今後の方針等について、十分な協議を行なっているところであります。

昨今の農業情勢につきましては、農林水産省で発表されている農業物価指数によると、コロナ禍前の令和２年と比較して、農業生産資材は１.２倍、肥料価格は１.３倍、飼料価格は１.４倍と高騰、もしくは高止まりをしており、それらに加えて酪農経営者は生乳抑制も重なり、経営に大きな影響を及ぼしている状況は把握しているところであります。

今後もどのような対策が必要なのか、農業者個々の経営状況について農協と連携し、情報共有に努めてまいります。

いずれにいたしましても、本町の基幹産業である農業の振興のために、社会情勢と営農実態を見極めながら、利子補給を含めてどのような対策ができるか、本別町営農指導対策協議会を中心とした各関係機関と継続して協議をし、より効果な施策を進めてまいりたい、そう考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦）　方川議員。

○８番（方川一郎）　再質問させていただきます。

ただいま町長から答弁がありましたけれども、生乳増産といいますか、乳牛の改良、導入も新たにつくったということ。以前も、過去にありましたけれども、そういう意味では導入する段階ではかなり、そういった意味では役に立つのかなと思っていますけれども、まだまだ増産体制になったとは私は捉えていないということで、今後また、生乳の増産という形にはなかなかなっていかないのかなと思っています。

全国の酪農家戸数も１万戸を割るというような、今年中にはなりそうだというような報道もありますし、本町の直近でも、ただいま酪農家としての戸数は４１戸までに減少したということで、４０戸割れも近いのではという話もあるところであります。

そういう意味では、酪農家は一度やめるとなかなか再生産といいますか、復帰しないのが常でありまして、戸数増はなかなか難しいのかなと思っています。

そこで、やはり営農計画の段階においてでも、借入れを前提とした営農計画が近年、かなりの戸数がそういう状況であると伺っております。そういう意味では、やはりそうした、今までは借入れの関係の農地取得云々の基盤強化であるだとか、そういった資金の対応の利子補給はなされてきたところでありますけれども、そういう意味では前向きな投資の利息補給といいますか、そういったことも考えにあるのかなとは思っていますけれども、今後、やはり営農計画段階で何億円もの借入れ前提とした営農計画を立てているという現状があって、またさらには組勘整理において、さらに追加で何億円も融資を受けているという現状があるわけで、非常にそういう意味では、今後においても

非常に、価格等がやはり、高く見積もるような状況にはならないということで、非常に生産費の上昇分が価格でカバーできないのが今の常でありますので、町としての対策といいますか、そういう意味では先ほど申し上げましたように、金利の補給等も含めてそういったことと、また、先ほども議論の中にありましたけれども、北海道糖業が細断を中止したということで、あの副産物として、生パルプが本町の酪農家等もかなり利用して、令和４年中は１万トン以上利用されていると聞いておりますし、また、令和５年におきましては、日甜の芽室工場からその半分近い５,０００トンが、副産物としての取引がなされているということであります。

そこで、やはり今度、今まで自賄いで、近いから工場から取り寄せていたという状況が発生しておりましたけれども、今、運送会社に委託して、そしてそこから運んでいる。お聞きするところ１台８トン積んで、それで運賃３万３,０００円というようなお話を伺っております。それもやはり農家負担になって、非常にさらに同じ副産物の取引でもそういう輸送コストが高くついている現状があります。

そういう意味ではやはり、これも農協と町との相談になるかと思いますけれども、そういった面での輸送賃の補助だとかそういったことも、今年の１０月以降に、やはりそれがまたスタートするわけですから、そういった考え方も必要ではないかなと私は考えているところでありますので、そういう意味では今後そのことも含めて、やはりまだまだ検討できる余地はあるのかなと思っていますけれども、再度、町長の考えを伺います。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）　方川議員の再質問について答弁をさせていただきます。

私、先ほど答弁を申し上げ、また方川議員からの御質問の趣旨にもありましたけれども、昨年は十勝での生産取扱高が史上２番目ということになっておりますが、ただ、収入的には向上したけれども、では実際、所得はどうなのというところに目を向けると、先ほど答弁させていただいたとおり、各種の資材、肥料、飼料等の値上がりにより、所得はかなり減っているというところでございます。

そういった観点で私どもも、全道の他の自治体の首長方と共に、今後、農林水産省等々につきまして、農業所得を向上するための対策等について、今後、要望なり要請をしてまいりたいと考えております。はっきり言いまして、所得補償をきちんと国にやっていただくと、そういった方向で要望を進めてまいりたいと考えておりますが、直近、本町の状況といたしましては、先ほど方川議員からありました、今、酪農家は４１戸、そして、さらにこれが４０割れをするだろうという推計も出ておりますことから、しっかりと酪農家に支援をしていかなければならない、そう感じているところでございます。

町の利子補給等につきましては、農地流動化資金とか営農経営基盤強化資金を基に、平成２８年度、それから平成３０年度、冷湿害ですとか、また、災害時におきまして利

子補給もしている経過もございますし、また、今般の酪農情勢を見ますと、今後も農協と十分協議をしながら、必要と判断した場合、新たな利子補給も検討してまいりたい、そう考えているところでございます。

また、北糖の砂糖生産終了に伴うパルプの関係でございます。今、お聞きするところによりますと、生パルプの話でございますが、北糖本別工場のときは１万トン、そして日甜のほうでは５,０００トンの取引があるということであり、８トンのトラックで運搬が３万３,０００円程度かかるということでありますので、この辺も農協と情報共有する中で、どういった支援ができるのか、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

当初予算におきましては、酪農家の分につきましては、乳牛導入１頭につき１万円を支援する生乳生産基盤安定特別対策事業を新たに実施することとし、予算計上しております。

そういったことに加え、さらなる支援が必要となった場合には、それぞれ各関係機関と十分協議しながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただき答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦）　方川議員。

○８番（方川一郎）　また、さらに質問させていただきます。

まず、今、答弁がありましたけれども、今後また農協と相談して対応していきたいということでありました。

また、一昨年、昨年もそうでしたけれども、臨時会等々において営農資材高騰対策の特別支援事業等で１戸５万円、あるいは面積、また家畜飼養頭数割とか、そうしたことが実施されてきたところでありますけれども、新年度においてもそうしたことが実際やれるのかどうかということの見通しについてはどうなのか。またそういう対策が打てるのか、まずお聞きしたいと思いますし、先ほど町長からも答弁あったところでありますけれども、中央要請等々の関係もありますけれども、あらゆる面で、町財政で大きくこうした対策に予算を割くということは非常に難しいと私も思っているところでありますけれども、そういう意味では今後、十勝町村会、あるいは十勝の活性化期成会等々を通じてですが、やはり中央要請等々も、町長かなりそういった面でも実施していると思っておりますし、またそうした機会が今後も多々あると思いますし、そういうことも増えてくるかと思います。

そうしたことの中でも、さらにそうした農業対策についての中央要請も必要だと思っていますし、そうしたことの今後に対しての対応等を伺いたいと思います。

議会としても意見書提出等も、今までもなされてきたところでありますから、そういった対応も今後あるのかなと私は思っているところでありますし、そういうことで、新年度に対してどう対応するか、向き合うか、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）　再々質問について、答弁をさせていただきます。

農業振興に係る当初予算につきましては、先日概要を説明申し上げました。そして、この後予算特別審査委員会で審議を賜るということになってございますが、まず、先ほども言いましたが、乳牛のほうにつきましては、導入１頭当たり１万円というところで、今、考えているところございますし、その他農業支援につきましても、新たな施策も展開をしているところでございます。

コロナ禍等々もひっくるめまして、農業経営が苦しいということは私も十分承知をしているところでございます。そういったところで、本年度の予算規模に合った農業支援をどのようにしていくのか、それはちょっと頭悩ましいことでありますが、私は基幹産業の農業振興なくして町全体の経済発展はあり得ないと、常日頃そう思っているところでございます。

一般財源も、出動しなければならないところはしっかりと出動させていただく、そういったところで思っているところでございますし、また、農業支援に関わる町内の経済を回すために、農業支援はもとより商工会等々の支援もございますので、そういったところで、一体化でしっかりと評価をしながら、次の経済対策に結びつくような支援を今後検討してまいりたいと、そう考えているところでございます。

中央要請につきましては、今までもやってきておりますが、今後も精力的に展開をしてまいりたいと考えておりますし、この部分につきましては、酪農家支援でなく畑作全般についても、そういった活動をしっかりと展開してまいりたいと思っているところでございます。

もう中央日程、ほぼほぼ決まりつつございますが、畑作関係でいえばビートの作付、先日も新聞報道でなされましたけれども、５年計画で５万ヘクタール、北海道で、に縮小させると、そういった国の施策でございますが、もう既に令和６年度は５万を切って４万８,０００ヘクタールまで減少するだろうと、そういった、今、推計がなされているところであり、そういったことを見れば、輪作体系等々もひっくるめて、しっかりと農業基盤を確立しなければ農業の所得向上にはつながらないと思ってございますので、そういった部分を、私ども北海道からしっかりと声を上げながら、今、食料自給率も３８％、３９％台でございますので、そういったこともひっくるめて、食の安全保障にしっかりと関わりながら国に要望してまいりたい、そう考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

（発言する者あり）

○議長（篠原義彦）　暫時休憩いたします。

午前１１時３６分　　休憩

午前１１時３６分　　再開

○議長（篠原義彦）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）　申し訳ありません、ちょっと答弁漏れをしておりました。

農業対策に係る支援の内容ですけれども、資材に対する高騰支援をどうするのかということでございますが、現段階におきまして、その資材等々に対する支援をどのようにするかは、まだ決定事項ではございません。

今後、さらなる上昇をするのか、もしくは高止まりでいくのか、その辺をしっかりと見極めながら、これも農協としっかりと連携をしながら協議をし、進めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○８番（方川一郎）　終わります。

○議長（篠原義彦）　次に、１０番阿保静夫議員。

○１０番（阿保静夫）　議長のお許しをいただいたので、１点について伺いたいと思います。

質問事項は、本町への新しい人の流れをつくるにはということで、要旨としては、第２期本別町まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げる基本目標の２、本別への新しい人の流れをつくるの具体的進め方について伺います。

令和３年、２０２１年に示された第２期本別町まち・ひと・しごと総合戦略には、人材育成、観光イベント等の発信など、まちづくりの４分野の９の施策が掲げられています。

また、施策の基本目標２では、本別への新しい人の流れをつくるとし、観光や関係人口創出及び拡大や移住促進について、施策が示されています。

特に、関係人口の創出では、具体的にはふるさと納税の推進、ワーケーションの推進、地域おこし協力隊の活用、本町と関係する地域との交流連携事業の推進等の施策が示されています。

それぞれの事業をより発展させていくことが、目的とする本別への新しい人の流れをつくることにつながると考えますが、今後の取組について見解を伺います。

ちなみに、ワーケーションとはワークとバケーションの造語で、観光地やリゾート地でテレワークを活用して、働きながら休暇を取る過ごし方、在宅勤務やレンタルオフィスでのテレワークとは区別されているとの内容です。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕　阿保議員からの、本町への新しい人の流れをつくるにはの御質問に答弁をさせていただきます。

第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、２０６０年に5,０００人程度の人口を維持するという将来展望を実現するため、人口減少対策に重点的に取り組むための計画として策定したもので、議員御承知のとおり、４つの基本目標に沿い、合計９つの施策を立て、取り組んでまいったところであります。

議員御指摘の新しい人の流れをつくる分野におきましては、観光入込拠点の整備や地域イベント等による本別の情報発信、移住定住の促進、関係人口の創出の３つの施策

に取り組むこととして数値目標を設定しており、令和４年度までの実績では、計画期間５年のうち２年経過時点で、移住者数は累計で６０人の目標に対し２３人、３８．８％の実績、観光入込数は計画最終年度における５８万人の目標に対し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり４８万1,６９１人、８３．１％の実績となっております。

各施策の推進状況につきましては、議員が具体例とされた関係人口の創出に関わる施策について申し述べさせていただきますが、ふるさと納税の推進につきましては、昨年６月及び１２月定例会においてお答えいたしましたとおり、事業を着実に進めてまいりたいと考えております。

２点目のワーケーションの推進につきましては、昨年１月から１２月まで、地域活性化企業人制度により、派遣職員と様々な角度から検証した結果、プランとターゲットを明確化することが重要であり、公共施設を利用するよりも、町内等で建設された宿泊施設と連携した取組が効果的との報告があり、この事業自体が目的となることを避けるための、さらなる事業内容の整理をしているところであります。

次年度におきましても、民間宿泊施設等と事業実施に向け、整理を引き続き行なっていくよう考えております。

次に、地域おこし協力隊の活用につきましては、これまで採用方法について、これも派遣職員と考えを整理し検討を重ねてきたところで、昨年５月には直接採用に向けた応募を誘発することを目的に、協力隊員の活動内容をアピールするオンラインイベントを開催し、延べ２８６人の視聴実績がありましたが、残念ながら採用には結びつきませんでした。

しかし、同じく５月には、令和４年度から開始した移住定住促進事業を活用し、２泊３日以上で本町に滞在をしていただき、実際の生活と仕事を体験する、おためし型の協力隊を開始し、これまで４人に体験していただいております。

この取組の体験者が次年度の地域おこし協力隊に応募をされ、隊員は増加する見込みとなっており、移住につながる効果としても有効であると判断しているところであります。

次年度はさらに、おためし型から一定程度、中、長期で町内に滞在しながら就業する制度としてインターン型の協力隊を新設をし、将来の就職先を本町で選択していただくため、主に学生をターゲットとして、２週間以上３か月以内の期間で滞在していただくこととしております。

このインターン型協力隊の特徴といたしましては、行政内部の業務に限らず、民間企業の業務についても、行政が委嘱をすることにより対応できることといたしました。これは、町全体の課題である労働力不足の解消策として活用幅を広げることで、様々な方向から関係人口を創出し、本別への新しい人の流れをつくりたいとの思いから構築したところであります。

先月、総務省のホームページにその内容を掲載したところ、関西の大学生から早速問

合せがあり、秋頃の実践に向けて、来月以降に面接を行なう予定となっております。

なお、総務省ホームページの道内の掲載自治体は、おためし型で３町、インターン型で７町村のみの掲載であるため、先行事例となるよう、さらに取組を強化してまいりたいと考えております。

今後は、特別交付税措置が手厚い地域おこし協力隊制度を十分に活用し、数値目標に設定した、令和７年度までに累計６０人の移住者数達成を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

なお、まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、この間、社会情勢がこれまでとは大きく変化している中、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化させ、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指し、国におきましてはデジタル田園都市国家構想総合戦略へと発展させてきたところで、本町におきましても、本別町まち・ひと・しごと創生総合戦略を本別町デジタル田園都市構想総合戦略へと改定するよう取り組んでおります。

今後は、デジタル田園都市構想総合戦略に基づき、デジタル技術を活用して、誰もが住みやすい魅力的なまちづくりを進め、交流人口の拡大をはじめ、産業の振興等に努めてまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦）　阿保議員。

○１０番（阿保静夫）　本町のいろいろな魅力を発信することによって、先ほど申し上げたふるさと納税ほか、それぞれの取組が発展するものだと思っているところです。

ただいま町長のほうから、それぞれの取組の具体的な今後の方針というか、計画が示されたわけですけれども、これを一体的に取り組んでいくには、専門的にそれに携わる部署というか、そういう担当というのが必要になってくるのではないかなと私のほうでは考えます。

今、課によって取り組められていると思うところですけれども、デジタル技術も含めて、いろんな専門的な内容、技術等の研究も含めて、これから取り組んでいかなければならないのかなというのと、他町村での先進例、そういうものの研究も含めて、ぜひ、より実りのある本町の新しい人の流れをつくる取組に生かしていってはどうかなと思うわけですけれども、その点について現時点でどのように進めていくか、考え方を伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦）　野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也）　お答えいたします。

専門的な担当がというところなのですけれども、ふるさと納税ですとか移住定住に関しては未来創造課のほうで担当しているのですけれども、我々役場職員、専門的な知識がないところもありますので、今、地域活性化企業人という制度を活用しまして、今、本別町に１名来ていただいています。２名いたのですけれども、１名は１２月末で終

わっていますので、今、現状で１名来ていただいています。そういった方々も活用しながら関係人口の創出を、今、進めているところでございます。

先進事例の活用もというところなのですけれども、例えばふるさと納税でいけば、そういう開発ですとか広告を、たけた事業者を活用するなどして、こういう交流人口、関係人口創出をやっているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦）　松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規）　私のほうから、デジタル分野の取組について御説明させていただきます。

議員、デジタル関連も専門的な人材部署が必要ではという観点かと思いますけれども、その部分につきましては、現在、総務省の地方創生の制度、総務省の制度を活用しまして、デジタルの専門人材の派遣についての人材紹介を地方創生の事務局から受けて、それに対する財政措置につきましては総務省の制度に乗っかろうと想定しているのですが、それについて今、紹介を受けた民間事業者と派遣についての協議を進めている段階でございまして、協議が整えば新年度、専門人材を派遣していただくという形になっていこうかというところでございます。御承知おきいただきたいと思います。

○議長（篠原義彦）　阿保議員。

○１０番（阿保静夫）　ふるさと納税ほか４分野のことで提供しているわけですけれども、とりわけワーケーションの推進という点では、やはり本町のこの自然とか宿泊の条件等も含めて、私自身としてはかなり前に押し出していくべき部分かなと思っておりますけれども、そういうことで交流と、仕事も一緒にここでやっていただいていくというような仕組みになっていくのかなと思います。

全ての取組が進められていくということがもちろん好ましいわけですけれども、とりわけこのワーケーションの推進ということについて、研究も含めて力を入れていってはどうかなと私自身は思うわけですけれども、その点についてはどのようにお考えですか。伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦）　野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也）　お答えいたします。

先ほど町長からの答弁にもあったのですけれども、先ほど言いました地域活性化企業人を活用しまして、そういったワーケーションの検証をしております。

ただ、公共施設においては、環境がやはり整っていないというところもありまして、難しいだろうと。先ほど申し上げた町内の宿泊施設であれば可能だよというところで報告が出ております。

今後、次年度におきましても、民間事業者の宿泊施設の視野に入れながら、事業実施に向けた体制の整理をしていきたいと考えています。以上です。

○議長（篠原義彦）　阿保議員。

○１０番（阿保静夫）　ただいま、町の施設というよりは民間の施設の協力とか活用と

いうような趣旨の話だったと思いますので、その点の話は、今のお答えの中では具体的にはまだされていないのかなと受け止めたわけです。

町の持っている、あるいは民間の持っている力を集めて、この分野での新しい人の流れをつくる動きをつくっていくべきだと思いますので、民間の宿泊の関係の方と、今後、一歩ずつでよろしいのですが、具体的に話を進めていくべきではないかなと思いますけれども、再度伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦）　野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也）　お答えいたします。

今、阿保議員おっしゃられたように、今後、民間事業者含めて協議をしていきたいと考えています。以上です。

○１０番（阿保静夫）　終わります。

○議長（篠原義彦）　ここで、暫時休憩をいたします。

午前１１時５５分　　休憩

午後　１時３０分　　再開

○議長（篠原義彦）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

５番梅村智秀議員。

○５番（梅村智秀）　それでは質問に先立ちまして、能登半島地震、また、昨日で１３年を迎えました東日本大震災にてお亡くなりになられた方々、御家族、そして関係者の皆様方に対しまして、哀悼の誠をささげる次第でございます。そして、今なお御苦労を強いられている皆様に対しましても、心よりのお見舞いを申し上げます。

これらを大切な教訓とし、もって本町の防災に対する備えを整え、防災に対する意識を高め、一議員として、そして防災士として、町民の皆様との思いを共有してまいりたいと、ここに改めて思う次第であります。

また、傍聴いただきました皆様、中継を御覧になられている皆様に対しましても、町政ないし町議会に対しまして関心を寄せていただきましたことに心よりの御礼を申し上げます。

それでは、通告にのっとり質問に移ります。

１問目でございます。

質問事項。

飲酒運転を根絶し、道の駅構内の安全確保を。

質問要旨。

本別最大の観光拠点施設となる道の駅には、観光や休憩、買物、飲食などを目的とし、町内外より多くの来場者がある。

自動車を交通手段とする方も多く、国道からの導線を含め、駐車場等構内の安全確保対策に努めなければならないが、事実と所信をただす。

要旨明細。

年間３０万人前後が訪れる道の駅ステラほんべつへの出入口や駐車場が、国道に面しておらず分かりにくい。また、直近においても構内で数件の事故が発生している現況下でその対策が必要であるが、以下、事実と所信を問う。

１番項。

道の駅への導線につき、出入口や訪問者が利用できる駐車場の案内について、さらに分かりやすくする必要があり、新たな案内看板の設置や情報発信等の取組が必要であるが、見解を問う。

２番項。

駐車場内では、仮眠や車中泊を行なう方もいるところ、売店では酒類の販売、併設された飲食店では酒類の提供も行なわれている。飲酒運転はあってはならない重大な犯罪で、防止のための具体策を講じる必要があるが、啓発などはどのようになされているのか、事実と見解を問う。

３番項。

道の駅では、誘客のためスターフェスティバル、夏祭りや、道の駅に併設される飲食店も参加する本別はしご酒ナイトなどのイベントほか多くの方が集まる催しに構内が貸し出されることもあるが、これらイベントの主催者等に講じてもらう、大人数に酒類の提供が行なわれる際の飲酒運転防止策や参加者への啓発などはどのように求めているのか、事実と見解を問う。

４番項。

直近の事故として、救急消防等の緊急車両も出動し、車両大破となった大きな事故として、昨年１０月夜間に跨線橋前歩道に設置されている元気くん石像、こちらは歩行者保護のための車止めで、横断歩道に設置されているものでございます、への衝突１件が確認されている。同様の事故再発防止策を講じるためには、事故対応を含めた原因の究明を行ない、適切な事後対応を行なう必要があるが、緊急車両の出動実態、事故直後からの事後対応全般を含め、事実と見解を問う。

５番項。

道の駅は、公設民営としてＮＰＯ法人にその運営を委託している。２４時間、不特定多数の出入りがある駐車場で、一定の場内交通ルールや標識、横断歩道などが設けられていることから、凡例などによると、事故や事件の状況によっては道交法の適用となる公道等とみなされることもある。町としては、上述を踏まえても道の駅構内の位置づけは、いかなる場合も私有地であるとの認識であるのか、町の管理責任の有無と併せて見解を問う。

６番項。

場内における事故、事件等を未然に防ぎ、来場者のみならず道の駅で勤務するスタッフ、テナントの関係者などのため、精度の高い防犯カメラやさらなる案内、啓発看板等

の設置、併せて適切な管理体制や管理運営者の研修制度の構築など、構内の安全安心を担保するための具体的対策を講じることが必要であるが、事実と見解を問う。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕　梅村議員からの飲酒運転を根絶し、道の駅構内の安全確保について答弁をさせていただきます。

１点目の道の駅への導線における新たな案内看板の設置や情報発信等の取組についてでありますが、道の駅の出入口につきましては、国道には接していませんが、現在はカーナビやインターネットなどの情報を収集する環境が整っているなど、広く認知されているものと捉えているところであります。

町といたしましても、その対策として、これまで出入口の看板をはじめ、駐車場内の案内につきましては、一方通行を知らせる標識のほか、普通車、大型車、キャンピングカーなど、車種別に駐車場所を知らせる看板等を設置し、来場者を迎えてきました。

また、繁忙期の５月のゴールデンウイークには１日に４,０００人以上、８月のお盆時には１日に３,０００人以上の来場者があることから、道の駅管理委託事業者においては、駐車場内での事故やトラブルを回避するため誘導員を配置し、交通整理の対応も行なってきたところです。

現在、駐車場内への新たな案内看板の設置は予定しておりませんが、新年度予算におきましては、２４時間トイレの案内表示看板の修繕や老朽化した枕木部分を舗装へ改修する予算を計上させていただいております。

今後も引き続き、道の駅管理委託事業者と連携しながら、ＳＮＳ等も活用した情報発信をするなど、来場された方に対する安全確保、サービス向上に努めてまいりたいと考えております。

２点目の飲酒運転防止の啓発についてでありますが、酒類を販売するテナントがアルコール類の販売場所において、アルコール飲料であることや未成年者が購入できない表示を行なっているものの、道の駅内においては、飲酒運転根絶宣言のお店の掲示を行なうにとどまっている状況であります。

飲酒運転における平成３０年から令和４年の事故件数及び死亡者数を見ますと、全国、全道ともに減少傾向になっておりますが、北海道では、令和４年に７２件の事故で４人の方がお亡くなりになっております。

道の駅敷地内の安全を確保する観点から、さらには痛ましい事故が起こらないよう、今後、酒類の販売、提供をする道の駅テナントへの指導、啓発を行なってまいります。

３点目の誘客のために道の駅を会場として、酒類を提供するスターフェスティバルや、はしご酒ナイトなどのイベント開催時における飲酒運転防止策や参加者への啓発についてでありますが、飲んだら乗らないが大人のモラルであること、また、啓発は主催する者の責務と考え、これまで申請者等に対し特段の飲酒運転防止策を講じてきておりません。

しかしながら、そういったイベントを安全に楽しく過ごしてもらう上でも重要であることから、申請時に主催者に対し、飲酒運転防止に対する周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

４点目の昨年１０月夜間に道の駅敷地内で発生しました、元気くん石像への衝突事故に関する救急車両の出動実態、事故直後からの事後対応についてでありますが、事故発生の情報は、１１月下旬に道の駅管理委託事業者からの報告で把握をし、現地確認を行なったところであります。

今回の事故につきましては、事故車両のみの破損であり、町の所有物である元気くん石像に被害がなかったため、特段、事後対応は取っておりません。

また、救急車両の出動実態については把握していないところであります。

事故後の対応につきましては、このことを踏まえ、道の駅管理委託事業者と協議を行ない、本年２月から安全確保の観点からも、町への被害がある、ないに関わらず、事故状況の報告を受けることとしております。

５点目の道の駅構内駐車場が公道なのか、私有地なのかの位置づけについてでありますが、不特定多数の人や車両が自由に通行できる状態にあり、かつ、現実に通行に使用されていることから、議員がおっしゃるとおり、道路交通法の適用となる公道と同じ扱いになる場合があると捉えているところであります。

また、町の管理責任についてでありますが、道路の陥没など、町に瑕疵がある場合においては責任が発生するものと考えますが、その他の人身事故や車両同士の事故等については、駐車場内の看板でもお知らせしておりますが、一切の責任を負わないこととなっております。

６点目の駐車場内における事故等を未然に防ぐための具体的な対策についてでありますが、１点目でも触れましたが、これまでも誘導標識や看板の設置に加え、繁忙期には道の駅管理委託事業者において、誘導員配置などにより対応してきたところです。

今後も同様に、来場者等の安全確保に努めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　それでは、再質問を行ないます。

この質問は、一問一答細目方式を採用してございますので、まず１番項につきまして再質問を行ないます。

御答弁の中では、カーナビやインターネットでの検索等の普及によって、広くこの道の駅の出入口等が認知されているだろうというような趣旨のものであったというところでございます。

実情といたしましてお伺いいたしたいのが、道の駅の正面出入口の右側に、南、西駐車場という案内の掲示がございますけれども、こちらの案内というのは、道の駅を訪れたどういった方向けのものなのか、まずお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦）　暫時休憩をいたします。

午後　１時４４分　　休憩

午後　１時５１分　　再開

○議長（篠原義彦）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也）　お答えいたします。

南と西の駐車場なのですけれども、南の駐車場はゲンキッチンの南側で、西については国道のところの駐車場を指しているのですけれども、道の駅の来場者含めまして、一般の方、町民も含めて停められる駐車場になっています。以上です。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　来場者の方向けの案内看板だというところでございますけれども、例えば、道の駅の駐車場側からの出入口ですから、既にあの看板を視認するには徒歩、車から降りている状態でなければ見えない位置にあると思います。その正面にはのぼりが立ったりもするので、駐車場、車内からの視認性というのは高くはないですし、文字の大きさからも識別は難しいのかなと。

道の駅の山側の駐車場といいますか、道の駅の跨線橋のあるところの駐車場、そこは道の駅の駐車場としての認識はしやすいとは思うのですけれども、ロータリーにある駐車場ですとかゲンキッチン側の駐車場というものについて、こちらがまず、道の駅利用者が停めていい駐車場かどうかという案内がないと思うのです。これらについて、初めて来たような方であれば立ち寄りにくい、停めていいのかどうかがまず判断しにくいというところがあります。

また、壁面に貼ってある南、西駐車場というようなもので、マップが示されておりますけれども、既にそれを見られる方というのは、先ほど申し述べたとおり、車で来た方であれば車から降りてもう歩いている方ですから、駐車場がいっぱいだな、空いてはいるけれども狭いから停めにくいなという方が、違う離れたところにも駐車場があるのだという認識がまずできないというところから、あまり用をなしていないのではないのかなと考えるところから、設置の位置を取り替えるとか、少し古くなってきているような感もありますので新しくするとか、そういった取組が必要ではないのかなと、せっかく掲示してある看板が本来の目的、用をなしていないのではないかと考えるところでございますが、御見解を伺います。

○議長（篠原義彦）　野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也）　お答えいたします。

利用しづらいのではないかというところなのですけれども、道の駅ともちょっと協議をしながら考えていきたいなと思います。以上です。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　掲示の一例としたら、Ａコープ側から山側に上がってきて右折し

て入る、跨線橋側の駐車場の入口の前であるとか、あとはロータリー側に道の駅という看板がありますので、そちらに例えば西駐車場、南駐車場もあるのですよというような案内をすると、慣れていないというか初めて来られるような利用者の方には親切になるのではないかなと考えるところでございますので、そういったところを具体的に検討していく必要があると考えてございますので、見解を伺います。

また、一部報道等によりますと、Ａコープの閉店に伴って、中心部の活性化協議会なるものを立ち上げる向きであるというところが報道で知り得たところでございます。これら協議会等が立ち上げられる、ここに町も参画するようでございますから、そういうことであれば、こうした協議会の中でも、国道からの視認性ですとか導線、駐車場の利用のしやすさ何かについても、運営されているＮＰＯ含めて、地域のいろいろな方々の御意見等を伺って、協議検討した上で改善につなげていく必要があると考えてございますが、見解を伺います。

また、町長の御答弁でもカーナビやインターネットで広く認知がされているよというところと、２月６日に開催されました産業厚生常任委員会の所管事務調査、こちらの答弁に当たりました職員の方からも、何かそういった出入口が分かりにくいというような趣旨のお声は、道の駅に聴取もしているけれどありませんというようなことがありました。町長のおっしゃる広く認知がされているというところについても、私はちょっと疑義があるところでございます。

例えば、ＮＰＯ法人の令和５年度の総会の中では、出席者の方から、駐車場があと２０台ぐらい欲しいよとか出入口が分かりにくいと、こうした声があるところでございますので、こうしたお声というものを行政として拾えているのかなという疑問が生じたところでございますが、いかがでしょう。

○議長（篠原義彦）　野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也）　お答えいたします。

看板の関係につきましては、先ほども申し上げたのですけれども、ＮＰＯ含めまして協議をしていきたいなと考えております。

それと駐車場の増設の関係、道の駅と打合せしているときもそういう御指摘いただいています。いるのですけれども、なかなか場所的に限られたスペースしかないものですから、その辺については継続の協議ということで、今、協議をしているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　１番項終わりまして、２番項に入ります。

２番項でございますが、こうした啓発等はどのようにというところでの御答弁で、飲酒運転根絶というような掲示を行なっているのみであると、こうした御趣旨の御答弁があったところでございます。

こちら２０２４年の春の交通安全運動、春の推進会議ということで、２月２７日に十

勝合同庁舎でこうした催しがありまして、自治体関係機関も出席をされているというところで捉えております。当然、本町も参加されているのであろうと考えているところでございますが、公共施設の運営を担っていただいている道の駅の運営側、こちら何かもそうした自治体側の考え、こうした思いというものも共有をして、本町と歩調を合わせて強く取り組んでいく必要があると考えるところでございます。

例えば酒類を提供する場合ですとかですと、購入者に対して自動車には乗らないのですかですとか、複数人の方でお越しになっていればハンドルキーパーいらっしゃるのですかと、こういった問いかけ等をしていくと、安易な気持ちでちょっと一口、ちょっと一杯ぐらいというようなものに対しての抑止にもなると思いますし、絶対に飲酒運転はさせないよというような取組が必要であると考えているところでございます。

また、道の駅という性質上、よしあしは別としても車中泊を行なう方がいらっしゃったり、仮眠を行なうような方がいらっしゃる場合、習慣だからということでちょっと一杯ですとか、寝るのだから、一定時間を経過させるのだからいいであろうというようなことでお酒を飲まれて、その後、車を運転されて出発されるような方もいらっしゃる可能性というのは否定できないのではないかなと考えるところでございます。

こうした現状といたしまして啓発のポスター、改めてお伺いをいたしますが、これは道の駅に入っているテナントに掲示があるのでしょうか。あるのであれば、どちらのテナントに、どのようなものがあるのか、改めてお伺いをいたします。

私が今申し述べたことにつきましても、御見解を求めるものでございます。

○議長（篠原義彦）　野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也）　お答えいたします。

飲酒運転の関係につきましては、先ほど答弁の中でも一部あったのですけれども、大人のモラルというところが、まず大前提なのかなとは考えております。

ただ、こういう事故も、減少傾向ではありますけれども、まだなくなってはいないということなので、その辺テナントとも打合せをしながら、声かけですとかそういうことを、啓発行なっていければなと考えています。

それと啓発のポスターなのですけれども、道の駅の構内、売店のほうに掲示をしてあります。以上です。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　道の駅は公設民営で管理委託を行なっているわけでございますが、こちら例えば飲食店であるとか、酒類を販売している売店であるとか、こうした営利業務といいますか、そういうようなものを行なっている者に対しまして、公設だからということで行政はどの程度協議といいますか、販売方法であるとか、影響力を示したり協議をしたりするというような実態があるのか、またお考えがあるのか、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦）　野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也）　お答えをいたします。

販売方法につきましては、お任せと言ったら変なのですけれども、入っているテナントにお任せして販売していただいているというのが現状であります。以上です。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　本日までのもろもろの事象等を鑑みて、それらについて改めてテナントであるとか、運営されているＮＰＯ、売店の方とか、そういった方々に、改めてこうした飲酒運転の取組というものについて行政として言及していく、そういったお考えはおありなのか伺います。

○議長（篠原義彦）　野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也）　お答えをいたします。

当然、テナントのほうには、設置者なので役場のほうからも飲酒運転の啓発をしていきたいなと考えています。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　それでは、２番項終わりまして３番項に移ります。

こちらにおきまして、先ほど来繰り返されている飲んだら乗るなという大人のモラルだというような、誠にそのとおりであると考えているところでございます。

こちら道の駅では酒類を提供するイベント等が開催されているわけでございますが、例えば、ほんべつはしご酒ナイトというものについては、どういった方が実行委員長を務められていらっしゃったのか、承知されているのか伺います。

○議長（篠原義彦）　暫時休憩をいたします。

午後　２時０１分　　休憩

午後　２時０８分　　再開

○議長（篠原義彦）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也）　お答えいたします。

実行委員会は、柏崎秀行実行委員長になります。以上です。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　それでは、このほんべつはしご酒ナイト、ただいま御答弁から主催者である実行委員会の実行委員長は柏崎秀行実行委員長であるということでございました。

さきに、この飲酒運転の防止対策、参加者への啓発等については主催者の責務であるというような御答弁があったところでございますが、この当該イベントにおきましては、主催者としてその責任を全うできたという認識なのか伺います。

○議長（篠原義彦）　野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也）　お答えいたします。

特にその後の報告等もありませんので、責務全うして終了していると考えております。以上です。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　こうした、道の駅自身が主催事業や協力事業として執り行なうイベントのほかにも、申込みがあれば構内を貸出をするというようなものもございます。

こちら報道によりますと、町長御自身も昨年の９月２４日、町政を語る集いということで、野遊会のようなものを開催されているというところでございます。こちら、役場職員や議員など、約３５０人ぐらいの出席があったということで報道がありました。

当然のことながら酒類の提供も行なわれていたと聞き及んでいるところでございますが、こちら参加者の中に、飲酒運転はいけないよというような道義的な感覚、またモラルについて疑わしい方という方は御参加されていらっしゃらなかったのか、また、主催者の責務であるという飲酒運転の防止対策ということでございましたが、町長が大きく関わるこの集いに対しまして、自転車等を含めて飲酒運転等に関わった、行なった方いらっしゃらないということでよろしいのか伺います。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）　９月２４日につきましては、私の部分の、構内ではありませんけれども、芝生広場での一角で町政を語る会を開催させていただきました。

当初は本別公園で開催しようといった、そういうところもあったやに聞いています。私、直接そこに関わって、主催者ではありませんので、私の後援会等々のところで企画等を練っていただいたものと察してございますが、当初は本別公園等々も計画されていたようでございますが、議員おっしゃるとおり、本別公園まで行くと、やはり輸送の関係もありますし、また、お酒類の提供とかそういったことで、万が一そういう事故、それからルール違反等が起きたら困りますので、そういった観点で、とりあえず公園はやめにして、道の駅の裏の広場でやるということをお聞きしたところでございます。

当日において、私もその会場におりましたけれども、酒を飲んだ後、車を運転するとか、もしくは自転車等で、そこを乗ってまたどこかに移動するという、そういう姿は一切私は見てございませんし、また、私が後援会のほうにお願いしたのは、先ほど公園の関係もありますけれども、そういったところで、私は町のトップでございますので、そういった部類の集い及び語る会では一切そういうルール違反が起こらないよう、それこそ大人のモラルとして行動していただきたいということで強くお話をさせていただいておりますし、また、この申請時におきましても、そういう酒類の提供はありますけれども、そういった後の事後、交通ルール違反等については一切しませんからということも担当のほうにお話をされたとお聞きをしてございますし、そういった対策も講じてあるということもしっかりお話をさせていただいたと、私は報告を受けておりますので、そのとおりだと思っております。以上でございます。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　そのような形で、大規模での酒類提供のイベントということで、主催者の方もそうした配慮をなされたということが御答弁から分かったところでございます。

私、先にお伺いしたことでございますが、議員や役場職員等も含めて多く参加なされていたよというところでございます。議員ということであれば、当時はということも補足させていただきますけれども、御参加者の中で、そうした大人のモラルという部分、道義的飲酒運転はいけないよという道義的感覚やそうしたモラルの疑わしい方というの、今となって考えてみればということでも結構でございますので、そうした方、参加されていなかったのか伺ってございます。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）　先ほど私の、役場の職員というお話はされましたが、私のあの集いに関しましては、役場の職員の方に一切声をかけたつもりはございません。あくまでも後援会の中での取扱いということでありますし、私本人も、それは全部お任せをしているところでございます。

議員が来たかどうか私も定かではありませんけれども、会場を見ていただければ大体お察しはつくのかな、役場職員は本当にごく少数、ほとんどが私の支援者というお話を聞いてございます。

そういった中で、そのときの参加者、もちろん後援会のほうで、各議員、それから農協の組合長、商工会の役員、全てにそういう御案内を差し上げたものと私は思っているところでございます。

そういったところで、そういう野遊会的な集まりがありましたけれども、その時点におきまして、そういった参加者の中に、１人でも２人でもモラルに反する行動をした人が参加をしたとか、もしくは道義的におかしいのではないだろうかという方は、私は１人もいないと、そう信じております。以上です。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　それでは、３番項終わりまして４番項に移ります。

なお、こちらにつきましては、３月８日を皮切りに本件事故に関わる報道が多くなされているところでございますが、この質問通告自体は報道等が多くあった前、３月７日正午までに行なったものであることを申し添えます。

まず、この事故につきまして、町長がこの事故自体を把握されたのは、いつどのようなきっかけで把握をされて、町長自身はどのような対応をなされたのか伺います。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）　質問にお答えをしたいと思います。

先ほどの答弁の中では、町が事実を確認したのが１１月の下旬ということでお話を、そういったこと受けたということを事後報告ございました。

私がこの部分につきまして、夜間の事故に関しまして情報といいますか、うわさ話で

聞いたのが２月の下旬であります。日にちはちょっと定かではありません。２月の下旬のそれも勤務時間後の、たしか午後６時過ぎ後だったかと思いますけれども、そういったところである方から、こういうところでうわさが上がっていますよという情報を得ました。ですから、私はこの１１月の下旬の段階では、担当者も被害が何もなかったものですから、私にそこまでの報告はなかったのかなと、そう思っているところでございます。

そういったことで、私は２月の本当の月末にこの事実といいますか、こういうことがあったらしいという旨の報告、それからうわさ話を受けて、実際に報告を受けたのは、この議会の直近でございます。以上でございます。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　それのうわさでということで、かつ２月下旬ということでございましたが、それを受けられてどのように対応なされましたかと伺っています。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）　対応につきましては、どのような対応を取るべきなのかは、今もそうでございます、町に瑕疵があったりとか、その駐車場の通路に陥没があったとか、そういう町の責任がある部分につきましては、それはしっかりと調査をし、そして改善策を練ってまいりますが、その段階で私が受けたのは、通行止めになっている元気くんの石像、ここの部分については一切被害がないということでありますし、またその事故は、ちょっと時間は私、定かではありませんが、夜間だということをお聞きしてございます。

そういった観点で、新たな改善策とか、ここの事故の状況がどうのこうのと、そしてそれが公道に当てはまるかどうかという分につきましては、それは行政の判断ではなくて、その分につきましては警察の判断だろうと思っておりまして、事後処理といたしましては、そのようなことで何もしてございません。以上です。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　お伺いした前提を踏まえてでございますが、まず２月６日に産業厚生常任委員会での所管事務調査というものが開催されまして、本会における質疑の通告は１月３１日に行なってございます。所管課には２月１日には届いているのかなと思料するところでございますが、この会議の中においても、私自身はこの事故の大きな事故がありましたよという御指摘をさせていただきました。それらについても、町長側には所管課からの報告というのはなかったということでよろしいのか。また、なかったということであれば、それらについては行政の長としてどのようにお考えなのか、見解を伺います。

また、緊急車両等の出動については把握をしていないというような御答弁でございました。こちら、事務実務の運営といたしましては広域消防になってございますが、当然のことながら、この本別町も広域消防の構成自治体でございますし、町長御自身も副

組合長か何かに御就任なされているのかなと捉えるところでございます。一定の負担金等の支出もしていると捉えているところでございますが、こうした事務の主体ではなくても、こうした出動の実績、実態等については行政としては把握していらっしゃらないということでよろしいのか、事実をお伺いいたします。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）　答弁をさせていただきます。

２月６日の所管事務調査の件でございますが、所管事務につきましては、議員も御承知のとおり、議員活動の一環としてそれぞれの運営委員会等々の中で、原課に行ってその状況を把握し、検証を重ねながら議員活動に資するという部分であろうと私は思ってございます。

その中で、理事者は一切そこの事務所管調査には入りませんし、その後の対応につきましても、それぞれの各議員から御指摘があった部分、その部分につきましては担当のほうで整理をしながら、これは上に報告するもの、ここの部分については報告は省略してもいいものという判断の下で、先ほども言いましたが、町の所有物に一切被害がないことから、担当課としては私に事務所管調査の内容等々について、そこの報告をなされなかったと、私はそう捉えているところでございます。

それからもう１点でありますが、緊急車両の出動の関係でございます。これは広域でもちろん行なっているわけでございますが、一報はまず帯広に入って、それから各消防署のほうに連絡が入ると、そう私は捉えているところでございますが、その報告の中で、いちいち何百件もあるものを、報告を逐次私がそこを受けるものではございません。うちにも消防署長もおりますが、その中で人命に関わるもの、そして本別町民の皆さんがけがをされたりとかそういった部分、もしくは公共物に被害があったもの等々について総合的に判断をし、それをその都度、もしくはその翌日、うちの上原署長のほうから報告を受けております。

この件につきましては、そういったことから先ほどから何遍も申し上げますが、人命に関わるものではなかったこと、そして町の被害等々も全くなかったこと等々により、私に報告がなされなかったと私は判断してございます。以上でございます。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　それでは、この事故につきましては２月６日の所管事務調査にて私のほうから委員として御指摘申し上げたところでございますが、町長のほうへは何ら報告等が上がったわけではなく、所管課にとどまっていたというところが答弁から分かったところでございます。

この中で判明したことなのですが、そもそもこれ、道の駅との管理運営規約においては、大きな事故については報告をすることとなっているようでございますが、道の駅自体でこの事故を軽微な事故と捉えたようで報告が遅れたと。また、大きな損害等がないという報告を受けているから、詳細の把握も所管課としてはしていないというところ

が、窓口確認等でも私自身が確認できたところでございます。

これは所管事務調査でも御指摘申し上げたところでございますが、消防、救急、警察、緊急車両のフルコースですよね。それが出動されて、夜間、車自体もエアバッグが展開して自走が不可能、レッカー車で運ばなければいけないよというような事故が生じたと。これ客観的に見て軽微な事故、小さな事故と捉えるべきなのか、私は大きな疑問があるのですけれども、ということであれば、本来であれば報告されるべき大きな事故であったのではないかなと捉えてございますが、御見解を伺います。

○議長（篠原義彦）　野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也）　お答えをいたします。

先ほどから町長答弁されているように、町に対して被害がなかったということ、それと救急車両等も出動しているということを把握していないというのもありまして、報告受けていないという形になっています。

道の駅のほうとしても、町に被害があったときについては必ず連絡をくれています。今回については、本当に元気くんも無傷ということで、そういったことから報告がされなかったというところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　今後の対応としては、事故の軽重に関わらず御報告をもらうようなことで今後の対応策として考えているというような御答弁、過去にいただいたと記憶してございますが、そちらで間違いないのか改めて伺います。

○議長（篠原義彦）　野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也）　お答えいたします。

間違いございません。以上です。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　これは所管事務調査にて、事故対応、事故の大きさ等も含めて御指摘をしたところでございますが、それらを踏まえた上で、改めての事故の事実調査、こういったことは所管課として行なったのかどうかという点について伺います。

○議長（篠原義彦）　野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也）　お答えいたします。

町に被害がなかったということで、事後の調査については行なっておりません。以上です。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　この事故の大きさというものを認識した後についても、それらの確認を行なわなかった、これは所管課の事務として適切だとお考えか伺います。

○議長（篠原義彦）　野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也）　お答えいたします。

先ほどから何度も同じ答弁になってしまうのですけれども、町に被害が、例えばこれ

が人命に関わることですとか、例えば災害で施設が使えなくなるよとかであれば、当然報告のほう必要になってきますけれども、今回、事故が大きかったというのも私、間接的にしか聞いていなくて、それにつきましても町のほうに被害がなかったので、適切だと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　それでは、４番項終わりまして５番項に移ります。

こちら場合によっては道交法の適用にもなる、公道に準ずるというような御見解が御答弁の中から示されたわけでございますが、先ほど来から言及されている大人のモラルという部分についてでございます。

町の見解が、場合によっては道交法の適用になる、公道に準じるということであれば、例えば道の駅を筆頭にでございますけれども、その他不特定多数の方が出入りする公共用地や公共施設、これらについては公道、または公道に準ずるという認識で、当然のことながら大人のモラルを守れない、飲酒等を行なった上での運転は許されるものではないと、当然のことながら処罰の対象となってもおかしくないというような御見解であるのか伺います。

○議長（篠原義彦）　野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也）　お答えいたします。

道交法の対象になることもあるということなので、そうなれば対応は警察のほうになってくるかなと思いますけれども、警察のほうでそれが法に触れるよとなれば、処罰の対象にはなってくるかなとは思っています。以上です。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　最終的には場合によって、事案によって、司法の判断によってということになってくると思いますが、先ほど来からあるモラルというところでいきますと、例えばお酒を飲んだ状態で公共施設、道の駅も含めてでございますけれども、ハンドルを握る、車の運転をするということは、本町の公共施設や駐車場の中においては許されるものではないと捉えてよろしいのか伺います。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）　いろいろ御指摘がありましたが、いずれにしても、それは町道であったり、もしくは国道、道道、そして公有地、それから公共施設内、全てが該当になるかと思いますが、そういったところで禁止をされている部分について、お酒を飲むことは、これはもちろん大人のモラルといいますか、それは道交法によっても処分の対象になろうかと思っているところでございます。

しかしながら、そこの駐車場とか、もしくは広場の取扱いにつきましては、先ほども何回も申し上げますが、あくまでも、そういった公道とみなされる場合があるというところの部分につきましては、これは行政の判断ではなくて、あくまでも司法、警察の判断でございますので、そちらの判断に委ねたいと思ってございます。以上でございま

す。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　私が問うてございますのは、本別町行政としての倫理観についてお伺いしてございます。刑事罰の対象になるかならないかということではなく、酒気を帯びた状態でハンドルを握ること、これ本町の公共施設駐車場等で許されることですか。見解を伺います。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）　それは私が言うまでもなく、許されることではないでしょう。当たり前のことです。以上です。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　当然であると私も思うところでございますので、５番項終わりまして６番項に入らせていただきます。

こちら町内外から年間３０万人前後の出入りがあるという道の駅でございます。こちらで当然多くのイベント等も開催されているところでございますが、道の駅の跨線橋側といいますか、こちらのほうに設置されている防犯カメラ、これが極めて解像度が低い、画質が悪いというところでございます。

また、そのデータの保存期間も短いというような実態があり、昨今の社会情勢や本町の実状、現状を鑑みて、この防犯カメラを新しいものを設置等をして、画像等のよいもの、データが長期間保存できるようなもの、こうしたものに取り替えていって、事故や事件、こうしたものの抑止に使ったり、そうした際が万が一生じた際には原因の究明等に資する、こうしたことに使っていく必要があるなと考えるところでございます。

また、こちらも現状を鑑みてというところになりますけれども、場内等において飲酒運転防止の啓発等、これを改めてポスターないし看板等で行なっていく必要があるのではないかなと考えるところでございますが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦）　野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也）　お答えいたします。

まず、１点目の防犯カメラの件につきましてですけれども、画像が悪くてデータの保存期間も短いということでございます。予算絡むことでありますので、道の駅とも相談しながら進めていきたいなと考えています。

それと啓発のポスターにつきましては、対応できるところはしっかりやっていきたいなと考えます。以上です。

○５番（梅村智秀）　１問目を終わります。

○議長（篠原義彦）　本日の会議時間は、ナイター議会開催により、あらかじめこれを延長いたします。

暫時休憩をいたします。

午後　２時３４分　　休憩

午後　６時００分　　再開

○議長（篠原義彦）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

５番梅村智秀議員。

○５番（梅村智秀）　それでは改めまして、ナイター議会ということで、傍聴いただいている皆様、中継を御覧になっていただいている皆様に対しまして、本別町議会並びに町政に対して御関心を寄せていただいたことに対しまして、心よりの御礼を申し上げます。誠にありがとうございます。

それでは２問目に入ります。なぜ数が合わない、町国保病院の薬品管理について。

質問要旨。

町国保病院では、薬局、外来、２階の病棟に薬品を常備し、使用によって不足が生じた際は薬剤師が補充を行なうなど管理を行なっている。近年、その在庫数が薬品の使用数と一致しないことがあり、原因の究明と再発防止策が必要であるが、事実と所信をただす。

要旨の明細。

夜間や休日など、薬剤師が不在の際は医師の処方箋に基づき看護師が病棟に常備されている薬品を払い出す。患者のために使用するということでございます。薬局の薬剤師は、実施処方箋に基づき、使用された、または、使用されたと思われる数に対して薬品補充を行なうが、使用実績と在庫数が合わない、または、使用実績がないにも関わらず在庫が合わない薬品も存在する。看護師による事務的ミスである入力漏れ等を除いても、薬品在庫の不一致が繰り返されており、これまで薬剤師や管理職などから問題提起がなされていたであろうが、いまだに改善されていない現況であることから、紛失、誤投与、盗難などの原因究明のため、第三者機関による調査や防犯カメラの設置、薬品払出し時のさらなるチェック体制の強化、職員研修の実施など、これまでとは異なる再発防止策を講じることが急務である。

また、本件について、責任の所在はどこで、誰にあり、具体的にどのような対応をなされる所存なのか、今後の責任の所在の明確化と併せて事実と見解を問う。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕　梅村議員より質問のありました、なぜ数が合わない、町国保病院の薬品管理についてについて答弁をさせていただきます。

町国保病院では、入院患者への円滑な医療サービスの提供のため、時間外などの薬剤師が不在時の対応として、病棟に一定数の薬品を配置しております。

一般的には病棟定数配置薬と言われるものでありますが、町国保病院におきましては大きく分類し、内服薬、注射薬、外用薬の３分類において１２８種類の薬品を配置しているところであります。

内服薬で申し上げますと、解熱剤やせき止めなどの一般的な常備薬として使用され

るものを主に、各種５錠から１０錠程度、注射薬や外用薬も、比較的多い症状時に使用する薬品について、それぞれ３個から５個程度を配置しております。

この配置薬の使用につきましては、あらかじめ医師の指示がある場合で、患者状態の変化により適宜使用にされるもののほか、容態急変などの緊急時に直接医師の指示により使用される場合があり、配置薬が使用された場合には、看護師が電子カルテ上に実施済み処方を入力することで、薬局にその内容が自動的に出力される基本的仕組みとなっております。

また、電子カルテ以外の対応として、手書きの口頭指示書にて使用した薬品を記載の上、その翌日に電子カルテ上に整理する対応を取っており、使用の際に落下や破損の場合、また、指示変更などによるロスとなる薬品につきましては、破損届出により数量を確認することとしています。

しかしながら、議員からの御指摘のとおり、病棟配置薬の在庫数が実施済みの使用数と合わないといった、在庫数が一致しない場合があり、これまでも院内において適正な数量管理について促してきているところであります。

この病棟定数配置薬につきましては、薬剤部門からの病棟や各部門への医薬品を供給する医療安全の確保に向けた視点からも、厚生労働省が示す医薬品の安全使用のための業務手順書作成マニュアルにおいて、その供給について、方法、時間、緊急時の対応等の手順があることは事故防止の観点から重要であるとされており、供給される医薬品は、病棟や各部門での使用を想定し、適切な時間に適切な方法で行なわれる必要があり、その対応等については、薬剤部門と病棟、各部門との合議により定めることが望ましいとされております。

また、調剤薬につきましては、緊急の場合などやむを得ない場合を除き、処方箋によりその都度、薬剤部門により供給されることが望ましく、規制医薬品や、特に安全管理が必要な医薬品につきましては処方箋によりその都度、薬剤部門より供給されることを原則とし、病棟への配置は必要最低限とすることが望ましいとされています。

こういった内容も踏まえ、現在、院内におきましては、より適正な管理運営を進めるため、昨月から薬局と病棟が協議を行ない、これまでの院内での配置薬の処方実績を踏まえ、種類や数量の見直しを行なっている最中であり、今後、薬剤の品目ごとの配置ボックスには配置数量を掲示するとともに、数量管理に対する意識を高めていく中で、数量誤りや報告漏れなどがないよう、一層注意喚起を促すこととしております。

また、これまで薬剤師が行なってきております数量確認の時期や間隔、確認体制等についても見直しを図る必要があると考えておりますが、病棟以外の配置薬もあることから、医療安全確保の観点からも、院内で構成する医療安全管理対策委員会において、その対応、方策を検討していく必要があると考えております。

薬剤の管理全般に関する職務上の責任は薬局にあると考えられますが、数量が一致しないといった事象等につきましては、医療安全の観点からも、最終的には医療法上の

管理者である院長が、責任を持って問題解決に努めなければならないものと認識しているところであります。

医療サービス提供者として、薬剤の管理につきましても、患者の安全を守ることが第一優先に考えなければならないことであります。

医薬品の安全使用の観点からも、関係機関からの御助言もいただきながら、適切な運用管理に努めてまいりたいと考えておりますので、以上、申し上げ答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　まずもって、前提の共有をしっかりしておきたいなというところからお伺いをいたしたいのですが、そもそも薬品の不一致が繰り返される原因とは何だろうというところでございます。

３月５日、本定例会の開会の補正予算時の答弁、町国保病院の病院会計の答弁の中では、数字的なもの、事務的なものを総じておっしゃっているのかなというところと、もう１点は従事者、看護師等のことだと思いますが、従事者が熱冷ましなどで飲んでしまったというようなことも御答弁があったところでございます。

こちら、こういったことが起きてくる原因というものを、現時点ではどのように捉えていらっしゃるのか伺います。

○議長（篠原義彦）　小川国保病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸）　私のほうから、再質問に対しての答弁をさせていただきます。

薬品の不一致の要因と、どういったところかというところでございますが、まず、さきの補正予算等の質疑の中で私のほうからもお話をさせていたところもございますが、基本的に今、数量が一致していないという部分につきましては、病棟の定数配置薬と私どもも捉えているところでございまして、先ほど議員おっしゃられましたとおり、事務的なそういった入力漏れ等も当然あろうかと思っておりますし、そういう部分もあるのではないかと思っておりますし、また、それ以外の部分につきましても時間外の例えば外来に来た対応だとかについて、薬局からではなく配置薬から出してしまうだとか、そういったケースもあるのではないのかなと。

また、処方とは別に処置薬といいますか、緊急な患者の状態によって、医師が処方せずに緊急的に、処置薬として使われるという場合も、中にはそういったケースもあるとお伺いしておりますので、そういった様々な要因等が考えられるのかなと思っております。

当然、事務的なそういった手続といいますか、破損届にしても、所定の手続がなされていないという部分については、一つ一つの部分としましては、業務、やはり病棟、特に夜勤については人数が少ない中で運用していると、ベッド数の運用管理をしているという部分では、忙しいという部分が一つあるのかなと捉えておりますし、また、不一

致の一つの要因といたして考えているところは、薬局のほうも当然、管理体制という部分では、数値を合わせるタイミングであったり、回数であったり、そういった部分も、タイムラグというものも当然ございますので、そういった形での、それぞれの人為的なものもあるのかなと捉えているところでございます。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　ただいまの御答弁からでございますが、正直るるいろいろ述べられてございますが判然としないなというところで、改めてお伺いをいたしますが、これまで院内における会議等で共有されている中で、盗難に類いすること、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、従事者が熱冷ましなどで飲んでしまったと。これは本来であれば、従事者であろうと何であろうと、診察を受けたり処方を受けて薬品を手にすることが本来であるだろうけれども、それを手にしてしまったと。これ、言い換えれば無断で使ったとか勝手に使ったと捉えてよろしいのか。まず盗難というような事実が共有されていたり、問題提起としてされていたのか、御認識、御見解について伺います。

○議長（篠原義彦）　小川国保病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸）　まず、議員おっしゃいます盗難といったような部分でございますが、はっきりとした盗難という事実の確認というものは、これまでできていないというのが実状でございます。

先ほどといいますか、私、補正予算のときに申し上げましたけれども、その可能性は否定できないといったような言い回しだったかと思いますけれども、これまでの会議等の中で、そういった疑い的な話というのも当然あったところでございます。

一昨年、令和４年の１０月の院内におきます薬事審議会というものがございます。こちらの会議におきまして、病棟の定数管理について議題が上がったというところで、その部分の中で、やはり数字が不一致しないという部分では、盗難的な疑いがあるのではないかというところで、院内においての周知等をしっかり図るべきだといったような会議の開催がなされているというところでございます。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　つまりは盗難というようなものも否定はできないと。ただし、原因というものは完全に究明されていないと。ただいまのみならず、これまでの議場でのやり取りの中からも、原因がはっきりしていないというところでございました。言い換えれば盗難というような、無断使用といいますか、盗難といいますか、そういったようなことも当然想定には入っている。だから、その薬事審議会等でもそうしたことについてのアナウンスがなされていたと。例えばでございますけれども、申し送り時に副看護師長からスタッフに対して、個人的に薬剤を持ち出さないようにというようなアナウンスがされていた等々のことでございます。

こうしたことは当然、そうした盗難や無断使用的な事実も、当然想定の中に入ってい

ると捉えてよろしいのか、改めて伺います。

○議長（篠原義彦）　小川国保病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸）　当時、そういうような状況と私もお伺いしておりますので、そういった、否定ができないという状況であるというところでは、間違いはないのかなと思っております。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　従事者、看護師等が、御自身の体調不良のときに薬を持ち出して使うということは、これは許されることなのでしょうか。

例えば町国保病院の福利厚生等で、そうした薬については御自由に使っていいですよとか、そういったものってあるのでしょうか。伺います。

○議長（篠原義彦）　小川国保病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸）　福利厚生等で病院の薬剤を私用で持ち出すということは禁止をしております。この部分についても、令和４年度の１０月の全体院内会議の中でも、院長からそういった注意喚起というものがなされているという実状でございます。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　にもかかわらず持ち出されているような懸念、そういった可能性というのも否定できないというようなところだと私自身は捉えておりますが、１問目のときにも出てきたフレーズでございますが、大人のモラルとしてこれいかがなのかというところになってくると思います。また公務員倫理とか、そういったところにもなってくると思うのですけれども、それが大量に何十錠、何百錠もの薬が頻繁になくなるとかということではないと捉えておりますけれども、町国保病院の認識といたしましては、例えば数種類の品目の薬品が、少量、頻繁になくなるということではございますが、こうしたこと、小さなことだからというような捉えなのか、１錠であっても町民共有の財産ですし、あってはならないことと捉えているのか、どちらの御見解なのか、またその余の御見解なのか、改めて認識を伺います。

○議長（篠原義彦）　小川国保病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸）　当然、１錠でもあってはならないということで考えているところでございます。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　先ほどから、人数が少ない中で運用がされているというところと、町長の御答弁からも、病棟の配置について、数の見直しやそういったものがなされているというところ、これ一般的に考えたら、多い人数で多い品数のものを扱っていれば、事務的なミスというものも起こりやすいのかなと考えるところでございますが、少数を少人数で管理をして、なぜそんなに事務的なミス等が出てくるのかなと。やはりそういうようなところからいうと、公務員のモラル、倫理に反したような無断の使用、持ち

出し、言い換えれば盗難的な要素というものが決しても払拭できない、ないしは強くあるのではないのかなと考えるところでございます。

１錠であってもよくないということでありますが、多年にわたってこれが繰り返される、院内においてもそうした対策やアナウンスがなされているにもかかわらず改善し切らない、ここの原因は何だとお考えなのか伺います。

○議長（篠原義彦）　小川国保病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸）　現時点でどこがといいますか、はっきりとした要因というものが断定はできていないという状況の中において、やはり職員の意識、それぞれの事務手続も含めてですけれども、そういった職員の職務をしっかり果たすと、必要なことという認識をしっかり持っていただくというところが、やはり少しそういった部分が欠落している部分があるのかなと思っているところでございます。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　本来であればこうした執務に従事する際の公務員としての構えといたしまして、当然そんなあってはならないことですし、そこを疑っていくのは行政としてもどうなのだろうというところがありますが、先ほど述べたとおり、これが多年にわたって解決しないというところがあり、院内におけるそうした会議の中でも、防犯カメラの設置等について協議がなされたというような事実があると思います。

当然、これ解決しないということであれば、それは事務的なミスであろうと、そうした無断使用や盗難の類いであろうと、そうした原因究明には、こうしたカメラというものの存在は大きく寄与、貢献するものと私自身は捉えております。

また、カメラ自身も最近は安価になってきておりまして、ネット回線を利用したようなものであれば、本当に１万円前後ぐらいからあるようなところでございます。そうした費用対効果、多年にわたって解決しないところの一つの抑止力であったり、万が一再発した際の原因究明の際には十分効果的なものであると私自身は考えるところでございますが、見解を伺います。

○議長（篠原義彦）　小川国保病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸）　議員おっしゃいますとおり、今、防犯カメラ的なものの設置についても、検討の材料にはなるのかなと思っております。そういったカメラがあることによって、抑止力が働くという部分は少なからずともあるのかなと捉えているところでございます。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　こうしたことにつきまして、院内において協議検討、問題提起もなされてきたというところでございますが、これ町長、このことについては、私が議場で取り上げるほかにも知り得る機会というのはあったと私は認識しておりますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）　答弁を申し上げます。

実際、病棟における配置薬の不一致等についての数字的な報告は、私、現在、こないだの補正対応のときまで受けておりません。しかしながら、実際にそういう不一致する事実があったというところは、大いに反省すべき点であろうと思っているところでございます。

また、盗難に限定するものではないと、そういう一面もあるかもしれませんけれども、そういったこともあります。

例えば１錠の薬に対して、それを割って使ったり、また、粉末等々の調剤、調製もあるということもお聞きしておりますので、そういったロスに対する数量の確認の誤り等々もあるのかな、そう推測をしているわけでございますが、しかしながら、最終的に薬品の在庫数が一致しないということについては、私もその部分につきましては、病院としてのしっかりした体制を再構築していただきたい、そういうところでの思いであります。以上です。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　私が問うてございますのは、この件につきまして、こうした業務の中ではなくて、町長御自身に相談をされた方というのは町民の中でいらっしゃいませんでしたか。その件について伺ってございます。町長自身も対話というものを重視していらっしゃると私も認識しておりますので、町長にお話をしたけれども、結果として具体的な回答等は得られていなかったというようなニュアンスで私は捉えておりますが、町長そうした御記憶があるのかどうか。また、記憶があるのであれば、どのようなタイミングでどのような報告があって、町長自身はどのような対話をなさったのか伺います。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）　町国保病院等に関する町民の皆様からの御意見は様々な部分があります。それは、私が開催をしております町長と語る会、それから、会合に出た折に、町民の皆さんから御意見として伺った部分もございます。

そういったところを全て今、記憶をたどってみますと、やはり町国保病院に対する不満とか改善策等々は、いろいろ私もお聞きになっているのも事実でございますが、この病棟に関する薬剤の不一致等についてのお話は、私は受けた記憶はございません。これは、私、今までそういった部分につきましてメモったところもありませんので、そういったところで答弁とさせていただきたいと思いますが、いずれにいたしましても、病院全体における部分についての対応等々については、様々な町民の皆さんから御指摘も受け、御意見も受け、その中で、一つでも改善をしていくためにどういった方策がいいのか、それは常々病院の事務長等々、院長も含めですが、等々とお話をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　院内においても複数回こうした問題提起がなされていたり、一定程度のそうしたアナウンス等、注意喚起等も行なわれているけれども改善し切れないよと。確かに、先ほども述べましたけれども、小さいことかもしれないのですが、御答弁の中からも、１錠であってもあってはならないことというような趣旨のものがありました。

なぜこの病院の中でこうした小さいことが解決しないのかという点と併せて、私自身が考えた、つい最近ですけれども考えたことがございます。３月５日の議員協議会の際に、次長より、きらめきタウンフェスティバルに際して、救護の担当のことということで、地域イベントへの看護師の参画というものがあったと聞き及んでおります。４名が立候補のような形で、そうした地域のイベントに参画されたと。その際、御説明いただいたときには、小さいことだと捉えておりますというようなニュアンスで御説明をいただいたところですけれども、私自身はこれってすごい大切なことだと思っているのです。よいことであっても悪いことであっても、この小さいところからと捉えております。

当然、御存じなのかなというところでございますけれども、管内の芽室町にもこうした病院がありまして、芽室では、できることから始めようプロジェクトと、ＤＫＨなんて称しているようでございますけれども、こうした取組があると。本当にできることから皆で、セクションごとに会議を開いたりをして、これやってみよう、あれやってみよう、ここ変えてみようみたいなことをやっていると。

私がここ最近で、病院の問題についてもいろいろ危機感や問題意識を持って、議場でも発言をしてまいりましたけれども、今後という意味では、この小さい芽が育っていくのかどうかというところは、本当に注視していきたいなと感じたところでございます。

反面、こんな小さな薬がなくなるって、盗難の疑いも払拭し切れないということも解決できない、逆に言えば、こんな小さな芽も摘むことができないということであれば、いかがなのかなというところでございます。

今後のこれから新年度予算も提案されたところでございますけれども、病院のこれからの経営、運営という中で、本当にこの小さなこと、よいことも悪いことも、極めて重要であると捉えておりますが、その辺の御自身での評価といいますか、今後の展望であるとか、どのように捉えていらっしゃるのか伺います。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）　答弁を申し上げたいと思います。

梅村議員おっしゃるとおり、小さなところをしっかりと実践していかなければ、今後の町国保病院の信頼も損なわれると私は思ってございますので、そういった小さなところから改善をし、例え１錠の薬品であっても、それはしっかりと管理をしていくと、そういったところで今後、改善をしてまいりたいと考えているところでございます。

病院の運営につきましても、今、芽室病院の話もありました。できることから始めよう。さらには他の病院経営も私なりに検証をすると、断らない病院等々、いろいろな全国での病院の在り方について、それぞれ改善されている病院がございます。そういったことをしっかりと勉強しながら、それを町国保病院に当てはめをしながら、町民の皆さんから信頼される、そして頼りになる病院へと導いていく、そういったことを、今後、最優先課題として取り組んでまいりたい、そう考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　これまで接遇をはじめ、いろんなことが問題提起されてきている。そうした中で、やはり変えていくというような中に、重要だなと考えていることの一つ、例えば問題提起を行なうような小さな声、少数の者とか一人の者、こうした者たちの声をどう捉えていくかということも大切だと思います。当然のことながら、これまでやってきたやり方等と反するということであれば、うるさいなと、目障りだなと感じるところも十分あります。でも、そうした声をしっかりと上げられるような雰囲気づくり、その上がってきた声を形にするような雰囲気づくり、体制づくりというものが必要です。

改めてお伺いをいたしますが、新年度が間もなく始まるところでございますが、この薬品の管理の問題、解決すると断言していただけますか。

○議長（篠原義彦）　小川国保病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸）　私のほうから、ただいまの質問に御答弁させていただきます。

実際問題、令和４年度から５年度については、薬剤師の調査の結果によっても、月平均ベースでいうと、令和４年については、調査の結果、月大体２１個ぐらいが不一致だったと。令和５年につきましては、約１１個、月平均、減ってきているという実態もございます。

当然、このチェック体制、タイミングの問題も含めて、リアルタイムに一番できれば、不一致というものは必ず起きないというところでございますので、そういった部分、既に薬局、看護室等も、話を私からもさせていただいておりますので、新年度については不一致はないと捉えているところでございます。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　力強い御答弁、確かに今お聞きいたしましたので、しっかりと忘れることないようにしていただきたいなと感じるところでございます。

また、院内におけるそうした具体的な提案の声とか、そういったものの中にも、不一致をなくしていく取組のうちとして、例えば御答弁にもありました口頭指示書、これらについても撤廃すべきではないかという意見もあったと聞き及んでおりますし、処方箋の扱いというものも、本来であれば病棟の控えとの２枚で発行されるべきものであ

りますが、処方箋１枚で現在まで運用されてきているというような実態もあると思います。こうしたものも適切に反映をして、変えていかれるような御見解あるのか伺います。

○議長（篠原義彦）　小川国保病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸）　議員、今おっしゃられますとおり、病院のシステム的な問題もあろうかと思っています、この改善策を進めるに当たっては。そういう部分も踏まえまして、院内の医療安全管理対策委員会の中で協議をさせていただきながら、この不一致の部分については対応してまいりたいと考えております。

○５番（梅村智秀）　終わります。

○議長（篠原義彦）　次に、９番高橋利勝議員。

○９番（高橋利勝）　議長の許可を得ましたので、通告をいたしました１問、地域防災計画の検証と推進をについて質問をさせていただきます。

はじめに、１月１日に発生しました能登半島地震、また、昨日１３年目を迎えました東日本　大震災でそれぞれ亡くなられた方に哀悼の意をささげたいと思います。また、被災者の皆さんには、心からお見舞いを申し上げます。

さて、１月１日に発生した能登半島地震は、年の初めということもあり、私たちに大きなショックを与えました。地域は限定されているものの被害は大きく、改めて本別町地域防災計画の検証、推進が求められております。考え方を伺います。

能登半島地震は、多くの家屋崩壊、また、地殻変動、厳冬期という時期もあり、避難行動、安否確認、そして避難生活の状況が報道され、長期化しています。

私たちは、忘れることなく復旧に向けて支援をしていくと同時に、他山の石として、改めて地域の防災計画を検証し、推進していくべきと思い、能登半島に対する被災地での行動として地域自治会の活動が報告されており、その重要性を受け止めています。

北海道においても、平成３０年に胆振東部地震があり、議会としては昨年、総務常任委員会で、胆振東部地震を経験した厚真町への防災の取組について、研修に行ってまいりました。

そこでの報告では、平成３０年の地震に被災した経験から、改めて自治会を主体とした防災力の強化と、町民一人一人の防災意識の向上が必要と再確認し、防災の基本である、自分の命は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守るの普及徹底と、行政はそれを全力で支援することを主眼に、各種防災の取組を行なっていると報告がありました。

本別町においても、地域防災計画の中で、住民及び事業所の基本的責務が述べられており、改めてその状況を検証し、推進していくべきと思いますが、まず、考え方をお伺いします。

また、住民の責務を踏まえ、自分たちの地域は自分たちで守るという自発的防災意識

の高揚の機会として、また、地域住民との連携による災害時の円滑な応急活動実施のため、自治会等の組織を生かした自主防災組織の整備、育成を推進する。その際、女性参加の促進に努めるとなっています。そのためには、自主防災組織は自治会を一つの基礎単位として認めていますが、今日の自治会の状況を考えると、検証すべきと思いますが、考え方を伺います。

これからのことも取り組むに当たっては、何よりも研修、訓練を積み重ねることによって意識をつないでいけるのではと思いますが、考え方を伺います。

以上、考え方を伺います。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕　高橋議員の御質問に答弁させていただく前に、私からも、本年１月１日発生の能登半島地震により尊い命を奪われた方々と御遺族の皆様方に対し、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、今をもって避難生活を送られている方々に対して、心よりお見舞いを申し上げる次第であります。

また、平成２３年３月１１日の東日本大震災、そして、福島第一原発事故からはや１３年が経過しておりますが、今もなお多くの方々が不自由な生活、不安な生活を余儀なくされております。１日も早く平穏な毎日を取り戻されることを切に願っております。

それでは改めまして、御質問いただきました地域防災計画の検証と推進の考え方について、答弁をさせていただきます。

本町の地域防災計画におきましては、住民及び事業所の基本的責務を定めており、町民皆様の責務としては、平常時から災害への備えを行なうこと、災害時には自主的な防災活動に努めることが定められ、事業所の責務としましては、従業員や施設利用者の安全確保、事業の継続、地域住民への貢献など、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識をし、防災活動の推進に努めることとされております。

これらの責務について、個々の家庭や事業所の浸透の状況を把握することは難しいところではありますが、これまで自治会や事業所などを含む町民対象の訓練や研修会、学校における講話などの機会を通じて周知しており、さらに町民の皆様に対しては、全戸に防災ガイドマップを配布し、家庭における防災対策について啓発しているところであります。今後、ＤＸの活用が進めば、より広く周知を図られるものと考えております。

次に、自主防災組織の考え方につきましては、地域防災計画におきまして、地域住民が災害時の応急活動、あるいは避難行動を行なう場合は、相互連携、相互協力が組織的かつ円滑に進められる規模で設定する必要があり、町民の皆様の日常の生活のつながり、自治会間の防災意識の温度差などを考慮し、基本的には一自治会を一つの基礎的単位としているところであります。

しかし、近年においては、人口減少が進む中、自主防災組織としての機能維持が難しくなるなどの課題が生じることが予想され、さらに、これまで複数の自治会が合同で訓

練や研修を行なっている実績も見られることから、自治会間の協議が整えば、複数の自治会を一つの単位とするなど、弾力的に運用すべきものと考えております。

いずれにしましても、災害はいつ起こるか分からず、しかし、いつかは必ず起こるものであります。その備えは、施設や備蓄品など、ハード面のみを整えれば十分というものではなく、住民の研修や訓練により、防災、減災につながるものであり、さらに自主防災組織が複数の自治会によって構成される場合にあっては、連携を密にするための取組の重要性は高まります。

今後も引き続き防災備蓄品の整備を進めるとともに、研修、訓練の機会を確保することによって防災体制の強化を図りたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦）　高橋議員。

○９番（高橋利勝）　ただいま答弁がありましたけれども、地域防災計画の内容としては、今、町長の答弁のような方向で計画をされています。

しかし、実際に自治会としては、自治会によってそれぞれ差があって、例えば、研修や訓練というのも、ほとんど行なわれていない自治会もあります。ただいまのように、一生懸命やっているところもあります。

そういう意味で言いますと、今、町長もお話ありましたけれども、今の自治会は、これは災害の問題だけではなくて、ほかのいろいろな福祉とか、いろいろな問題についても、高齢者が多くなる、さらには自治会に若い人はなかなか入っていただけないとか、そういう率直な悩みを抱え、また、一方ではそういう経過の中で、なかなか役員の担い手さえ大変難しいという、四苦八苦しているというのは、私は自治会としての、全てとは言いませんけれども、そういう自治会は少なくないのではないかと思っています。

例えば、先ほど言いました厚真町は、全自治会に自主組織をつくり、町が積極的に助成金を出して応援をしていると言われています。

それで、私は質問したのですが、今の自治会、いろいろ大変ではないですかということで質問をしましたら、専属にやっている方がおりまして、それぞれの自治会に合わせた自主組織をつくっているのだと。そうすることによって、町と自治会が連携を取っていけるのだというようなお話がありました。

それが全てとは言いませんが、例えば本別町の場合も、地域防災計画の中では、自主防災組織を育成するということで方針がありますが、そして、モデルとして、こうしたほうがいいのではないかということも計画の中にありまして、過去には、自治会としては、そのモデルに踏まえて自主防災組織をつくってきましたが、しかし、残念なことに、そういうモデルにはなかなかならないということが、今度は自治会の自主組織の構成の足かせになっているような状況もあります。

したがって私は、町と自治会が連携していくには、やはりそれぞれの自治会、協働してやることも構いませんけれども、それぞれの自治会と連携をして、どういう形がいい

のかなということをやっていかないと、なかなか自主組織といいますか、町内会の組織が、なかなか防災のほうが進んでいかないのではないかというような考えを持っています。

またそのことによって、結果として、今言われていました、訓練や研修がなかなか行なわれていかないところもあるということで、私はやはり、地域防災計画の中では、全体的に計画を推進をしていくということになっていくわけですから、それぞれの状況に応じてやはり検証をして、その自治会が取り組んでいけるような連携を取っていかないと、正直言ってなかなか進んでいかないのではないかと。

また、先ほど言いましたように、研修や訓練を積み重ねることが、継続をしていくための意識づくりには、私は大変大事なことだと思っていますので、そういう意味では両輪でありますので、改めて、その辺を町としてどのようにお考えかお伺いをします。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）　再質問に対しての答弁をさせていただきます。

まず１点目でございますが、自治会組織の中の自主防災組織の在り方についてでございます。

議員おっしゃるとおり、今、各自治会は高齢化が進んでいまして、そして、自治会の役員の担い手そのものが、なかなかうまくいかないという課題があると、私も思っているところでございます。

各自治会におきましては、それぞれの立場で様々な防災訓練を、今まで実施をしてきてございます。ただ、ここ３年間につきましては、議員も御承知のとおりコロナ禍によりまして、それぞれの自治会で、やりたくてもなかなかできないといった声もお聞きしているところでございます。昨年５月にコロナの位置づけも変わりましたことから、今年に入りまして、それぞれ各自治会で、また防災避難訓練等々が実施をされていくのだろうと思ってございますが、議員おっしゃるとおり、一自治会では、もうなかなか実施できないというのも事実でございますので、まずは複数自治会等によってしっかりと訓練をしていただく、そして、そのためには自治会任せではなく、やはり今の状況を鑑みますと、町が先導しながら、各地域分けをしながら訓練をしていただくと。そして、町が主体となって研修の場を設ける。そして備蓄品も、どこに置けばいいのか等々も、各関係機関と十分に協議を進めながら進めていく、そういった必要があるだろうと私は思っているところでございます。

そういったことから、モデル事業というよりは、もういつ災害が起こるか分からない状況でありますので、この部分につきましては、速やかに防災の組織の体制をしっかりと整え、そして今、全町的に、自主防災組織がまだ立ち上がってございませんので、仮にそういう自治会がありましたら、隣の自治会の防災組織に協力をしていただきながら、ある一定程度の広範囲の中で研修、それから訓練をしていく、そういった流れも今後つくってまいりたい、そう考えているところでございます。

いずれにいたしましても、それぞれの地区において、被害、それから訓練、研修等々が違うかと思ってございます。それは災害の様態によっても変わってきます。それは地震なのか、それとも大雨なのか、そういった場面、場面での取扱いも変わってきますので、そういったことも全体的に考えながら防災体制を、先ほども言いましたけれども、再構築をしながら、町民の安全、安心の担保に向け、しっかりと今後、進めてまいりたいと思ってございますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦）　高橋議員。

○９番（高橋利勝）　今、町長が答弁された内容で進んでいくということは大事だと思いますけれども、やはり先ほど言いましたように、町民の皆さんの意識といいますか、高めていかなければいけないのだと思います。

行政が指導することによって、行政に寄与するということになってはいけないので、やはり最終的にはそれぞれの自治会が、自ら計画をして研修や訓練、過去にはそういうことでやられた自治会も少なくありませんでした。そういう形で進んでいくような方向で臨むべきと思いますが、その点についてお伺いします。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）　議員おっしゃるとおり、それぞれの自治会、そしてそれぞれの地区で、それぞれのそこに住んでいる方が、自ら防災意識の高揚を高めるということは、私も大変重要なことと捉えているところでございます。

しかしながら今の現状を見ますと、一自治会で、例えば防災訓練、避難訓練をする場合に、自主防災組織はあるものの、例えば、役場の職員がその組織の中の一員として配置している場合ですよ、仮に災害が起きた場合、役場の職員は、いち早く庁舎に出向いて対策会議を設け、その中での様々な行動を展開すると。そしてそれぞれ、これは消防もそうでございますし、先ほど第一の答弁もさせてもらいましたが、事業所においても、事業所の継続等々について、それぞれ災害に対応した取組が、そして行動がなされるというところでございますので、私は以前から栄町の自治会でも、私の自治会でありますけれども、３年に１回、防災避難訓練を実施してきました。私、総務部長をやっていましたので、私が自ら企画してやってございましたけれども、３年に１回は必ずやろうというところで進めてきましたが、コロナ禍により、今はちょっとお休みの状態になっているようでございます。そういった観点から言えば、やはり一自治会だけにそういった部分を強制、あるいは訓練を促す、そういったところは、今の現段階において、考え方を変える必要があるのではないだろうかと、そう思っているところでございます。

そういった意味において、複数の自治会の訓練、研修、そして例えば、山側であれば崖崩れ等が危険区域ありますので、そういったところを中心的にした訓練、さらには河川敷地等々にある自治会を対象とした訓練、そういった、めり張りのある訓練を常に実

施することによって、それぞれの住民の皆さんの意識向上につながるものと思っているところでございます。

各自治会の自主的な訓練をどうのこうのということは、私は申しませんけれども、今後、今の人口を考えていくときに、そういったことも、新たな視点に立った防災についての取組を考えなければならない、そう思っておりますので、様々な関係者、そして有識者の意見を十分頂戴をしながら、本別町にとって一番いい方策を今後考えてまいりたい、そう考えているところでございます。

そういったことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○９番（高橋利勝）　終わります。

○議長（篠原義彦）　これで、一般質問を終わります。

傍聴者の皆様に、一言御礼申し上げたいと思います。

今回で２２回目となりましたナイター議会を開催させていただきました。

夜分お疲れのところ、大勢の方が傍聴にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

当議会の取組に対しましては、今後とも御指導と御協力、御理解をいただきたいと心からお願いを申し上げる次第でございます。

併せまして、本年は秋に町民懇談会を開催させていただく予定をしております。本日、協力のお願いをしておりましたアンケートにおいて、開催時期の希望などがございましたら御記入の上、回収箱に投函いただきますようお願いを申し上げたいと思います。

本日は、お疲れのところ傍聴いただきまして、皆さんに厚く御礼を申し上げまして、ナイター議会を終了させていただきます。

本日は、ありがとうございました。

◎散会宣告

○議長（篠原義彦）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後　６時５８分）

令和６年本別町議会第１回定例会会議録（第３号）

令和６年３月１３日（水曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第　１		行政報告
日程第　２	議案第１３号	本別町総合計画策定審議会条例の一部改正について
日程第　３	議案第１４号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第　４	議案第１５号	本別町コミュニティセンター条例の一部改正について
日程第　５	議案第１６号	本別町介護保険条例の一部改正について
日程第　６	議案第１７号	本別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第　７	議案第１８号	本別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第　８	議案第１９号	本別町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第　９	議案第２０号	町道の路線変更について
日程第１０	発議第　１号	本別町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
日程第１１	発議第　２号	本別町議会委員会条例の一部改正について
日程第１２	議案第２１号	令和６年度本別町一般会計予算について
日程第１３	議案第２２号	令和６年度本別町国民健康保険特別会計予算について
日程第１４	議案第２３号	令和６年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について

○会議に付した事件

日程第　１		行政報告
日程第　２	議案第１３号	本別町総合計画策定審議会条例の一部改正について
日程第　３	議案第１４号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第　４	議案第１５号	本別町コミュニティセンター条例の一部改正について
日程第　５	議案第１６号	本別町介護保険条例の一部改正について
日程第　６	議案第１７号	本別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的

		な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第　７	議案第１８号	本別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第　８	議案第１９号	本別町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第　９	議案第２０号	町道の路線変更について
日程第１０	発議第　１号	本別町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
日程第１１	発議第　２号	本別町議会委員会条例の一部改正について
日程第１２	議案第２１号	令和６年度本別町一般会計予算について
日程第１３	議案第２２号	令和６年度本別町国民健康保険特別会計予算について
日程第１４	議案第２３号	令和６年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について

○出席議員（１１名）

議　長	１２番　篠　原　義　彦	副議長	
	１番　宮　本　やよい		２番　加　藤　徹　己
	３番　丑　若　浩　行		４番　水　谷　令　子
	５番　梅　村　智　秀		６番　石　山　憲　司
	７番　藤　田　直　美		８番　方　川　一　郎
	９番　高　橋　利　勝		１０番　阿　保　静　夫

○欠席議員（０名）

○説明のため出席した者の職氏名

町長	佐々木　基　裕	副町長	村　本　信　幸
会計管理者	藤　野　和　幸	総務課長	三　品　正　哉
農林課長	篠　原　順　彦	保健福祉課長	長　屋　和　幸
住民課長	宮　口　淳　哉	健康・こども課長	髙　橋　紀　尊
建設水道課長	加　藤　　勉	企画財政課長	松　本　秀　規
未来創造課長	野　崎　昌　也	老人ホーム所長	前　佛　清　治
国保病院事務長	小　川　芳　幸	総務課主幹	上　原　章　司
建設水道課主幹	小　出　勝　栄	総務課主査	石　川　雅　康
教育長	高　橋　哲　也	教育次長	武　田　敏　英
社会教育課長	千　代　孝　徳	農委事務局長	舛　舘　　憲

選管事務局長　三　品　正　哉

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事　務　局　長　中　川　雅　之　　総務担当主査　越　後　　忠

総務担当主事　今　井　綾　香

開議宣告（午前１０時００分）

◎開議宣告

○議長（篠原義彦）　これから、本日の会議を開きます。

◎日程第１　行政報告

○議長（篠原義彦）　日程第１　行政報告を行ないます。

佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕　本町における今後の介護サービス基盤整備について、これまでの協議の経過を御報告いたします。

特別養護老人ホームの施設整備につきましては、令和３年度より本別町介護施設等検討ワーキンググループ、本別町介護施設等整備検討経営者委員会、そして本別町健康長寿のまちづくり会議において御意見をいただいているところであります。その間、令和４年度からは特別養護老人ホームの事業規模検討業務委託として、コンサルタントより課題や現状分析を基にした提案や助言を受けながら、引き続き協議・検討を進めてきました。

本別町介護施設等検討ワーキンググループをはじめとする町民の皆様からは、今後の高齢者人口の減を見据え、新たな施設整備ではなく既存施設のベッドを活用すべき、現時点で事業所間の競争が始まっており、ベッド数を減らさなければ事業所の経営が立ち行かなくなるなどの御意見をいただいていることから、老朽化している特別養護老人ホームと同規模、同サービスの施設再整備は見送り、施設サービス量の適正化を図ることが最善と判断したところであります。

特別養護老人ホーム利用者の受入先としては、事業規模を勘案し、介護老人保健施設アメニティ本別を第一候補とし、昨年６月から協議を続け、受入れのために必要な施設の改修費用や事業運営費について町が補助をし、介護老人保健施設として事業を継続する中で、特別養護老人ホームに入所する状態にある人の入居枠として３０床程度を確保する旨の回答をいただいたところであります。

重度介護者に対応するための施設改修内容や運営補助金額、入居者の移行時期や負担額軽減の在り方など、具体的な事項につきましては今後も協議を継続していくこととなっております。

また､介護が必要となった場合でも自宅で生活したいとの町民ニーズが高いことから、安心して地域で生活を継続することができる本別型地域包括システムを構築するため、住宅系・居宅系サービスの充実に向けた検討を引き続き行ない、令和８年度中に特別養護老人ホームに代わる新たなサービス提供を開始するよう進めてまいりますので、議員各位の御理解、御支援を賜りますようお願いいたします。

以上、今後の介護サービス基盤整備に向けた協議の経過についての御報告といたします。

○議長（篠原義彦）　次に、高橋教育長、御登壇ください。

○教育長（高橋哲也）〔登壇〕　本別町立仙美里小学校の統廃合について、報告いたします。

本別町立仙美里小学校は、明治３４年１０月に第一本別簡易教育所として開所以来、１２２年の歴史を刻み、人間性豊かな子を教育目標に地域と共に学校づくりが行なわれてきました。しかしながら、児童数につきましては、３００人を超える時期もありましたが、人口減少や少子化の影響により、現在は２６人となっております。また、この間において、平成２６年３月には仙美里中学校が閉校となり、令和２年３月には仙美里へき地保育所が閉所されました。

このような中、仙美里小学校のこれからの在り方を検討することを目的に、仙美里小学校の保護者、仙美里小学校に入学予定の保護者によって仙美里小学校の今後を考える会が設立され、令和５年１１月に仙美里小学校は閉校し、本別中央小学校への統合を希望するということで保護者や地域の意見がまとまったとの御報告と、令和７年４月からの本別中央小学校への統合に関する要望を受けたところであります。

この報告に至るまでの経緯や仙美里小学校の今後を考える会との協議結果、教育委員の御意見を踏まえた上で、児童や保護者、地域の方々の思いを重く受け止め、尊重させていただき、本別町立仙美里小学校につきましては、令和７年３月３１日をもって閉校とし、本別町立本別中央小学校に統合することといたしました。

閉校後は、本別中央小学校に通学することになりますが、これからも児童や保護者、地域の方々の思いを大切にしながら、適切かつ円滑に仙美里小学校の統廃合を進めてまいります。

以上、本別町立仙美里小学校の統廃合についての行政報告といたします。

議員各位の御理解、御支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　これで行政報告を終わります。

◎日程第２　議案第１３号

○議長（篠原義彦）　日程第２　議案第１３号本別町総合計画策定審議会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規）　議案第１３号本別町総合計画策定審議会条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本別町総合計画策定審議会は、これまで町のマスタープランである総合計画策定時に設置し、町長の諮問に応じ総合計画策定のための調査、審議を行なってまいりました。

また、平成２６年に制定されたまち・ひと・しごと創生法第１０条において、人口対策、地域活性化のための地方版総合戦略を策定することと規定されていることから、これまでは総合計画策定審議会とは別に、まち・ひと・しごと創生推進委員会を設置し、委員会において地方版総合戦略策定の審議を行なってきたところです。

国のまち・ひと・しごと創生総合戦略は、その後デジタル田園都市国家構想総合戦略

へと改訂され、地方においてもデジタル技術を活用しての地域活性化を目指す、地方版総合戦略の改訂に努めることとされ、まち・ひと・しごと創生推進委員会を改めデジタル田園都市総合戦略推進委員会により審議を進めてきたところです。

しかしながら、人口対策、地域活性化の取組は、町の総合計画に密接に関係するものであり、それぞれの計画について推進管理から、見直しまで一体的に行なうことが効率的であることから、これまでの総合計画策定審議会にデジタル田園都市総合戦略推進委員会の機能も持ち合わせた審議会とするため、条例を改正する必要が生じたため本条例を提案するものであります。

それでは、以下、改正条文により説明させていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町総合計画策定審議会条例の一部を改正する条例。

本別町総合計画策定審議会条例（昭和４６年条例第２５号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

本別町総合計画等審議会条例。

これは、これまでの総合計画策定に加えて、デジタル田園都市総合戦略の策定及びそれぞれの計画の推進管理を行なうことから改正するものです。

第１条中、「本別町総合計画の策定に資するため、町長の付属機関として」を「地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、」に、「策定審議会」を「等審議会」に改める。

これは、審議会の設置根拠法令を明示し、所掌内容が計画の推進管理等も含むこととなることから改めるものです。

第２条中、「町長の諮問に応じ、総合計画につき必要な調査、審議を行い町長に答申する」を、「次の各号に掲げる事項を調査及び審議する」に改め、同条に次の各号を加える。

第１号、本別町総合計画の策定及び成果の検証に関すること。

第２号、まち・ひと・しごと創生法（平成２６年法律第１３６号）第１０条第１項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略として策定する、本別町デジタル田園都市構想総合戦略の策定及び成果の検証に関すること。

これは、審議会の所掌内容を規定するもので、総合計画の策定、推進管理及び、デジタル田園都市構想総合戦略の策定、推進管理を規定しております。

第３条第１項中、「３０名」を「２０名」に改め、同条第３項を削る。

これは、委員定数の改正と、任期についての規定を新たに第４条で規定するため削除するものです。

第６条を第８条とし、同条の前に次の１条を加える。

庶務。

第７条、審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

第５条に次の１項を加える。

第３項、審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は会長の決すると

ころによる。

これらは、審議会の事務の所管及び審議会の議決の要件を規定するものです。

第５条を第６条とし、第４条を第５条とし、第３条の次に次の１条を加える。

任期。

第４条、委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第２項、前条第２項の規定によっておかれる委員の任期は、委嘱の日から当該特別の事項に関する調査審議が終了するときまでとする。

これは、これまでの条例第３条第３項で規定されていた任期に替えて、審議会委員を常設とするための規定及び、条例第３条第２項で規定される臨時委員の任期を定めるものです。

附則。

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

以上、議案第１３号本別町総合計画策定審議会条例の一部改正についての提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第１３号本別町総合計画策定審議会条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１３号本別町総合計画策定審議会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第３　議案第１４号

○議長（篠原義彦）　日程第３　議案第１４号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉）　議案第１４号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、昨年１１月に議決をいただきました、職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、本条例を準用し定めております会計年度任用職員の給料表につきまして、条例を改正する必要が生じたため提案させていただいております。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

別表第１から別表第４までを次のように改める。

別表第１（第３条関係）、別添。

別表第２（第３条関係）、別添。

別表第３（第３条関係）、別添。

別表第４（第３条関係）、別添。

こちらにつきましては、給料表の月例給を一般職員に合わせるもので、行政職給料表が９，９００円から１２,１００円、その他の給料表につきましては、１０,８００円から１４,０００円増額改定するものでありまして、別表での説明は省略をさせていただきます。

附則。

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

以上、議案第１４号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第１４号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１４号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

◎日程第４　議案第１５号

○議長（篠原義彦）　日程第４　議案第１５号本別町コミュニティセンター条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也）　議案第１５号本別町コミュニティセンター条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

本別町コミュニティセンターの一つであります勇足コミュニティセンターは、平成２９年度から閉館し、令和５年度末に施設の解体が終了するため、本条例の一部改正が必要となったことから提案するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、本文中の括弧書き等の朗読は省略をさせていただきます。

本別町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例。

本別町コミュニティセンター条例(平成３年条例第６号)の一部を次のとおり改正する。

第３条の表、勇足コミュニティセンターの項を削る。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第１５号本別町コミュニティセンター条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第１５号本別町コミュニティセンター条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１５号本別町コミュニティセンター条例の一部改正については、

原案のとおり可決されました。

◎日程第５　議案第１６号

○議長（篠原義彦）　日程第５　議案第１６号本別町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸）　議案第１６号本別町介護保険条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、第９期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険事業に要する費用を賄うため、介護保険料を定めるものです。

第９期の介護保険料につきましては、介護報酬の引き上げ並びに第１号被保険者数の減少及び要介護認定者数の増加に伴うサービス利用量の増加が見込まれることから、介護保険基金から３,２４０万円を取り崩し、第８期と同額の６,２８０円といたしました。

また、国の介護保険料段階が１３段階に多段階化されるのに併せ、第１１段階から第１３段階を新設すること及び第９段階と第１０段階の基準所得の範囲を変更すること、さらに、第１段階から第４段階までの基準額に対する割合を変更するものです。

それでは、改正条文の朗読をもって提案に代えさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町介護保険条例の一部を改正する条例。

本別町介護保険条例（平成１２年条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第４条、第１項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同項第１号中「第３９条第１項第１号」を「第３８条第１項第１号」に、「３７,６８０円」を「３４,３２０円」に改め、同項第２号中「令第３９条第１項第２号」を「令第３８条第１項第２号」に、「４７,１６０円」を「５１,７２０円」に改め、同項第３号中「令第３９条第１項第３号」を「令第３８条第１項第３号」に、「５６,５２０円」を「５２,０８０円」に改め、同項第４号中「令第３９条第１項第４号」を「令第３８条第１項第４号」に、「６６,０００円」を「６７,８００円」に改め、同項第５号から同項第１０号までの規定中「令第３９条」を「令第３８条」に改め、同項に次の３号を加える。

第１１号、令第３８条第１項第１１号に掲げる者１５８,２８０円。

第１２号、令第３８条第１項第１２号に掲げる者１７３,２８０円。

第１３号、令第３８条第１項第１３号に掲げる者１８０,８４０円。

第４条、第２項から第５項までを削り、同条第６項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に、「２２,５６０円」を「２１,４８０円」に改め、同項を同条第２項とし、同条第７項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に、「２２,５６０円」を「２１,４８０円」に、「３７,６８０円」を「３６,６００円」に改め、同項を同条第３項とし、同条第８項中「第６項」

を「第２項」に、「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同項中「２２,５６０円」を「２１,４８０円」に、「５２,８００円」を「５１,７２０円」に改め、同項を同条第４項とする。

第６条、第３項中「令第３９条第１項第１号イ」を「令第３８条第１項第１号イ」に、「又は第９号ロ」を「第９号ロ、第１０号ロ、第１１号ロ又は第１２号ロ」に、「令第３９条第１項第１号から第９号まで」を「同項第１号から第１２号まで」に改める。

附則。

施行期日。

第１項、この条例は、令和６年４月１日から施行する。

経過措置。

第２項、この条例による改正後の本別町介護保険条例第４条及び第６条第３項の規定は令和６年度分の保険料から適用し、令和５年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

以上で、議案第１６号本別町介護保険条例の一部改正についての提案説明といたします。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第１６号本別町介護保険条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１６号本別町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第６　議案第１７号

○議長（篠原義彦）　日程第６　議案第１７号本別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸）　議案第１７号本別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、令和６年１月に国の基準省令の一部改正が行なわれ、指定介護予防支援等の事業の運営に関する基準のうち、人員及び運営に関する基準、介護予防支援の円滑な実施、管理者の兼務範囲の明確化、書面掲示規制の見直し、身体拘束等の適正化の推進、テレビ電話装置等を用いたモニタリングの実施などの項目について改正を行なうものであります。

それでは、改正条文の朗読をもって提案に代えさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

本別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成２７年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第４条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の１項を加える。

第２項、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに１以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第５条、第１項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。)」に改め、同条第２項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の２項を加える。

第３項、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第１項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６６第１号イの３に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第１項に規定する管理者とすることができる。

第４項、前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

第１号、当該管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

第２号、当該管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第６条、第２項中「利用申込者」を「利用者」に改め、同条第３項中「利用申込者」

を「利用者」に改め、「担当職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)」を加え、同条第４項第２号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第３５条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第１２条に次の２項を加える。

第２項、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

第３項、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第１３条中「利用料の支払」を「前条第１項の利用料の支払」に改める。

第１４条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第４号中「次章」の次に「(第３２条第２９号を除く。)」を加える。

第２３条第１項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第２項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の１項を加える。

第３項、指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第３０条第２項第２号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第５号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第６号とし、同項第４号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第５号とし、同項第３号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

第３号、第３２条第２号の３の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（同条第２号の２及び第２号の３において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録。

第３２条第２号の次に次の２号を加える。

第２号の２、指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

第２号の３、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第３２条第１６号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に

著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ、アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して３月ごとの期間（以下このイにおいて単に「期間」という。）について、少なくとも連続する２期間に１回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

イのア、テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

イのイ、サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a、利用者の心身の状況が安定していること。

b、利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c、担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ、サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第３２条に次の１号を加える。

第２９号、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第１１５条の３０の２第１項の規定により町長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第３４条中「第１２条」を「第１２条第１項」に改める。

第３５条第１項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附則。

この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第２３条に１項を加える改正規定は、令和７年４月１日から施行する。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

阿保議員。

○１０番（阿保静夫）　現状の体制をいろいろ改正というか、対応していくという中身かと理解していますけども、ただいまの説明をいただいたことを実施していくためには、現状の体制を整備していくとか強化していくとか、そういうようなことが必要になろうかと思うんですけど、その点についてどうなのかを伺いたいと思います。

新たな人員を確保しなければならないとか、そういうこともしあれば、そういうことも含めて現状でどうなのかということをまず伺いたいと思います。

それから２つ目には、ただいま説明いただいた内容を実施していくに当たっては、利用者の負担っていうのがどうなっていくのか。新たな負担が増えるのか、それとも現状の負担の中で、利用者負担の中で進められていけるのか。その辺について伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦）　長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸）　今回の改正につきましては、省令の改正によって改正されたということで、人員の配置等については特に改正されておりません。先ほどちょっと説明させていただいた中で、管理者の兼務の範囲の明確化ですとか、テレビ電話装置を用いたモニタリングの実施ができるというところでは、逆にそこに赴かなくても、居宅に赴かなくても、そういう装置が整えているところでは、そういったモニタリングを行なうことができるというところでありまして、そういった部分については、業務の省力化になるのかなと考えております。

また、利用者負担についても特に変更する内容にはなっておりませんので、負担が増えるということはございません。以上であります。

○議長（篠原義彦）　阿保議員。

○１０番（阿保静夫）　ただいまテレビ電話の活用ということで、コロナのときから少しそういうことが増えてきてるのかなと思ってますけども、テレビ電話の活用ということは、具体的にはどういうふうな形で、台数の確保とか、使い方とかそういうことを含めてどのような、概要で結構ですけど伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦）　長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸）　現在における運用としましては、病院に入院されてる方ですとか、施設に入られてる方といったところが主かと思います。今後、御自宅でそういった環境が整っている方というところでは必要に、そういったところの活用といったのも出てくるかなとは思いますけれども、御本人が判断できない場合、またちょっと状況がつかめない場合ということもありますので、その場合については、今説明させていただいた中にもありましたけれども、御自宅を訪問して確認する必要というのがあるかと思いますので、お一人、１対１ではちょっとなかなか難しい環境、その方の状況を分かった方がいらっしゃることがいいのかなとは考えているところであります。以上です。

○議長（篠原義彦）　ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第１７号本別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介

護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１７号本別町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第７　議案第１８号

○議長（篠原義彦）　日程第７　議案第１８号本別町指定地域密着型サービスの事業の人員､設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸）　議案第１８号本別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は介護保険法の一部改正により看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容が介護保険法第８条第２３項第１号で定められたことから、必要な改正を行なうものです。

それでは、改正条文の朗読をもって提案に代えさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

本別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２５年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１２条中「看護小規模多機能型居宅介護」を「複合型サービス（法第８条第２３項第１号に規定するものに限る。)」に改め､「法第７４条第２項の規定に基づき」及び「(法第８条第４項に規定する訪問看護をいう。)」を削る。

附則。

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

以上、条例改正の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第１８号本別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１８号本別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第８　議案第１９号

○議長（篠原義彦）　日程第８　議案第１９号本別町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸）　議案第１９号本別町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、令和６年１月に国の基準省令の一部改正が行なわれ、指定居宅介護支援等の事業の運営に関する基準のうち、ケアマネジャー１人当たりの取扱い件数、管理者の兼務範囲の明確化、公正中立の確保のための取組の見直し、身体的拘束等の適正化の推進、テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施、書面掲示規制の見直しなどの事項について改正を行なうものであります。

先ほどの第１７号で説明させていただいた内容とほぼ同様の内容となっております。

それでは、改正条文の朗読をもって提案に代えさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町指定居宅介護支援事業者の指定に関し……。

（「説明省略」と呼ぶ者あり）

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　ただいま、方川議員から説明省略することの動議が提出されました。

この動議は、賛成者がありますので成立いたしました。

説明を省略することの動議を採決いたします。

この動議のとおり、説明省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１９号本別町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、説明省略といたします。

これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第１９号本別町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１９号本別町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前　１０時５４分　　休憩

午前　１１時１０分　　再開

○議長（篠原義彦）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第９　議案第２０号

○議長（篠原義彦）　日程第９　議案第２０号町道の路線変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉）　議案第２０号町道の路線変更について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の変更は、町道活込横断道路に接続している農道活込西３線道路を町道として管理していくため、起点の変更を提案したところであります。

提案内容でありますが、道路法第１０条第３項の規定に基づき町道の路線を次のよう

に変更するものであります。

次のページをお開きください。

路線番号３７４、路線名、活込横断道路、名称変更はありません。

区間、起点を中川郡本別町西美里別７０８番地５に変更、終点は変更ありません。

総延長は、３,６７１．３０メートルから５,８３２．００メートルに変更するものであります。

以上、町道の路線変更についての説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第２０号町道の路線変更についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって､議案第２０号町道の路線変更については､原案のとおり可決されました。

◎日程第１０　発議第１号

○議長（篠原義彦）　日程第１０　発議第１号本別町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤田直美議員、御登壇ください。

○７番（藤田直美）〔登壇〕　発議第１号本別町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について提案いたします。

この発議は２月９日に行なわれた議会運営委員会でお諮りし、議員協議会にて報告した内容となっております。

提案理由といたしまして、地方自治法の一部改正に伴い、本別町議会議員と本別町との間の、同法第９２条の２に規定する請負状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、それをもって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図るため、本条例を提案しました。

それでは、条文を読み上げて提案説明に代えさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を次のとおり制定するものとする。

本別町議会議員の請負の状況の公表に関する条例。

目的。

第１条、この条例は、本別町議会議員（以下「議員」という。）が本別町に対し請負（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９２条の２に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

報告。

第２条、議員は、毎年６月１日から同月３０日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあっては、再び議員となった日から起算して３０日を経過する日までの間）に、当該６月３０日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第１号エにおいて同じ。）における本別町に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

第１号、請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項。

ア、請負の対象とする役務、物件等。

イ、契約締結日。

ウ、契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）。

エ、当該６月３０日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額。

第２号、前号エに掲げる総額の合計額。

第２項、議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

報告の一覧の作成及び公表。

第３条、議長は、前条第１項の規定による報告（同条第２項の規定による訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

報告等の保存及び閲覧等。

第４条、第２条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して５年を経過する日まで保存しなければならない。

第２項、何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

委任。

第５条、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、令和５年４月１日に始まる会計年度における請負から適用する。

以上、提案とさせていただきます。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第１号本別町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、発議第１号本別町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１　発議第２号

○議長（篠原義彦）　日程第１１　発議第２号本別町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤田直美議員、御登壇ください。

○７番（藤田直美）〔登壇〕　発議第２号本別町議会委員会条例の一部改正についてを提案いたします。

提案の理由といたしまして、本別町簡易水道特別会計の地方公営企業法の全部適用に伴い、必要な条文の改正を行なうものです。

この発議につきましても、２月９日行なわれた議会運営委員会でお諮りし、議員協議会にて報告した内容となっております。

それでは、条文を読み上げて提案説明に代えさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町議会委員会条例の一部改正について、本別町議会委員会条例（昭和６２年条例第２０号）の一部を次のとおり改正するものとする。

本別町議会委員会条例の一部を改正する条例。

第２条第１項第２号コ中「簡易水道及び」を削る。

附則。

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

以上、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第２号本別町議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、発議第２号本別町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２　議案第２１号

○議長（篠原義彦）　日程第１２　議案第２１号令和６年度本別町一般会計予算についてを議題といたします。

はじめに、令和６年度各会計予算の提案理由の大綱についての説明を求めます。

村本副町長。

○副町長（村本信幸）　それでは、私から令和６年度予算編成の考え方及び主に一般会計予算の概要について御説明申し上げます。

お手元の一般会計予算書を御覧ください。

まず、予算編成の基本的な考え方でありますが、コロナ禍を脱し経済社会活動が正常化しつつあるものの、エネルギー価格の高騰や物価の上昇などにより不透明かつ不安定な地域経済の状況、町民サービスの確保などを総合的に検討するとともに、ＤＸやゼロカーボンの推進など、第７次本別町総合計画に掲げる本別町の将来像、心を合わせてみんなの笑顔を未来につなぐの実現を目指していくために必要な施策を盛り込んだ予算といたしました。

それでは、各会計予算の概要について御説明申し上げます。

一般会計予算書の２１５ページをお開きください。

予算の規模でありますが、本別町予算総括表一番上の一般会計につきましては、７３億４,０４３万円を計上いたしました。前年度当初予算と比較しますと３億１５６万３,０００円、４．３％の増となっております。

一番下の合計欄ですが、一般会計と４特別会計、３企業会計の予算総額は１２４億４,０２７万８,０００円となり、前年度と比較しますと５億５,３５５万６,０００円、４．７％の増となっております。

なお、特別会計及び企業会計予算の概要につきましては、各会計の担当より御説明いたしますので、割愛をさせていただきます。

次に、予算書の９ページをお開きください。

一般会計予算の概要でありますが、１、総括の歳入を御覧ください。

１款町税は前年度比４,１０５万４,０００円、４．４％減の８億９,９０９万８,０００円を見込んでおります。

税ごとの主な内容ですが、予算書の１２ページ、１３ページを御覧ください。

１項町民税、１目個人のうち個人所得割については前年度比１,４７１万１,０００円、４．２％減の３億３,６８１万２,０００円を計上しております。

２目法人のうち法人税割は、前年度比１６２万７,０００円、６．３％増の２,７４８万円を計上いたしました。

２項固定資産税は、１目固定資産税のうち土地については、前年度比６９万円、１．２％減の５,８５６万１,０００円、家屋については、前年度比６６５万円、３．６％減の１億７,８２３万円、償却資産については、前年度比１,８００万７,０００円、９．６％減の１億６,９２５万３,０００円を計上しております。

１６ページ、１７ページをお願いいたします。

１番下段の１０款地方交付税については、前年度比５,９８５万円、１．９％増の３１億４,８７１万５,０００円を見込んでおります。

内訳ですが、普通交付税については２８億７,７６７万９,０００円を計上しておりますが、総務省の示した基準財政需要額の伸び率では、個別算定経費を前年度算定比で１．０％程度の増、包括算定経費を３．０％程度の増とされておりますが、これらの伸び率を参考とした上で、公債費算入額の減少などを考慮し、前年度比５,４２５万円、１．９％の増を見込んでおります。また、特別交付税は前年度比５６０万円増の２億７,１０３万６,０００円としました。

３６ページ、３７ページをお開きください。

２段目の１７款寄付金でありますが、１節総務費寄付金、個性あるふるさとづくり基金指定寄付金、ふるさと納税につきましては、前年度比４,０００万円、３５．４％増の１億５,３００万円を見込んでおります。

１番下段の１８款繰入金でありますが、総額で前年度比１億６,６７９万９,０００円、３４％増の６億５,７０２万３,０００円を計上いたしました。

繰入金の主な内容ですが、１目財政調整基金繰入金は、前年度比４,０００万円増の３億２,０００万円、２目減債基金繰入金は、前年度比３,０００万円増の８,０００万円を財源調整のため計上しております。

３８ページ、３９ページをお願いします。

特定目的基金繰入金のうち、１２目公共施設等整備基金繰入金につきましては、前年度比３,４３０万円増の３,７３０万円、１３目個性あるふるさとづくり基金繰入金は、前年度比６,６００万円増の１億５,２００万円、４０ページ、４１ページをお願いします。

１７目森林環境譲与税基金繰入金については、前年度比６３７万５,０００円減の１,５２５万５,０００円を計上しております。

９ページへお戻りください。

２１款町債につきましては、前年度比２,１３５万５,０００円、３．５％減の５億８,２２９万８,０００円を計上しております。

これにより、令和６年度末の地方債現在高の見込額は、前年度比１億４,２３０万５,０００円減の６８億３,８９１万６,０００円を見込んでおります。

一般会計の歳入につきましては、普通交付税を前年度比５,４２５万円増の２８億７,７６７万９,０００円を計上し、財政調整基金を前年度比４,０００万円増の３億２,０００万円取り崩すことで一般財源を確保することとなりました。

１０ページ、１１ページをお開きください。

歳出でありますが、令和６年度につきましては、農業基盤整備事業、都市公園安全・安心対策事業をはじめ、防災対策、自治体ＤＸ推進、公共施設空調設備整備事業、住宅改修及び住宅新築等助成事業、消防庁舎移転新築事業、学校給食費の負担軽減等を取り組んでまいります。

各款ごとの状況でありますが、２款総務費は前年度比６,９９５万９,０００円増の１１億７５５万４,０００円を計上。主なものとして、庁舎エアコン設置３,６７９万４,０００円、庁舎トイレ改修調査設計等９７４万７,０００円、地区集会場エアコン購入１,２６７万２,０００円、ＷＥＢハザードマップ構築５１６万３,０００円等を計上しております。

４款衛生費は、前年度比８,４７６万７,０００円増の１０億９,４６７万５,０００円を計上しておりますが、簡易水道特別会計が水道事業会計に統合し企業会計に移行したことにより、上水道費総体で２,９９４万８,０００円増、病院公営企業費で出資金が医療機器等購入等により４,２１５万９,０００円増となっております。

６款農林水産業費は、前年度比６,２６４万４,０００円減の５億５,９１７万４,０００円となりましたが、引き続き、農地耕作条件改善事業、道営畑地帯総合整備事業を取り組むとともに、新規就農者等支援事業１,５１６万円、地籍調査測量４,７５２万円等を計上しております。減となった主な要因でございますが、道営美蘭別地区営農用水事業の終了によるものであります。

８款土木費は、前年度比１億６,８５２万３,０００円増の１１億２,８５３万２,０００円となりましたが、除雪タイヤショベル購入５,２９６万７,０００円、勇足地区公共駐車場トイレ整備３,２２０万円、住宅改修費及び住宅新築助成事業２,３６０万円等を計上しております。

９款消防費は、前年度比６,２２６万１,０００円増の３億６,０７０万円を計上。増減の主なものとして、消防庁舎用地購入３,０００万円、小型動力ポンプ付水槽車購入５,３９８万６,０００円などを計上しております。

１０款教育費は、前年度比６,１８８万８,０００円減の６億６,０５９万２,０００円となりましたが、学校給食費の負担軽減として４４５万１,０００円、本別高校の教育を考

える会補助金５,７５６万６,０００円、図書館学習環境整備１,０６４万３,０００円等を計上しております。減となった主な要因は、小学校エアコン設置工事、静山研修センター解体工事の終了によるものであります。

なお、普通建設事業費でありますが、一般会計では、前年度比７,７７７万１,０００円増の１１億７,０２３万８,０００円を計上いたしました。

以上、令和６年度一般会計予算の概要説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　ここで暫時休憩をいたします。

午前　１１時３９分　　休憩

午後　　１時３０分　　再開

○議長（篠原義彦）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより提案理由の説明を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規）　議案第２１号令和６年度本別町一般会計予算について、提案内容の説明を申し上げます。

先ほど、副町長より予算の大綱につきまして御説明申し上げましたので、私からは事項別明細書により主な事務事業について御説明をいたします。

なお、副町長の説明と重なる部分がありますけれども、それ以降については御了承いただきたいと思います。

それでは、予算書の１ページをお開きください。括弧書きの朗読は省略させていただきます。

予算総則でありますが、令和６年度本別町一般会計の予算は、次に定めるところによるものです。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ７３億４,０４３万円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第２条、地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第２表債務負担行為による。

地方債。

第３条、地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第３表地方債による。

一時借入金。

第４条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１０億円と定める。

歳出予算の流用。

第５条、地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の

金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第１号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

以上となっております。

それでは次に、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。

各科目にわたります、１節の報酬、２節給料、３節職員手当等、４節共済費の人件費につきましては、添付資料の給与費明細書で説明させていただきます。

２１６ページをお開きください。

１、特別職に係る給与であります。本年度の欄を御覧ください。

長等は、３人、町長、副町長及び教育長です。

議員は、１２人で、その他の特別職は３６３人、計が３７８人で、報酬から共済費までの総額は１億１，６３７万２，０００円で、前年度比較７８万１，０００円の減となっております。

２１７ページを御覧ください。

２、一般職でありますが、職員数は前年度より１１名増の１６０人で、括弧内の職員数は会計年度任用職員のうちパートタイム職員の人数を外書きしたものです。

給与費等につきましては、報酬１億４，６３４万３，０００円、給料５億３，３１４万２，０００円、職員手当３億６，９９６万４，０００円、共済費２億１，１６１万６，０００円で、合計は１２億６，１０６万５，０００円となり、前年度比較４，５６６万２，０００円、３．８％の増となっております。

２１８ページ、２１９ページをお開きください。

増減の主なものとしましては、給料では、給与改定に伴い９１１万１，０００円の増、昇給により６０２万９，０００円の増、人事異動等による２，４９８万９，０００円の増、職員手当では、管理職手当が昇格、昇給により２８３万１，０００円の増、人事異動等による１１９万２，０００円の減、期末手当が支給率改正による１８７万５，０００円の増、勤勉手当が支給率改正による１８５万円の増、退職手当組合負担金が普通負担率改正による４，４５０万６，０００円の減となっております。

なお、２２０ページ以降の給料及び職員手当の状況については、説明を省略させていただきます。

戻りまして、事項別明細書の５０ページ、５１ページをお開きください。

３、歳出でありますが、各項目の給与費等の説明は、先ほど申し上げましたので省略してまいります。

主なものでございますが、５２ページ、５３ページをお開きください。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、５６ページ、５７ページをお開きください。

１２節委託料、業務委託料、アスベスト含有量分析８４万７，０００円と、調査設計委託料、役場庁舎トイレ改修９５７万円は、役場庁舎のトイレにつきまして、設備の改修に合わせバリアフリートイレの新設を行なうためのアスベスト分析と実施設計を委託す

るものです。

５８ページ、５９ページをお開きください。

１４節、工事請負費、庁舎、エアコン設置工事３，６１２万４，０００円は、役場庁舎執務室、町議会議場等にエアコン３０台を設置するためのものです。

下段の２目広報広聴費、６０ページ、６１ページをお開きください。

上段の１２節委託料、電算業務委託料、システム修正２２１万８，０００円及びその下の１３節使用料及び賃借料、使用料、ホームページクラウドサーバー８０万１，０００円は、町ホームページのサーバー機器をクラウド型に移行するためのシステム修正費用及び機器使用料を計上するものです。

６４ページ、６５ページをお開きください。

７目防災対策費、１１節役務費、通信運搬費、通信サービス料２３３万円及びその下の１２節委託料、電算業務委託料、ＷＥＢハザードマップ作成業務２８３万３，０００円は、防災ハザードマップの電子化に要する費用を計上するものです。

６６ページ、６７ページをお開きください。

下段の９目企画費、６８ページ、６９ページをお開きください。

１２節委託料、電算業務委託料、システム構築２３８万７，０００円及び２節下の１７節備品購入費、ライセンス導入、行政情報配信システム７３９万２，０００円は、ＳＮＳを活用した行政情報配信システムの初期構築費用と利用ライセンス費用を計上するものです。

その下、１８節負担金補助及び交付金、負担金、７０ページ、７１ページをお開きください。

３行目の地域活性化企業人材派遣事業５６０万円は、自治体ＤＸ推進のため、デジタル技術の専門人材の派遣を受けるための費用を計上するものです。

その下、１０目まちづくり推進費、１節報酬、会計年度任用職員８人分２，０２６万７，０００円は、地域おこし協力隊員として、現在の農業支援、健康スポーツ、文化振興のほか、新たに空き家対策、就労サポート、健康スポーツ等に関する活動に従事する隊員、合わせて８人分を計上するものです。

２節下の７節報償費、記念品代、ふるさと納税４，０５０万円は、返礼品代として寄付金見込み額１億５，０００万円の２７％を計上しております。

飛びまして、９４ページ、９５ページをお開きください。

下段の３款民生費、２項老人福祉費、１目老人福祉総務費、１２節委託料、業務委託料、調査研究支援４７９万円は、特別養護老人ホームに代わる介護サービス基盤整備に関する基本計画、基本設計作成支援に係る費用を計上するものです。

９６ページ、９７ページをお開きください。

上段の１３節使用料及び賃借料、借上料、緊急通報システム５９１万４，０００円は、高齢者等の緊急通報システムについて新システムを導入するための費用を計上するものです。

１００ページ、１０１ページをお開きください。

下段の３項児童福祉費、１目児童福祉総務費、１２節委託料、業務委託料、子ども計画策定５２８万円は、こども計画及び子ども子育て支援事業計画策定のための基礎調査等の支援業務に係る費用を計上するものです。

飛びまして、１０８ページ、１０９ページをお開きください。

下段の４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費、１１０ページ、１１１ページをお開きください。

上段の１８節負担金補助及び交付金、補助金、不妊治療費助成事業３６２万３，０００円は、不妊治療を受けた方の経済的負担軽減を目的として、自己負担分につきまして、上限額を定めて助成するもので、新たに不妊治療に要した交通費についても対象とすることとしております。

飛びまして、１２４ページ、１２５ページをお開きください。

下段の６款農林水産業費、１項農業費、１２６ページ、１２７ページをお開きください。

下段の３目農業振興費、１８節負担金補助及び交付金、補助金、１２８ページ、１２９ページをお開きください。

３行目の鳥獣被害防止総合対策事業３７３万９，０００円は、有害鳥獣被害対策への助成と既存鹿柵の現況調査を実施することとしております。

下段の４目畜産業費、１８節負担金補助及び交付金、１３０ページ、１３１ページをお開きください。

上段の補助金、生乳生産基盤安定特別対策事業１５０万円は、新型コロナウイルス感染症等の影響により生乳生産を抑制されていた酪農家に対しまして、搾乳用経産牛、初妊牛を導入した場合に助成を行なうものです。

下段の５目農地費、１３２ページ、１３３ページをお開きください。

上段の１４節工事請負費、農業水利施設整備事業５００万円は、チエトイ地区延長５００メートルの明渠排水等の工事を行なうものです。

３節下の１８節負担金補助及び交付金、負担金、道営畑地帯総合整備事業９，１８０万円は、２つの地区の暗渠排水合計１４０．１ヘクタールの整備を行なうものです。

その下、多面的機能支払交付金３，７１７万２，０００円は、農村地域における農用地等の保全、管理に対する交付金で、１３地区に支給するものです。

１３４ページ、１３５ページをお開きください。

下段の７目地籍調査費、１２節委託料、用地確定測量委託料、地籍調査測量４，７５２万円は、前年度に引き続き、足寄町と隣接する仙美里地区７．３７平方キロメートルの地籍測量を進めるための経費を計上するものです。

１３８ページ、１３９ページをお開きください。

下段の７款１項商工費、２目商工業振興費、１４０ページ、１４１ページをお開きください。

中段、１８節負担金補助及び交付金、補助金、買い物難民対策支援事業１，２００万円は、３月１５日にＡコープ本別店が閉店予定であることから、主に北地区住民の買い物

の利便性が低下しないよう、ＪＡ本別町とともに新たな事業者が店舗再開できるようにするための補助金を計上するものです。

下段の３目観光費、１４４ページ、１４５ページをお開きください。

上段、１７節備品購入費、施設等備品、エアコン１８８万円は、義経の里御所の環境改善としてエアコンを整備するもの、その下、車両等備品、移動式階段６５万４，０００円は、シャワーハウス用階段を整備するものです。

１４８ページ、１４９ページをお開きください。

下段の８款土木費、２項道路橋りょう費、1 目道路橋りょう総務費、１５０ページ、１５１ページをお開きください。

下段の１７節備品購入費、車両、除雪タイヤショベル５，２９６万７，０００円は、雪寒車両購入事業としてタイヤショベル１台の更新を行なうものです。

１５２ページ、１５３ページをお開きください。

上段の２目道路維持費、１２節委託料、調査設計委託料、町道防災対策補修１，１００万円は、向陽町３号通りの詳細設計を行なうものです。

その２節下、１４節工事請負費、町道維持事業、町道防災対策補修工事５００万円は、押帯高台道路の整備を行なうものです。

下段の３目道路新設改良費は、総事業費１億７，８０９万９，０００円を計上しております。

別添の予算説明資料の７ページをお開きください。

７ページですけれども、右側中段、事業説明ですが、事業路線は、町道東中西中間道路、舗装延長３５０メートル、町道美里別川沿道路、改良延長３００メートルと補償、町道負箙西４線道路、改良延長１５０メートル、舗装延長１５０メートルと補償、町道上押帯西１８号道路、改良延長７０メートル、舗装延長３００メートル、事務費を含めた総事業費１億６，１６６万４，０００円の４事業でございます。

左側の財源内訳ですが、国庫支出金９，９４３万９，０００円、地方債６，２００万円、一般財源２２万５，０００円となっております。

以下、この表の説明は省略させていただきます。

予算書に戻りまして、１５４ページ、１５５ページをお開きください。

上段の４目橋りょう維持費、１２節委託料、調査設計委託料、橋りょう長寿命化事業２，２００万円、１４節工事請負費、橋りょう長寿命化事業１億５，０００万円は、別添の予算説明資料の１２ページをお開きください。

右側中段、事業説明ですが、道路メンテナンス事業補助、水道橋など５本の橋りょう補修、架換工事１億５，０００万円、東八号橋の橋梁補修調査設計委託１，５００万円、愛のかけ橋、錦橋の物価調査２００万円、黎明橋ほか２本の橋りょう点検５００万円、事務費を含めた総事業費１億７，４４２万１，０００円となります。

左側の財源内訳ですが、国庫支出金８，２０３万８，０００円、地方債９，０４０万円、一般財源１９８万３，０００円となっております。

予算書に戻りまして、１５４ページ、１５５ページをお開きください。

下段の４項都市計画費、１５６ページ、１５７ページをお開きください。

２目公園費、１２節委託料、１５８ページ、１５９ページをお開きください。

上段５行目の調査設計委託料、公共駐車場トイレ２２０万円及び２節下、１４節工事請負費、公共駐車場トイレ３，０００万円は、勇足コミュニティセンター跡地駐車場にトイレを整備するための費用を計上するものです。

同じく１２節委託料、調査設計委託料、都市公園安全・安心対策事業４００万円及び１４節工事請負費、都市公園事業、都市公園安全・安心対策事業３，８５０万円は、本別公園及び栄公園の遊戯施設について調査設計、物価調査及び遊具の整備を行なうものです。

１６０ページ、１６１ページをお開きください。

５項住宅費、１目住宅管理費、１２節委託料、電算業務委託料、システム移行６３８万９，０００円、データ移行１７０万１，０００円、１６２ページ、１６３ページをお開きください。

上段の１３節使用料及び賃借料、使用料、住宅システム４５万６，０００円及び４節下の１８節負担金補助及び交付金、負担金、北海道自治体情報システム協議会２万円は、公営住宅の管理システムを新たにクラウド型のシステムへと移行するための費用を計上するものです。

同じく、１４節工事請負費、公営住宅改修、共栄団地公営住宅改善事業、個別改善１，２７２万７，０００円は、屋根・外壁改善工事３棟１２戸を行なうもの、その下、向陽町団地公営住宅改善事業１，４４７万６，０００円は、２棟８戸の解体を行なうものです。

３節下、負担金補助及び交付金、補助金、住宅改修費等１，４００万円は、一定の要件を満たす町内業者を利用しての住宅リフォームに対し補助を行なうもの、その下の住宅新築助成事業９６０万円は、同じく一定の要件を満たす住宅の新築、中古住宅の購入に対し補助を行なうものです。

下段の９款１項消防費、１６６ページ、１６７ページをお開きください。

下段の３目消防施設費、１４節工事請負費、消火栓、消火栓更新工事４６６万４，０００円は、老朽化している消火栓３か所について更新するものです。

その下、１６節公有財産購入費、土地購入費、消防庁舎用地３，０００万円は、現消防庁舎の老朽化、狭隘化が進み、また浸水区域にあることから、避難施設、防災備蓄倉庫も備えた新たな庁舎建設のための土地取得費用を計上するものです。

１６８ページ、１６９ページをお開きください。

上段の１７節備品購入費、小型動力ポンプ付き水槽車Ｉ型５，３９８万６，０００円は、本別消防団第２分団に配置しています車両が購入後３０年以上経過していることから更新を行なうものです。

下段の１０款教育費、１項教育総務費、１７０ページ、１７１ページをお開きください。

下段の４目諸費、１８節負担金補助及び交付金、１７２ページ、１７３ページをお開きください。

上段の補助金、本別高校の教育を考える会５，７５６万６，０００円ですが、内数として本別・浦幌生活維持路線バスの廃止に伴い、浦幌からの通学支援として本別高校通学車両運行経費２，２１９万９，０００円を計上しております。

下段の２項小学校費、１７６ページ、１７７ページをお開きください。

２目教育振興費、１７８ページ、１７９ページをお開きください。

上段の１７節備品購入費、教材用ソフト１８８万６，０００円は、児童に配布しているタブレット端末に、児童一人一人の学習進度や理解度に応じた復習を行なえるようするためＡＩ型学習ドリルを導入する費用を計上するものです。

下段の３項中学校費、１８２ページ、１８３ページをお開きください。

下段の２目教育振興費、１７節備品購入費、１８４ページ、１８５ページをお開きください。

上段の教材用ソフト１５３万１，０００円は、小学校同様、ＡＩ型学習ドリルを導入する費用を計上するものです。

下段の４項社会教育費、１８６ページ、１８７ページをお開きください。

下段の２目公民館費、１８８ページ、１８９ページをお開きください。

１２節委託料、業務委託料、アスベスト含有量分析６９万３，０００円及び調査設計委託料、１９０ページ、１９１ページをお開きください。

上段の中央公民館エアコン設置１，２４９万６，０００円は、中央公民館へのエアコン設置へ向けたアスベスト調査と実施設計を行なうものです。

その２節下、１７節備品購入費、施設等備品、調光設備９，０００円は、中央公民館大ホールのステージライトの操作パネル等の更新を行なうものです。

下段の３目図書館費、１９２ページ、１９３ページをお開きください。

１２節委託料、業務委託料、アスベスト含有量分析６９万３，０００円及び、１９４ページ、１９５ページをお開きください。

上段の１４節工事請負費、図書館、エアコン設置工事９８２万３，０００円は、学習スペース、視聴覚室等にエアコン５台を設置するための費用を計上するものです。

１９６ページ、１９７ページをお開きください。

５項保健体育費、１目保健体育総務費、１９８ページ、１９９ページをお開きください。

上段の１２節委託料、業務委託料、アスベスト含有量分析６３万８，０００円と、調査設計委託料、本別町体育館エアコン設置１，２４９万６，０００円は、町体育館へのエアコン設置へ向けたアスベスト調査と実施設計を行なうものです。

下段の２目スポーツ振興費、７節報償費、報奨金、総合型地域文化・スポーツクラブ検討協議会３２万円は、町民が身近に文化活動、スポーツへ取り組むことができるよう、総合型のクラブ設立へ向けた検討を進めるための検討委員会謝金を計上するものです。

以上で歳出を終わりまして、１２ページ、１３ページにお戻りください。

２、歳入ですが、歳入につきましても、主なもののみ説明させていただきますので御了承願います。

１款町税につきましては、先ほど副町長から説明がありましたので、省略をさせていただきます。

１４ページ、１５ページをお開きください。

２款地方譲与税、１項自動車重量譲与税から、１６ページ、１７ページをお開きください。

下から２段目の９款１項地方特例交付金までは、令和５年度実績見込み及び令和６年度地方財政対策を参考に、それぞれ計上しております。

下段の１０款１項１目の地方交付税につきましても、副町長から先ほど説明を申し上げましたので説明を省略させていただきます。

飛びまして、３６ページから４１ページ、１８款繰入金、２項基金繰入金は、１８基金で、総額６億５，７０２万３，０００円の繰入れを計上しましたが、前年度当初と比較し１億６，６７９万９，０００円の増額となっております。

主なものですが、１目財政調整基金及び２目減債基金は、先ほど副町長から説明申し上げましたので、省略させていただきます。

３８ページ、３９ページをお開きください。

２段目の５目農業振興基金は、新規就農者等支援事業に１，５１６万円、地域農業支援事業に６５万円、農業振興基金貸付金利子補給に１０万１，０００円、営農指導対策協議会補助（新規就農・雇用就労対策）に１１０万円、鳥獣被害防止総合対策事業に３７３万９，０００円、種子生産奨励事業に２８０万円、生乳生産基盤安定特別対策事業に１５０万円の合計２，５０５万円、２目下、７目町有林振興基金は、町有林造林事業に１，１００万円、９目社会教育施設等整備基金は、町民プールエアコン購入に２５万円、１２目公共施設等整備基金は、役場庁舎エアコン設置工事に３，６０３万６，０００円、西仙美里地区集会場エアコン購入に１００万円、中央小学校車椅子用スロープに２６万４，０００円、１３目個性あるふるさとづくり基金は、図書館のエアコン設置等の学習環境整備事業に１，０５８万３，０００円、住宅改修等助成交付事業に１，４００万円、住宅新築等助成交付事業に９６０万円、勇足地区公共駐車場トイレ整備事業に３，２００万円、買い物難民対策支援事業に１，２００万円、国際理解教育の充実に２，２１５万円など、合計１億５，２００万円、４０ページ、４１ページをお開きください。

上段の１５目ふるさと銀河線跡地活用等振興基金は、地方バス路線運行維持対策費補助に８００万円、ふるさと銀河線代替バス振興会議に２８万８，０００円、道の駅設備修繕に７４１万２，０００円の合計１，５７０万円、２目下、１７目森林環境譲与税基金は、町民植樹祭に６４万３，０００円、民有林造林事業に６９０万７，０００円、私有林等造林事業に７０４万７，０００円など、合計１，５２５万５，０００円を充てるため繰り入れております。

４６ページ、４７ページをお開きください。

２１款１項町債ですが、４８ページ、４９ページをお開きください。

一番下の計の欄、総額５億８，２２９万８，０００円で、前年度当初比２，１３５万５，０００円、３．５％の減となっております。

なお、臨時財政対策債などを除く普通建設事業分でも、４億１，２９０万円で前年度当初比５，０１０万円、１０．５％の減となっております。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

次に、６ページをお開きください。

第２表、債務負担行為。

事項、北海道市町村備荒資金組合防災資機材購入、冷風機。期間、 令和６年度から令和１０年度、限度額１４２万９，０００円。

事項、標準化・共通化対応業務、戸籍情報・戸籍附票システム。期間、令和６年度から令和７年度、限度額１，０８４万６，０００円。

事項、北海道市町村備荒資金組合車両購入、一般公用車。期間、令和６年度から令和１０年度、限度額２３４万１，０００円。

事項、北海道市町村備荒資金組合車両購入、公園維持管理用草刈り機。期間、令和６年度から令和１０年度、限度額６８０万９，０００円。

事項、消防団員用活動服上下一式更新事業。期間、令和６年度から令和１０年度、限度額２６０万３，０００円。

事項、消防庁舎新築工事実施設計。期間、令和６年度から令和７年度、限度額１億１，８３３万８，０００円。

事項、北海道市町村備荒資金組合防災資機材購入、調光設備。期間、令和６年度から令和１０年度、限度額４９１万７，０００円。

事項、北海道市町村備荒資金組合車両購入、学校給食共同調理場公用車。期間、令和６年度から令和１０年度、限度額１５４万９，０００円。

次に、７ページです。

第３表、地方債。

起債の目的、一般補助施設整備等事業、限度額２，４００万円。起債の目的、緊急防災・減災事業、限度額１億３，７３０万円。起債の目的、公共施設等適正管理推進事業、限度額９３０万円。起債の目的、緊急自然災害防止対策事業、限度額２，１００万円。

８ページをお開きください。

起債の目的、辺地対策事業、限度額８，７８０万円。起債の目的、過疎対策事業、限度額２億９，３６０万円。起債の目的、臨時財政対策債、限度額９２９万８，０００円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりとなっております。

以上で、令和６年度一般会計歳入歳出の予算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第１３　議案第２２号ないし日程第１４　議案第２３号

○議長（篠原義彦）　次に、日程第１３　議案第２２号令和６年度本別町国民健康保険特別会計予算について、ないし日程第１４　議案第２３号令和６年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について議題といたします。

以上２件についての提案理由の説明を求めます。

宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉）　議案第２２号令和６年度本別町国民健康保険特別会計予算について、提案内容の説明を申し上げます。

予算書に入る前に、令和６年度における国保運営の概要について説明いたします。

財政の根幹をなす保険税収入は、団塊の世代が７５歳に到達し後期高齢者医療に移行していくことや、近年の物価高騰による被保険者の経済状況など先行きが不明確であるなどから、前年度と比べ収入減を見込んでおります。

また、国保税の税率については、令和１２年度をめどに全道で保険税率が統一されることに鑑み、来年度以降の段階的な税率改正を検討中であるため、今年度での改定は見送ったところであります。

次に、予算編成上の国保の加入状況見込みにつきましては、被保険者数１,６３６人、世帯数を８５６世帯と見込んでおります。加入割合は１月末現在の人口、世帯数で申しますと、被保険者数で２６．１％、世帯数で２７．９％の加入割合となっています。

それでは、予算書の１ページをお開きください。括弧書きの朗読は省略させていただきます。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ９億８,４６９万５,０００円と定めるものであります。

第２条の一時借入金につきましては、借入金の最高額を１億円と定めるものでございます。

５ページ、６ページをお開きください。

歳出の合計欄ですが、予算総額は前年度当初予算総額に対しまして５,３７５万９,０００円、５．２％の減となっております。

次に、事項別明細書により歳出から御説明いたします。

１３ページ、１４ページをお開きください。

３、歳出でありますが、１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、１８節負担金補助及び交付金中、負担金、北海道クラウド１８７万６,０００円は、市町村事務処理標準システムの使用にかかる北海道クラウドへの負担金です。

下段の２項徴税費、１目賦課徴収費、１５ページ、１６ページをお開きください。

１８節負担金補助及び交付金６４万４,０００円は、国保税滞納分８件を十勝滞納整理機構へ依頼するものです。

３項１目運営協議会費、１節報酬、委員９人分１４万７,０００円は、運営協議会や研修に出席された委員への報酬でありますが、国保税率改正に向けた検討を行なっていただくために、例年２回の運営協議会を本年度は４回開催する予定としております。

３段目の２款保険給付費、１項療養諸費から１７ページ、１８ページをお開きください。

２段目の５項葬祭費までにつきましては、北海道からの交付金で全て賄われるもので、北海道が過去３年間の実績から示した額を基に計上しております。

下段の３款国民健康保険事業費納付金、１項医療給付費分は、前年度当初比６．３％、１,４５５万５,０００円減の２億１,６９５万８,０００円、１９ページ、２０ページをお開きください。

２項後期高齢者支援金等分は、前年度当初比３．５％、２４２万７,０００円減の６,７６５万２,０００円、その下、３項介護納付金分、前年度当初比０．２％、５万４,０００円増の２,７４４万円につきましては、北海道への納付金となっております。

一番下の５款保健事業費、１項１目特定健康診査等事業費、１２節委託料中、健康診査委託料、特定健康診査３７９万４,０００円、特定保健指導１８万２,０００円、特定健診未受診者対策４２９万２,０００円は、被保険者の疾病の早期発見・早期治療により医療費適正化を図るもので、未受診者対策については、はがきの送付などにより健診の勧奨を行なうものです。

以上、歳出を終わり、戻りまして７ページ、８ページをお開きください。

２、歳入でありますが、１款１項国民健康保険税につきましては、前年度当初比５．３％、１,２６９万３,０００円減の２億２,７４９万１,０００円となっております。

９ページ、１０ページをお開きください。

上段の４款道支出金、１項道補助金、１目保険給付費等交付金、１節保険給付費等交付金（普通交付金）５億７,０９１万６,０００円は、歳出で説明しました２款保険給付費の１項療養諸費から５項葬祭費までの経費の全額について、北海道から交付されるものです。

１１ページ、１２ページをお開きください。

２段目の６款繰入金、２項１目１節基金繰入金３,９６４万６,０００円は、歳入不足分を基金から繰り入れるもので、前年度当初比５７３万４,０００円の減となっております。

なお、２９ページ以降の添付資料につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、令和６年度本別町国民健康保険特別会計予算の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第２３号令和６年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

予算書に入る前に、本会計の概要について説明いたします。

本会計に係る後期高齢者医療制度は、全道の市町村で構成される北海道後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、保険料の決定や医療給付の審査、支払いなどを行ない、市町村では保険料の徴収業務や各種申請、届出など窓口での取次ぎ業務を担っています。

本会計では被保険者から徴収した保険料や、保険料軽減分を公費で負担する保険基盤安定負担金、広域連合の事務費など、広域連合へ支出する経費などを計上しております。

なお、年間平均の被保険者数は、１,５２０人を見込んでおります。

それでは、予算書の１ページをお開きください。括弧書きの朗読は省略させていただきます。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１億５，５０４万９，０００円と定めるものであります。

４ページ、５ページをお開きください。

歳出の合計欄ですが、予算総額は前年度当初予算総額に対しまして２０６万７，０００円、１．４％の増となっております。

次に、事項別明細書により歳出から御説明いたします。

１０ページ、１１ページをお開きください。

３、歳出でありますが、３段目、２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、前年度当初比１．１％、１６９万２，０００円増の１億５，１１２万８，０００円を広域連合への納付金として計上しており、内訳は、広域連合の事務費負担金が４３８万３，０００円、保険料等負担金１億４，６７４万５，０００円のうち、保険料分が１億８５３万２，０００円、保険料軽減分となる保険基盤安定分が３，８２１万３，０００円となっています。

以上、歳出を終わり、戻りまして６ページ、７ページをお開きください。

２、歳入でありますが、１款１項１目後期高齢者医療保険料は、前年度当初比１．３％、１３５万６，０００円増の１億８５３万２，０００円を計上しています。年間平均被保険者見込数は１，５２０人、１人当たり保険料は７万１，４０２円となっており、全道平均の１人当たり保険料７万６，８３８円と比較しまして９２．９％となっております。

その下、２款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金につきましては、前年度当初比１．６％、７１万１，０００円増の４，６０１万４，０００円で、歳出で説明しました広域連合納付金のうち、保険基盤安定分３，８２１万３，０００円と、広域連合事務費分４３８万３，０００円が計上されています。

以上、令和６年度本別町後期高齢者医療特別会計予算の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

◎散会宣告

○議長（篠原義彦）　お諮りします。

議案第２１号令和６年度本別町一般会計予算について、ないし議案第２３号令和６年度本別町後期高齢者医療特別会計予算については、明日１４日議事予定の議案第２４号から議案第２８号まで説明を受けてから、令和６年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、議案第２１号令和６年度本別町一般会計予算について、ないし議案第２３号令和６年度本別町後期高齢者医療特別会計予算については、明日１４日議事予定の議案第２４号から議案第２８号まで説明を受けてから、令和６年度各会計予算審査特別

委員会を設置し、これに付託して審査することを予定いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本日の会議を散会いたします。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後　２時２８分）

令和６年本別町議会第１回定例会会議録（第４号）

令和６年３月１４日（木曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第　１		副議長の選挙
日程第　２		議席の指定及び変更について
日程第　３		常任委員の選任
日程第　４		とかち広域消防事務組合議会議員の選挙
日程第　５	議案第２４号	令和６年度本別町介護保険事業特別会計予算について
日程第　６	議案第２５号	令和６年度本別町介護サービス事業特別会計予算について
日程第　７	議案第２６号	令和６年度本別町水道事業会計予算について
日程第　８	議案第２７号	令和６年度本別町下水道事業会計予算について
日程第　９	議案第２８号	令和６年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について

○会議に付した事件

日程第　１		副議長の選挙
日程第　２		議席の指定及び変更について
日程第　３		常任委員の選任
日程第　４		とかち広域消防事務組合議会議員の選挙
日程第　５	議案第２４号	令和６年度本別町介護保険事業特別会計予算について
日程第　６	議案第２５号	令和６年度本別町介護サービス事業特別会計予算について
日程第　７	議案第２６号	令和６年度本別町水道事業会計予算について
日程第　８	議案第２７号	令和６年度本別町下水道事業会計予算について
日程第　９	議案第２８号	令和６年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について

○出席議員（１１名）

議　長	１２番　篠　原　義　彦	副議長	１１番　高　橋　利　勝
	１番　宮　本　やよい		２番　加　藤　徹　己
	３番　丑　若　浩　行		４番　水　谷　令　子
	５番　梅　村　智　秀		６番　石　山　憲　司
	７番　藤　田　直　美		８番　方　川　一　郎
	１０番　阿　保　静　夫		

○欠席議員（０名）

○説明のため出席した者の職氏名

町長	佐々木基裕	副町長	村本信幸
会計管理者	藤野和幸	総務課長	三品正哉
農林課長	篠原順彦	保健福祉課長	長屋和幸
住民課長	宮口淳哉	健康・こども課長	髙橋紀尊
建設水道課長	加藤勉	企画財政課長	松本秀規
未来創造課長	野崎昌也	老人ホーム所長	前佛清治
国保病院事務長	小川芳幸	総務課主幹	上原章司
建設水道課主幹	小出勝栄	総務課主査	石川雅康
教育長	高橋哲也	教育次長	武田敏英
社会教育課長	千代孝徳	農委事務局長	舛舘憲
代表監査委員	井出英彦	選管事務局長	三品正哉

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	中川雅之	総務担当主査	越後忠
総務担当主事	今井綾香		

開議宣告（午前１０時００分）

◎開議宣告

○議長（篠原義彦）　これから、本日の会議を開きます。

◎日程第１　副議長の選挙

○議長（篠原義彦）　日程第１　副議長の選挙を行ないます。

選挙は、投票により行ないます。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（篠原義彦）　議場は閉鎖されました。

ただいまの出席議員は１１名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第３２条第２項の規定によって、立会人に阿保静夫議員及び宮本やよい議員を指名いたします。

これから、投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

○議長（篠原義彦）　投票用紙の配布漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　配布漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。

投票用紙の裏側の枠内に氏名を書いていただきますよう、念を押して連絡申し上げます。

次に、投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（篠原義彦）　異常なしと認めます。

ただいまから投票を行ないます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて順次投票を行ないます。

投票は議長席に向かって右側から順次登壇、演壇に上がり、投票用紙を投票箱に入れていただきます。議長席に向かって左側より降りて、自席にお戻りいただきます。

それでは、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票を願います。

○議会事務局長（中川雅之）　記載のほうはよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議会事務局長（中川雅之）　それでは読み上げます。

１番宮本やよい議員、２番加藤徹己議員、３番丑若浩行議員、４番水谷令子議員、５番梅村智秀議員、６番石山憲司議員、７番藤田直美議員、８番方川一郎議員、９番高橋

利勝議員、１０番阿保静夫議員、１２番篠原義彦議員。
以上、終わります。
（投　　票）
○議長（篠原義彦）　投票漏れはございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（篠原義彦）　投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
これから開票を行ないます。
阿保静夫議員及び宮本やよい議員、開票の立会をお願いいたします。
（開　　票）
○議長（篠原義彦）　選挙の結果を報告いたします。
投票総数１１票、これは先ほどの出席議員の数に符合しております。
そのうち有効投票１１票、無効はありません。
有効投票中、高橋利勝議員８票、梅村智秀議員３票、選挙の結果は以上のとおりであります。
この選挙の法定得票数は３票であります。
したがって高橋利勝議員が、副議長に当選されました。
議場の閉鎖を解きます。
（議場開鎖）
○議長（篠原義彦）　ただいま副議長に当選されました高橋利勝議員が議場におられます。
会議規則第３３条第２項の規定によって、当選の告知をいたします。
高橋利勝議員、承知いただけますか。
○９番（高橋利勝）　私、ただいまの当選人の告知について、本席よりお受けしたいと思います。
○議長（篠原義彦）　高橋利勝議員、御登壇願います。
○１１番（高橋利勝）〔登壇〕　ただいま副議長に選出されました、高橋利勝でございます。
就任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。
今回の定例会の初日１２日には、ナイター議会がございました。
この議会に、町民の皆さん、多くの町民の皆さんが傍聴として参加いたしました。
思い起こすと、第１回のナイター議会も傍聴席は満席となり、モニターを設置して対応したことを思い出します。
このことを思いますと、改めて、私たち議員は、議員１人１人が町民の負託に応えることは大切であること。そのことによってこそ、議会の信頼を得るのではないかということを痛切に感じました。
このことをしっかりと受け止めて、副議長の任務を務めてまいりたいと思います。
皆様の御協力をお願いをいたしまして、一言簡単ですが、御挨拶とさせていただきま

す。
　ありがとうございました。

◎日程第２　議席の指定及び変更について

○議長（篠原義彦）　日程第２　議席の指定及び変更についてを行ないます。
　ただいまの副議長選任に伴う議席の指定及び変更は、会議規則第４条第１項の規定により、議長において１１番議席に高橋利勝議員とし、9番議席を欠番と指定いたします。
　暫時休憩をいたします。

午前　１０時１９分　　休憩

（高橋議員においては、休憩中に名札を持参の上、１１番議席に着かれるようにお願いいたします。
　続いて、休憩中すぐに議員協議会を招集いたします。
　場所については、議員控室といたしますので御参集願います。
　これをもって通知済みといたします。）

午前　１０時４５分　　再開

○議長（篠原義彦）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第３　常任委員の選任

○議長（篠原義彦）　日程第３　常任委員の選任を行ないます。
　欠員となりました広報広聴常任委員の選任については、委員会条例第７条第４項及び運営基準１１５運用例１の規定によって、次のとおり指名いたします。
　広報広聴常任委員には、水谷令子議員を指名したいと思います。
　御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。
　したがって、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

◎日程第４　とかち広域消防事務組合議会議員の選挙

○議長(篠原義彦)　日程第４　とかち広域消防事務組合議会議員の選挙を行ないます。
　お諮りします。
　選挙の方法は、地方自治法第１１８条第２項の規定によって、指名推選にしたいと思います。
　御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。
　したがって、選挙の方法は指名推選で行なうことに決定をいたしました。
　お諮りします。
　指名の方法は議長が指名することにしたいと思いますけども、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

１名欠員となりました、とかち広域消防事務組合議会議員に、高橋利勝副議長を指名したいと思います。

お諮りします。

ただいま指名した高橋利勝副議長をとかち広域消防事務組合議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました高橋利勝副議長が、とかち広域消防事務組合議会議員に当選いたしました。

会議規則第３３条第２項の規定によって、当選の告知をいたします。

高橋利勝議員、御承知いただけますか。

○１１番（高橋利勝）　はい、謹んでお受けいたします。

◎日程第５　議案第２４号ないし日程第９　議案第２８号

○議長（篠原義彦）　日程第５　議案第２４号令和６年度本別町介護保険事業特別会計予算について、ないし日程第９　議案第２８号令和６年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上５件について一括議題といたします。

これより各会計について、順次提案理由の説明を求めます。

議案第２４号令和６年度本別町介護保険事業特別会計予算について、長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸）　議案第２４号令和６年度本別町介護保険事業特別会計予算について、提案内容の説明を申し上げます。

予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ９億７,２２５万３,０００円と定めるもので、対前年比０．１％の減となったところであります。

令和６年度の介護保険事業特別会計は、第９期介護保険事業計画、銀河福祉タウン計画の初年度といたしまして、計画に基づき執行してまいります。

第１号被保険者数につきましては、前年度より１０９人少ない２,６１３人を見込み、高齢化率は４２．７％と推計しております。

それでは、事項別明細書により歳出から主な内容につきまして御説明申し上げます。

１３ページ、１４ページをお開きください。

３、歳出です。１５ページ、１６ページをお願いいたします。

中段の２款保険給付費、１項介護サービス諸費は、介護保険事業計画に基づくもので、１目介護サービス給付費は、居宅及び施設介護サービス給付費で、２目審査支払手数料、

３目高額介護サービス給付費、４目特定入所者介護サービス費を合わせまして前年度比８,１９４万５,０００円減の８億７,０５３万２,０００円を計上しております。

下段の３款地域支援事業費、１項１目介護予防・日常生活支援総合事業費、１７ページ、１８ページをお願いします。

１２節委託料１,２１５万８,０００円中、通所型介護予防事業１,２０９万９,０００円は元気いきいき教室、まる元運動教室、出張フィットネス事業を行なうものであります。

以上で歳出を終わりまして、７ページ、８ページにお戻りください

２、歳入でありますが、上段の１款１項介護保険料、１目第１号被保険者介護保険料、１節現年度分は、第１号被保険者数を２,６１３人とし、前年度比２８２万５,０００円減の１億７,８６４万４,０００円を見込んでおります。

３段目の３款国庫支出金、１項国庫負担金、１目介護給付費国庫負担金、１節現年度分は、前年度比１,２６８万８,０００円減の１億５,１４９万９,０００円を見込んでおります。

９ページ、１０ページをお開きください

１番下段の７款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金の総額は１億７,２１１万２,０００円で、前年度と比較し１,６２５万８,０００円の減になっております。

なお、２３ページの添付資料につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、令和６年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算の説明とさせていただきます。

よろしく、御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　次に、議案第２５号令和６年度本別町介護サービス事業特別会計予算について、前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治）　議案第２５号令和６年度本別町介護サービス事業特別会計予算について、提案内容の説明を申し上げます。

予算書の１ページをお開きください。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３億１,５１３万２,０００円と定めるもので、前年度と比較しまして３,２３５万３,０００円、率にして９．３％の減となったところであります。

それでは、事項別明細書により主なもの、増減の大きい部分につきまして、歳出から御説明させていただきます。

１０ページ、１１ページをお開きください。

３、歳出ですが、１款介護サービス事業費、１項１目施設介護サービス事業費２億９,３２４万６,０００円は、特別養護老人ホームの運営経費で、新たな介護サービス提供基盤の整備に向けた準備に伴い、前年度と比較しまして１,３６５万９,０００円、率にして４．５％の減となっております。

増減の主なものとしまして、上段の１節報酬２,４６２万３,０００円は、パートタイム会計年度任用職員２０人分で、対前年３３万５,０００円の増、２節給料１億５２万６,

０００円は、一般職員２７人、フルタイム会計年度任用職員１人の計２８人分で、対前年３１５万８,０００円の減、３節職員手当等７,３５３万９,０００円は、全職員４８人分で、対前年１,２１９万５,０００円の減、４節共済費３,１３１万６,０００円は、対前年８７万３,０００円の減で、いずれも人事異動、期末・勤勉手当及び退職手当組合負担金の制度改正などによるものであります。

中段の１０節需用費中、消耗品費、介護材料５１６万４,０００円は、対前年４６万１,０００円の増及び賄材料費１,６５８万６,０００円は、対前年２２万６,０００円の増で、いずれも物価高騰に対応した増となっております。

下段の１１節役務費中、手数料１２ページ、１３ページをお開きください。

上段から５行目、事業系ごみ処理３４０万６,０００円は、対前年１４２万６,０００円の増で、処理単価高騰によるものであります。

１４ページ、１５ページをお開きください。

中段の２項居宅介護サービス事業費、１目居宅介護支援事業費１,９３１万４,０００円は、居宅介護支援事業所の運営経費で、社会福祉協議会ケアプランセンターほんべつへの段階的移行に伴い、前年度と比較しまして１,８６９万４,０００円、率にして４９．２％の減となっております。

下段の１７節備品購入費、事務用備品、居宅介護支援システム６４万３,０００円は、機器の更新のため北海道市町村備荒資金組合事業を活用し令和２年度に購入したもので、５年目の償還分であります。

その１目下、２目介護予防支援事業費２５７万２,０００円は、介護予防支援事業所の運営経費で、前年度と比較しまして、増減なしとなっております。

以上で歳出を終わりまして、６ページ、７ページにお戻りください。

２、歳入ですが、１款サービス収入、１項１目介護給付費収入１億８,５３０万２,０００円は、前年度と比較しまして２,４７１万円、率にして１１．８％の減となっております。これは新たな介護サービス提供基盤の整備に向けた利用者の調整によるもの、及びケアプラン作成数を見込んだものであります。

その下、２目自己負担金収入４,１０２万８,０００円は、前年度と比較しまして２１５万８,０００円、率にして５．０％の減となっております。

８ページ、９ページをお開きください。

上段の４款繰入金、１項他会計繰入金、１目１節一般会計繰入金８,８１０万１,０００円は、前年度と比較しまして５６１万４,０００円、率にして６．０％の減となっております。これは先ほど説明いたしました歳出のうち、人事異動等による人件費の減が主な要因であります。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

なお、１８ページからの添付資料につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第２５号令和６年度本別町介護サービス事業特別会計の予算説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　次に、議案第２６号令和６年度本別町水道事業会計予算について、ないし議案第２７号令和６年度本別町下水道事業会計予算について。以上２件について、加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉）　議案第２６号令和６年度本別町水道事業会計予算について、提案内容の御説明を申し上げます。

既に御承知のとおり、これまでの簡易水道特別会計は水道事業会計へ統合となりますので、令和６年度予算に計上しております内容は、全て旧簡易水道特別会計分が含まれておりますことを申し添えさせていただきます。

それでは、予算書の１ページをお開きください。

第２条の業務の予定量は、給水戸数を２,９８２戸、年間総給水量を８４万９６５立方メートル、１日の平均給水量を２,２９８立方メートル、主要な建設改良事業につきましては、原水及び浄水設備建設改良事業３３９万９,０００円、配水及び給水設備建設改良事業９００万円、営業設備整備事業４,１４８万８,０００円を予定しているところであります。

第３条の収益的収入及び支出の予定額は、収入の第１款水道事業収益と支出の第１款水道事業費用は、それぞれ対前年１億３,４５２万９,０００円増の２億８,２８６万６,０００円と定めるものであります。

第４条の資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めるもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１億３,０４６万９,０００円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額３９３万９,０００円、引継金１８４万９,０００円、過年度分損益勘定留保資金４,２４６万９,０００円及び当年度分損益勘定留保資金８,２２１万２,０００円で補填するものであります。

収入の第１款資本的収入では、対前年２,３６６万円増の３,４６９万７,０００円、支出の第１款資本的支出は、対前年６,６９４万６,０００円増の１億６,５１６万６,０００円と定めるものであります。

続いて、第４条の２、特例的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めるもので、地方公営企業法施行令第４条第４項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ１９７万９,０００円及び５７１万３,０００円であります。

２ページをお開きください。

第７条の企業債でありますが、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めるもので、起債の目的、原水及び浄水施設整備建設改良事業の限度額を１８０万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

第８条の一時借入金については、限度額を１億円と定めるものであります。

第９条の予定支出の各項の経費の金額の流用については、次のとおり営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用をすることができるものと定めるものであります。

第１０条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、次のと

おり職員給与費で、対前年２,２５５万１,０００円増の４,８６１万８,０００円であります。

第１１条の他会計からの補助金等については、水道事業会計の運営経費に充てるため、一般会計からこの会計へ受け入れる補助金等の金額は、対前年より７,０３４万７,０００円増の９,２８２万３,０００円であります。

第１３条の棚卸資産の購入限度額は１,１５１万円と定めるものであります。

それでは次に、予算説明書により、主な事業内容について御説明申し上げます。

２１ページ、２２ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入ですが、１款水道事業収益、１項営業収益、１目給水収益は、対前年４,６４４万５,０００円増の１億６,４３４万７,０００円を見込んだところであります。主な理由として、旧水道事業分で対前年２９４万９,０００円の減、簡易水道事業分で４,９３９万４,０００円の増と前年度実績見込みを勘案したものです。

２項営業外収益の増は、簡易水道事業が水道事業へ統合したことにより増額となっております。

２目他会計負担金１,６５４万７,０００円の増は、一般会計繰入金の内容整理等により、科目を追加したことによるもので、高料金対策に要する経費１,３０４万１,０００円、旧簡易水道事業債利子償還分３５０万６,０００円となっており、３目他会計補助金５,３８０万円の増は、主なもので営農用水道料金負担分２,２５９万５,０００円、旧簡易水道事業減価償却費見合分２,１３８万４,０００円、旧簡易水道事業債利子償還分３８６万２,０００円、収支補てん分５８３万円の増となっております。

４目長期前受金戻入１,７１６万４,０００円の増は、簡易水道統合によるものとなっております。

２３ページ、２４ページをお開きください。

支出でありますが、１款水道事業費用、１項営業費用、簡易水道事業が水道事業へ統合したことにより、ほぼ全ての科目で増額となっております。

１目原水及び浄水費、対前年２,３５４万７,０００円の増は、主なもので光熱水費、電気料６１万円の増、通信運搬費、電話回線専用料、対前年より８４万６,０００円の増、２５ページ、２６ページをお開きください。

右側上から２段目、委託料、維持整備委託料で対前年３５９万１,０００円の増、手数料、水質検査で対前年２９７万８,０００円の増、続いて、６段目、７段目になりますが、動力費、電気料、対前年９２５万２,０００円の増、薬品費、処理薬品、対前年１９４万６,０００円の増は、いずれも簡易水道事業の統合が主な理由となっております。

２目配水及び給水費、対前年１,８０６万７,０００円増の主なもので、簡易水道事業統合により、人件費で１名増の７７２万円の増となっており、２７ページ、２８ページをお開きください。

右側上から８段目委託料、対前年２２０万４,０００円の増は、主に配水池清掃業務並びに配水管洗浄業務を行なうものです。

続いて、修繕費、対前年４５０万９,０００円増の主なもので、施設等で簡易水道分１

５０万円増、新たに仕切弁修繕を３００万円で７か所直す予定になっております。

３目総係費、対前年１,５０６万７,０００円増の主なもので、簡易水道事業統合により、人件費で２名増の１,４６９万３,０００円増となっております。

２９ページ、３０ページをお開きください。

右下から４段目賃借料、財務会計システムデータセンター８１万９,０００円について、当会計システムはクラウドタイプのため、システムベンダーが所有するデータセンターのサーバ機器等の使用料となります。

３１ページ、３２ページをお開きください。

４目減価償却費５,７５９万８,０００円の増額は、主に構築物、機械及び装置の簡易水道事業分の減価償却費の増となっております。

５目資産減耗費２５１万６,０００円の増額は、量水器更新工事で取り外される量水器が対前年に対し、簡易水道事業から水道事業へ統合したことにより増となっております。

３項特別損失、２目その他特別損失、対前年比２８９万円の増は、簡易水道特別会計の法移行に伴い、企業会計では前年度会計で計上する前年度分消費税や各種引当金を特別損失で計上することによるものです。

３５ページ、３６ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入でありますが、１款資本的収入、１項１目企業債、対前年５６０万円の減は、前年度の本別浄水場の機器更新工事が完了したことによるものです。

２項１目他会計出資金、対前年２,０２６万円の増は、企業債元金償還分３６３万７,０００円、旧簡易水道事業債元金償還分２,０２６万円となっております。

３項１目工事負担金、対前年９００万円の増は、道路改良に伴う配水管移設工事負担金となっております。

支出でありますが、１款資本的支出、１項建設改良費、１目原水及び浄水設備建設改良費、工事請負費１８４万８,０００円は、勇足浄水場の凝集剤の注入ポンプの機器更新工事を行ないます。

２目配水及び給水設備建設改良費、工事請負費９００万円は、道路改良に伴う配水管移設工事を行なうものです。

３目営業設備費４,１４８万８,０００円は、計量法により８年で更新する量水器更新工事と量水器の購入費です。

２項１目建設改良等企業債償還金１億９４７万７,０００円と、次のページ、３項１目その他企業債償還金１８０万２,０００円は企業債償還元金であり、年度末の未償還元金は１１億９５０万２,０００円となる見込みであります。

以上、令和６年度本別町水道事業会計予算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第２７号令和６年度本別町下水道事業会計予算について、提案内容の御説明を申し上げます。

それでは、予算書の１ページをお開きください。

第２条の業務の予定量は、排水戸数を２,５２２戸、年間総処理水量を４７万４,３５

６立方メートル、１日の平均処理水量を１,２９６立方メートル、主要な建設改良事業につきましては、管渠建設改良事業２００万円、処理場建設改良事業７,９４３万９,０００円、浄化槽建設改良事業２,９５１万円を予定しているところであります。

第３条の収益的収入及び支出の予定額は、収入の第１款下水道事業収益、支出の第１款下水道事業費用は、それぞれ４億１,９８１万８,０００円と定めるものであります。

第４条の資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めるもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１億１,２３８万９,０００円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額６０１万８,０００円、引継金５３５万８,０００円及び当年度分損益勘定留保資金１億１０１万３,０００円で補填するものであります。

収入の第１款資本的収入は２億１,１４５万８,０００円で、支出の第１款資本的支出は３億２,３８４万７,０００円と定めるものです。

２ページ、３ページをお開きください。

第４条の２、特例的収入及び支出の予定額は、地方公営企業法施行令第４条第４項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ８１万５,０００円及び１,０６５万８,０００円であります。

第６条の債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定めるもので､事項､令和６年度水洗便所等改造資金融資業務委託に係る利子相当分負担、期間、令和６年度から令和１１年度まで、限度額、貸付残高に対する利子相当額とし、続いての事項、令和６年度水洗便所等改造資金融資業務委託に係る債務の損失補償、期間、令和６年度から令和１１年度まで、限度額、貸付元金と遅延に係る延滞利子相当額とします。

第７条の企業債でありますが、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めるもので、起債の目的、処理場建設改良事業の限度額３,６７０万円、浄化槽建設改良事業２,２８０万円、資本費平準化債２,２１０万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

第８条の一時借入金については、限度額を１億円と定めるものであります。

第９条の予定支出の各項の経費の金額の流用については、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用をすることができるものと定めるものであります。

第１０条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与費で２,２９１万１,０００円となっております。

第１１条の他会計からの補助金等は、下水道事業の運営経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、１億７,５９６万７,０００円であります。

第１３条の棚卸資産の購入限度額は３９９万２,０００円と定めるものであります。

それでは次に、予算説明書により、主な事業内容について御説明申し上げます。

１８ページ、１９ページをお開きください。

収益的収入及び支出の主な収入ですが、１款下水道事業収益、１項営業収益、１目下水道使用料、対前年１５６万９,０００円減の６,７４５万円、２目浄化槽使用料、対前年１３万７,０００円増の１,５４０万円をそれぞれ使用料見込みとして、２項営業外収

益、１目他会計補助金１億７,５９６万７,０００円は公共下水道事業、個別排水事業それぞれの減価償却費見合分、企業債利子償還分が主な内容となっております。

２目長期前受金戻入１億５,５６４万１,０００円は、減価償却分見合いとして工事負担金戻入１,０８４万２,０００円、他会計補助金戻入５,１６７万７,０００円、国庫補助金戻入９,２４２万１,０００円、道補助金戻入７０万１,０００円となっております。

３項特別利益、１目その他特別利益２７０万円は、続いて次の２０ページ、２１ページをお開きください。

令和５年度公共下水道特別会計消費税還付金となっており、法移行に伴い特別利益で計上することによるものであります。

支出でありますが、１款下水道事業費用、１項営業費用、１目管渠費８８９万５,０００円、対前年見合い３７万９,０００円増は、主なもので修繕料、管渠・汚水ポンプで３４万円の増で、３年に１回実施しているポンプ修繕が、西部マンホールポンプ所２台になり、交換部品が多くなることにより増額となっております。

２目処理場費７,５３９万２,０００円、対前年見合い１８７万８,０００円の減は、主なもので、次の２２ページ、２３ページをお開きください。

右側上から１２段目動力費、電気料対前年２１５万２,０００円減の１,２２５万２,０００円で終末処理場の電気料となっております。

３目浄化槽費２,７９６万円、対前年見合い４４２万８,０００円増は主なもので、２４ページ、２５ページをお開きください。

右側上から４段目委託料１,５７３万６,０００円、対前年見合い４０８万１,０００円増は保守点検・清掃費で、浄化槽基数の増及び人件費、燃料費、清掃車両維持費の値上がりによるものです。

４目総係費１,４５９万円、対前年見合い２９９万９,０００円減は、主なもので委託料２００万８,０００円、対前年見合い６４９万５,０００円減は、公営企業会計移行に伴う委託業務が完了したためによるものです。

２６ページ、２７ページをお開きください。

５目減価償却費２億６,８６８万１,０００円は、新たに固定資産の構築物１億８,９０２万円、機械及び装置７,９６６万１,０００円を減価償却費としております。

中段２項営業外費用、１目支払利息及び企業債取扱諸費２,１９８万２,０００円は、企業債利息２,１７９万７,０００円、一時借入金利息１８万５,０００円となっております。

３項特別損失、２目その他特別損失１７９万６,０００円の増は、法移行に伴い、企業会計では前年度に計上する各種引当金を特別損失で計上することによるもので、前年度期末・勤勉手当引当金繰入額１５１万７,０００円、次のページ右上１段目、前年度法定福利費引当金繰入額２７万９,０００円となっております。

３０ページ、３１ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入でありますが、１款資本的収入、１項１目企業債８,１６０万円は、公共下水道整備事業債３,６７０万円、個別排水処理施設整備事業債２,２８０

万円、下水道事業資本費平準化債２,２１０万円となっております。

２項１目他会計出資金８,８５０万７,０００円は、企業債元金償還分７,９９６万９,０００円、個別排水処理事業に要する経費８５３万８,０００円となっております。

３項１目国庫補助金４,０４０万円は、社会資本整備総合交付金によるものです。

支出でありますが、１款資本的支出、１項建設改良費、１目管渠建設改良費、工事請負費２００万円は、汚水管渠改修工事によるものです。

２目処理場建設改良費７,９４３万９,０００円の主な内容は、委託料、処理場機器更新外調査設計４,０１０万円、工事請負費、処理場機器更新工事３,７００万円となっております。

３目浄化槽建設改良費２,９５１万円の主な内容は、工事請負費、浄化槽新設工事２,８４６万円となっております。

３２ページ、３３ページをお開きください。

２項１目建設改良等企業債償還金２億１,０９３万１,０００円と３項１目その他企業債償還金１８０万２,０００円は企業債償還元金であり、年度末の未償還元金は１９億１,５５８万５,０００円となる見込みであります。

以上、令和６年度本別町下水道事業会計予算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（篠原義彦）　次に、議案第２８号令和６年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、小川病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸）　議案第２８号令和６年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、提案内容の御説明を申し上げます。

予算書の１ページをお開きください。

条文を読み上げ説明させていただきますが、括弧書及び該当なしの条文の朗読は省略させていただきます。

総則。

第１条、令和６年度本別町国民健康保険病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第２条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第１号、病床数６０床。第２号、年間入院患者数１６,４２５人。第３号、年間外来患者数３４,９９２人。第４号、１日平均入院患者数４５人。第５号、１日平均外来患者数１４４人となっております。前年と比較いたしますと入院は１日当りで５人増、外来では１日当り１０人の増となっておりますが、これまでの実績等を勘案し、新規採用医師１名増を見込んだところでありまして、新年度の診療体制は、内科３名、外科１名の常勤医師４名体制で運営をしていく予定であります。

収益的収入及び支出。

第３条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めるもので、収入の第１款病院事業収益は１１億８,４４８万８,０００円、支出の第１款病院事業費用は１２億３,３

９５万５,０００円となっております。

資本的収入及び支出。

第４条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額３,１２９万５,０００円は、過年度分損益勘定留保資金１,７１５万４,０００円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額１,４１４万１,０００円で補填するものとするもので、収入の第１款資本的収入は２億１,５７７万２,０００円、次の２ページになりますが、支出の第１款、資本的支出は２億４,７０６万７,０００円となっております。

企業債。

第７条、起債の目的。限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定めるもので、起債の目的、病院施設設備等改修事業。限度額、２,４６０万円。起債の目的、医療機械器具整備事業、限度額５,２００万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりとなっております。

一時借入金。

第８条、一時借入金の限度額は３億円と定めるものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第１０条、次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないもので、次の３ページ、第１号、職員給与費８億３,５３７万６,０００円、第２号、交際費４０万円とするものであります。

他会計からの補助金。

第１１条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は次のとおりである。第１号、一時借入金支払利息３９万５,０００円、第２号、医師看護師等研究研修経費１８０万円、第３号、基礎年金拠出金公的負担経費１,８７７万９,０００円であります。

棚卸資産の購入限度額。

第１３条、棚卸資産の購入限度額は１億５,９４２万円と定めるものであります。

重要な資産の取得及び処分。

第１４条、重要な資産の取得及び処分は次のとおりとするもので、取得は、建物付帯設備、空調設備一式、医療機械器具、ＣＴ装置１台、超音波画像診断装置１台、全自動錠剤分包機１台となっており、処分は記載のとおりとなります。

次の４ページから２１ページまでは説明を省略させていただき、予算説明書により主な項目について説明させていただきます。

予算書の２２ページ、２３ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入でありますが、１款病院事業収益、１項医業収益、１目１節入院収益は４億１,５７３万５,０００円で、前年度比４,４６１万１,０００円、１２％増、２目１節外来収益は３億７７４万９,０００円で、前年度比１,６２８万１,０００円、５．６％増で見込んだところであります。

３目その他医業収益、３節一般会計負担金２億１,１６０万円、一番下から２段目の２項医業外収益、２目他会計補助金、１節一般会計補助金２,０９７万４,０００円及び３目負担金交付金、次の２４ページ、２５ページ、一番上の１節一般会計負担金１億４,６６７万６,０００円を合わせました３億７,９２５万円は、一般会計からの繰入金で、前年度より６０１万７,０００円、１．６％の減額となっております。

次に、２６ページ、２７ページをお開きください。

支出でありますが、１款病院事業費用、１項医業費用、１目給与費は８億３,５３７万６,０００円、前年度比３,８１８万９,０００円、４．８％増となっております。給与費の内訳は、正職員が７１名、会計年度任用職員が４７名で総数１１８名となっており、前年度に比べ１名の減となっております。

２目材料費、１節薬品費５,４５９万円、前年度比４５９万４,０００円、９．２％の増、その下２節診療材料費５,７７０万５,０００円、前年度比１３１万８,０００円、２．２％の減は、患者数増やこれまでの実績等を勘案したものです。

２８ページ、２９ページをお開きください。

３目経費でありますが、１１節修繕費５６４万５,０００円のうち自動ドア装置取替は、正面玄関外側片開ドアを修繕するものです。

次に、３０ページ、３１ページをお開きください。

委託料８,７６３万７,０００円のうち、下から９行目医療廃棄物収集処分４４８万５,０００円は、前年度比１４３万３,０００円の増でありますが、処分単価の増及び処分量の見込み増に伴う増となっております。

次に、３２ページ、３３ページをお開きください。

委託料中下から４行目、経営強化プラン実行支援１４６万１,０００円は、令和６年度からのプラン推進にかかる進捗確認や取組評価を踏まえた実行支援を行なうもの、その２つ下、接遇研修業務１０９万円は職員の接遇研修実施のためのもので、令和５年度に引き続きロールプレイを含めた研修の実施を予定しております。

以上で収益的収入及び支出の説明を終わらせていただき、次に、資本的収入及び支出でありますが、支出から説明させていただきます。

４２ページ、４３ページをお開きください。

１款資本的支出、１項建設改良費、１目病院施設改修工事費、１節委託料４７８万円及び２節工事請負費４,４３５万６,０００円は、院内の空調設備の更新を実施するもので、部門系統ごとに分割し、５年をめどに更新を行なう２年目となっております。３目固定資産購入費、１節器械及び備品購入費１億１,２３４万３,０００円は、ＣＴ装置１台ほか、記載の１１品目について購入するものです。

次に、３８、３９ページにお戻りください。

収入でありますが、１款資本的収入、１項１目１節企業債７,６６０万円と、２項出資金、１目他会計出資金、１節一般会計出資金のうち病院施設設備等改修事業２,４４０万円と医療機械器具整備事業５,１８０万円は、支出で計上した空調設備更新及び機器の整備に充当する病院事業債と過疎債を計上したもの、同じく１節一般会計出資金のうち企

業債償還元金５,２２３万９,０００円は、企業債償還元金の一部を一般会計から出資を受けるものであります。２項出資金と次の３項負担金、１目他会計負担金、１節一般会計負担金３０１万４,０００円を合わせました１億３,１１６万８,０００円が、資本的収支に係る一般会計からの繰入金で…。失礼いたしました。一般会計負担金３２３万９,０００円となります。

４項繰入金、１目他会計繰入金、１節国民健康保険特別会計繰入金６６０万円は、器械及び備品購入費に対する国民健康保険調整交付金を充当するものであります。

以上､令和６年度本別町国民健康保険病院事業会計予算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします

○議長（篠原義彦）　以上で、各会計予算の提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま一括議題となっております議案第２４号令和６年度本別町介護保険事業特別会計予算について、ないし議案第２８号令和６年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、及び昨日１３日議事とした議案第２１号令和６年度本別町一般会計予算について、ないし議案第２３号令和６年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について、以上８件について、議長を除く１０名の委員をもって構成する令和６年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、議案第２１号令和６年度本別町一般会計予算について、ないし議案第２８号令和６年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上８件については議長を除く１０名の委員をもって構成する令和６年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午前　１１時４３分　　休憩

休憩中に、委員会条例第８条第２項の規定によって、正副委員長の互選を行なってください。

委員会条例第９条第１項の規定によって議長において、令和６年度各会計予算審査特別委員会を招集します。

直ちに議員控え室に参集願います。

これをもって、通知済みといたします。

午前　１１時４９分　　再開

○議長（篠原義彦）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま設置されました令和６年度各会計予算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果について申し上げます。

委員長には水谷令子議員、副委員長には石山憲司議員と決定いたしました。

以上、報告といたします。

◎散会宣告

○議長（篠原義彦）　以上で本日の日程は全部終了いたしました。

念のため申し上げます。

明日３月１５日から２１日までの７日間は休会であります。

３月２２日午後１時３０分再開であります。

これをもって通知済みといたします。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午前１１時５０分）

令和６年本別町議会第１回定例会会議録（第５号）

令和６年３月２２日（金曜日）　午後１時３０分開議

○議事日程

日程第　１		（令和６年度各会計予算審査特別委員会委員長報告） 議案第２１号　令和６年度本別町一般会計予算について 議案第２２号　令和６年度本別町国民健康保険特別会計予算について 議案第２３号　令和６年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について 議案第２４号　令和６年度本別町介護保険事業特別会計予算について 議案第２５号　令和６年度本別町介護サービス事業特別会計予算について 議案第２６号　令和６年度本別町水道事業会計予算について 議案第２７号　令和６年度本別町下水道事業会計予算について 議案第２８号　令和６年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について
日程第　２	諮問第　１号	人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件
日程第　３	諮問第　２号	人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件
日程第　４	同意第　１号	固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件
日程第　５	同意第　２号	教育委員会教育長任命について同意を求める件
日程第　６	同意第　３号	本別町名誉町民の選定について同意を求める件
日程第　７	意見書案第１号	訪問介護報酬引き下げの撤回等を求める意見書
日程第　８	意見書案第２号	将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する意見書
日程第　９	請願第　１号	町議会議員による飲酒運転事故ならびに身代わりによる事故届け出がなされた疑いについて事実究明を行い町および町議会の名誉を守ることを求める請願書
日程第１０		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 （総務常任委員会・産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会）
日程第１１		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び継続審査

の件
（閉会中の継続調査等申出書）

○会議に付した事件

日程第　１		（令和６年度各会計予算審査特別委員会委員長報告） 議案第２１号　令和６年度本別町一般会計予算について 議案第２２号　令和６年度本別町国民健康保険特別会計予算について 議案第２３号　令和６年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について 議案第２４号　令和６年度本別町介護保険事業特別会計予算について 議案第２５号　令和６年度本別町介護サービス事業特別会計予算について 議案第２６号　令和６年度本別町水道事業会計予算について 議案第２７号　令和６年度本別町下水道事業会計予算について 議案第２８号　令和６年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について
日程第　２	諮問第　１号	人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件
日程第　３	諮問第　２号	人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件
日程第　４	同意第　１号	固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件
日程第　５	同意第　２号	教育委員会教育長任命について同意を求める件
日程第　６	同意第　３号	本別町名誉町民の選定について同意を求める件
日程第　７	意見書案第１号	訪問介護報酬引き下げの撤回等を求める意見書
日程第　８	意見書案第２号	将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する意見書
日程第　９	請願第　１号	町議会議員による飲酒運転事故ならびに身代わりによる事故届け出がなされた疑いについて事実究明を行い町および町議会の名誉を守ることを求める請願書
日程第１０		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 （総務常任委員会・産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会）
日程第１１		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び継続審査の件

（閉会中の継続調査等申出書）

○出席議員（１１名）

議　長	１２番	篠　原　義　彦	副議長　１１番　高　橋　利　勝
	１番	宮　本　やよい	２番　加　藤　徹　己
	３番	丑　若　浩　行	４番　水　谷　令　子
	５番	梅　村　智　秀	６番　石　山　憲　司
	７番	藤　田　直　美	８番　方　川　一　郎
	１０番	阿　保　静　夫	

○欠席議員（０名）

○説明のため出席した者の職氏名

町長	佐々木　基　裕	副町長	村　本　信　幸
会計管理者	藤　野　和　幸	総務課長	三　品　正　哉
農林課長	篠　原　順　彦	保健福祉課長	長　屋　和　幸
住民課長	宮　口　淳　哉	健康・こども課長	髙　橋　紀　尊
建設水道課長	加　藤　　勉	企画財政課長	松　本　秀　規
未来創造課長	野　崎　昌　也	老人ホーム所長	前　佛　清　治
国保病院事務長	小　川　芳　幸	総務課主幹	上　原　章　司
建設水道課主幹	小　出　勝　栄	総務課主査	石　川　雅　康
教育長	高　橋　哲　也	教育次長	武　田　敏　英
社会教育課長	千　代　孝　徳	農委事務局長	舛　舘　　憲
代表監査委員	井　出　英　彦	選管事務局長	三　品　正　哉

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	中　川　雅　之	総務担当主査	越　後　　忠
総務担当主事	今　井　綾　香		

開議宣告（午後　１時３０分）

◎開議宣告

○議長（篠原義彦）　これから、本日の会議を開きます。

◎日程第１　議案第２１号ないし議案第２８号

○議長（篠原義彦）　日程第１　議案第２１号令和６年度本別町一般会計予算について、ないし議案第２８号令和６年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、以上８件を一括議題といたします。

以上８件について、委員長の報告を求めます。

令和６年度各会計予算審査特別委員会、水谷令子委員長、御登壇ください。

○予算審査特別委員会委員長（水谷令子）〔登壇〕　報告いたします。

委員会審査結果報告。

本委員会は、令和６年３月１４日の第１回定例会において付託を受けた下記事件について、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第７７条の規定により報告いたします。

記。

１、事件。

①議案第２１号令和６年度本別町一般会計予算について。

②議案第２２号令和６年度本別町国民健康保険特別会計予算について。

③議案第２３号令和６年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について。

④議案第２４号令和６年度本別町介護保険事業特別会計予算について。

⑤議案第２５号令和６年度本別町介護サービス事業特別会計予算について。

⑥議案第２６号令和６年度本別町水道事業会計予算について。

⑦議案第２７号令和６年度本別町下水道事業会計予算について。

⑧議案第２８号令和６年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について。

２、委員会開催日。

令和６年３月１８日、１９日、２１日。

３、審査の結果。

①議案第２１号令和６年度本別町一般会計予算について、原案可決。

②議案第２２号令和６年度本別町国民健康保険特別会計予算について、原案可決。

③議案第２３号令和６年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について、原案可決。

④議案第２４号令和６年度本別町介護保険事業特別会計予算について、原案可決。

⑤議案第２５号令和６年度本別町介護サービス事業特別会計予算について、原案可決。

⑥議案第２６号令和６年度本別町水道事業会計予算について、原案可決。

⑦議案第２７号令和６年度本別町下水道事業会計予算について、原案可決。

⑧議案第２８号令和６年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、原案可決であります。

以上、報告いたします。

○議長（篠原義彦）　お諮りします。

本案８件の委員長報告に対する質疑は、議会運営基準１０３により省略したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、委員長報告に対する質疑は省略することに決定をいたしました。

これから、議案第２１号令和６年度本別町一般会計予算についての討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

宮本議員、御登壇ください。

○１番（宮本やよい）〔登壇〕　議案第２１号令和６年度本別町一般会計予算について、反対の立場で討論させていただきます。

新型コロナワクチンによって亡くなった方、健康被害を受けた方が日本で大勢いらっしゃいます。現に、国の健康被害給付金予算は、令和５年度当初３億６,０００万円だったのに対し、補正予算で約３９４億１,０００万円と１１０倍になりました。

厚生労働大臣も、３月１９日の定例記者会見で、新型コロナワクチン接種後の健康被害でお亡くなりになられた方々にお悔やみ申し上げ、健康被害を受けた方々にはお見舞いを申し上げたいと思います、と述べています。つまりこれは、ワクチンによる被害と認めたことになります。

残念ながら本町にも２人の申請者がいらっしゃいます。

また、これから申請予定、もしくは申請を検討している方もいらっしゃいます。

しかし、申請にはかなりの時間と費用がかかるため、なかなか踏み出せないという実情があるため、サポート体制を整え、金銭的支援が必要不可欠だと思います。

また、この被害者に対する救済支援については、町民や町内の医療関係者からも要望があったにもかかわらず、そのような少数の声、町民の声を聞き流し、予算に反映しないという姿勢は、町民の命、健康を守るという理念とは矛盾しているのではないでしょうか。国の事業とはいえ、町が行なったワクチンによって起きた健康被害です。目をそらさず、真摯に向き合い、しっかりフォローし、救済できる体制を作ることが、町としてできる誠意ある対応ではないでしょうか。

国保病院においては、毎年当たり前の赤字経営。一向に改善の兆しが見えない中、ずるずると賛成することが病院、町の経営に危機をもたらすと考えます。赤字経営の病院に町民の税金が使われ、結果的に税金が増える。病院機能不全という声も聞こえる中、信頼関係以前に不信感を抱く声が多数。認識の違いが大きすぎると思います。このような現実を踏まえると、国保病院への多額の繰出しを行なう本予算案には賛成できません。

また、道の駅レストランにおいても、契約書に明記がないにもかかわらず、暖房費が含まれて５万７００円という低い家賃設定に加え、電気代は基本料の個人負担がなく、メーター使用料のみの支払いとなっています。

物価高騰で苦しい生活を強いられている町民がいる中で、あまりにも優遇されている

と言わざるを得ません。これは以前から一部の町民の間で問題だとささやかれており、さらに個人の営利目的で営業しているレストランに、町の全額負担でエアコンを設置することは、納得できるものではありません。

以上、本予算案に反対いたします。

○議長（篠原義彦）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

高橋議員、御登壇ください。

○１１番（高橋利勝）〔登壇〕　議案第２１号令和６年度本別町一般会計予算について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

予算案は、町政執行方針にあるように、自らの地域の課題は自らで解決するという理念の下､全力でこの課題を取り組んでいくという考えで､地域おこし協力隊の任用拡充、新規就農等支援事業、買い物難民対策事業、防災情報の速やかな伝達と備蓄品の充実、高齢者等の生活交通支援の実施、消防庁舎移転新築事業、本別高校の教育を考える会に対する本別高校生への支援、町民の要望の強かった公共施設への空調設備・エアコンの整備、持続可能な地域医療体制を確保するための本別町国民健康保険病院経営強化プランの実施など、町民の期待の強い取組が提案されております。

よって、賛成をいたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　次に、原案に反対者の発言を許します。

丑若議員、御登壇ください。

○３番（丑若浩行）〔登壇〕　議案第２１号令和６年度本別町一般会計予算に反対する立場で討論を行ないます。

新しく計上された、今までと印象の違う期待の持てる予算も見受けられます。

しかしながら、本別町の基幹産業の農業が弱体している今、もっと力強い農業予算が必要と考えます。町民の声が直接届いていないと感じられる予算提案も散見されるところであります。

また、契約に基づかないと思われる予算計上がなされておりますことも、町民の理解を得るとは思えず、今一度精査した上でのさらなる議論も必要かと考えます。

よって、現時点では反対いたします。

○議長（篠原義彦）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

加藤議員、御登壇ください。

○２番（加藤徹己）〔登壇〕　議案第２１号令和６年度本別町一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

さきの予算審査特別委員会で質疑を行ない､丁寧な説明を受けたところでありますが、まちづくり､地域産業の活性化､地域課題解決の取組など､そういうものが盛り込まれ、各分野においてバランスの取れた内容となっていることを確認したところであります。

予算総額が、対前年比４．３％増の７３億４,０４３万円となり、近年においては積極的かつ攻めの予算であると考えます。

予算編成に取り組んでいただいた職員各位に、敬意と感謝を申し上げます。

第７次総合計画の基本理念、基本方針を確実に推進するとともに、第６次行政改革大綱に基づき、あらゆる手法による抜本的改革に取り組み、持続可能な行財政運営確立の推進が期待されます。

基幹産業の農業分野では非常に厳しい状況でありますが、畑作振興には、被害が深刻な農作物、獣害防止対策事業、鳥獣被害防止総合対策事業に加え、需要が見込まれるバレイショ、本町がブランド化したキレイマメとなる中生光黒大豆の種子生産者等への支援、それから畜産業に係る乳牛導入支援、林業支援の民有林造林促進事業の独自上乗せ支援、私有林等整備事業の継続なども計上されております。

近年の猛暑への対策では、エアコンが昨年完了した各小学校に続いて、各中学校及び公共施設への設置が予定されています。

本別高校の教育を考える会への補助金の海外研修支援では、生徒の皆さんに貴重な体験をしていただく、姉妹都市ミッチェルへの海外派遣事業も昨年に続き、実施が予定されています。

観光拠点の充実では、本別公園魅力アップ事業により、公園を訪れる多くの皆様にサービス向上が図られます。

また、妊産婦や子育て支援に加え、関係する計画を包括する本別こども計画の策定も予定されています。少子化対策に取り組む内容が盛り込まれていると思います。

財政的に大変厳しい状況ではありますが、自主財源確保に最大限努力し、費用対効果を十分に発揮し、佐々木町長を先頭に役場が一丸となって、笑顔で町民サービス向上に努め、町民の命と財産を守り、健康で安全安心の暮らしができるようにしっかり取り組んでいただくことを期待いたしまして、賛成討論といたします。

議員各位の賛同を得ますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原義彦）　次に、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○５番（梅村智秀）〔登壇〕　それでは議案第２１号令和６年度本別町一般会計予算について、反対の立場で討論を行ないます。

本予算提案に際し、慎重審議を行ない、主に課題や懸念を有している事項といたしまして、１点目、政治的中立性の担保に懸念があります。

共産党ないし、共産党系団体が主催する、つまりは特定政党が深く関与をする国民平和大行進に対し、非核や平和とは関連しないもの、政権批判などが盛り込まれたスローガンを掲げていた事業にも関わらず、交際費支出に際し、行政の政治的中立性を担保するための明確な基準、ガイドライン等が存在せず、新年度令和６年度においても繰り返し支出がなされる懸念があります。

２点目、特別職給、各種手当、共済費含み、町長には１,７３２万８,０００円の支出が予定されております。

御自身らによる自己評価は適正な評価額であるとのようであるが、少なくない町民の町長に対する実績の評価とは乖離があります。厳しい町財政の中、聖域なき行政改革とし、トップ自らが身を切る覚悟を持って町政に臨む姿勢が見受けられないというところ

は残念なところであります。

３点目、職員が働きやすく、適正な評価を受け、処遇に反映すべく、人事評価制度の構築また防災備蓄の充実等について、確立までにはまだ時間を要し、そのスピード感には疑問があるところであります。

４点目、新年度からの新しい地域公共交通計画に期待を有していたところ、担い手不足対策としての事業者への配慮が主なもので、利用される町民や高齢者、これらの利便性や負担軽減の計画とは認めることができません。総合計画にうたわれている利便性の高い地域公共交通計画の確保からは、かけ離れたものであります。

そもそも、これまでの町内の公共交通、循環バスや患者輸送バスなどについても、利用者が少ない、これは利便性が悪くて使えないという事実を捉え、利用者である町民、高齢者の方々へのこれから利便性や経済的負担を軽減し利用しやすく、免許や車を手放してもこのまま住み続けられるものへ移行する取組を強く求めるものであります。

５点目、もう１つの町の重要課題、町国保病院への多額の繰出し、令和５年実績見込みでは、一般会計からの繰出しとして約４億６,０００万円、うち一般財源からは約２億円の見込みであります。公的病院の運営経営は非常に厳しく、一定の繰入れというものについては法的にも認められているところであり、多くの公的病院はそれら繰入れに頼る傾向から、一定の赤字補填を一般財源から行なうことについては容認せざるを得ません。しかし、それはその負担に見合った高い患者に寄り添った医療サービスが受けられることが大前提であることは論を待ちません。それらが見受けられないからこそ、未だに接遇が改善しない、接遇が課題だとの声が後を絶たず、毎年同じことが繰り返されていることについて大きな疑問があります。

院内の人的信頼関係も破綻しているのではないかと思わざるを得ないことが、町民や医療従事者の証言等からもうかがえます。

新年度は医師４名体制での運営となり、一定程度収支改善に期待が持てるところではありますが、これまで医師４名から５名体制で病院の運営経営がなされていても、当初予算のとおり、または病院改革プランのとおりとなったことは、ただの一度も１年もない。よって、新たな新強化プランの実現性についても大きな疑問があるところであります。

一方で、新年度予算提案においては、新規事業も複数見受けられ、さらなる伸長を期待するものであります。

しかるに、佐々木町長の政治姿勢、本別町役場の体質に極めて大きな疑問を抱く提案がなされております。道の駅において、飲酒運転及び身代わりによる事故報告が大きく報道されている渦中、新年度も道の駅レストランとの賃貸借契約が、異議なく更新される見込み。一個人事業主であるレストラン経営者に対し、賃貸借契約には明確なる記載がないにもかかわらず、平成２３年度からの申合わせなどと不透明な過去の経緯を持って暖房費を徴取せず、公費で負担。同じく賃貸借契約書に何ら明記されておらず、町には個人事業を営むレストラン店舗に対し、エアコンを設置する義務など存在しないにもかかわらず、１４０万円の公金をもって設置を提案。

３月７日に町議会議員の飲酒運転事故ならびに身代わりによる事故届け出がなされた疑いについて事実究明を行い町および町議会の名誉を守ることを求める請願書が議会に提出され、町長御自身も本件事故について２月下旬に知り得た。

また、議長交際費が支出された議会関係の酒席がきっかけで、併せて公共施設用地内の事故による嫌疑であるにも関わらず、具体的な調査、対応などを個人の問題、町に物損等の被害がないなどとして行なっていないこと、これら積極的・能動的な事実究明を行なわないことはある種の隠蔽、事なかれ主義の表れと捉えられかねず、町民より、町長の政治姿勢や本別町役場の体質に極めて大きな疑念を抱かれることとなっており、現に本件事故につき、私のもとには辞職した議員本人や議会のみならず、町長の責任をも求める声が複数件寄せられているところであります。

これら具体的には何も難しいことがなく、賃借人であるレストラン経営者とテナントの契約更新に際して、報道されていることは事実であるかと問いただせば良いだけであります。事実と異なるとの回答であれば、その内容によって粛々と契約更新を行なうことに異議はない。しかし、報道のとおり、または無回答・無対応などの不誠実な対応であれば、当然のことながら、善良な管理者の注意義務違反に反していると判断し、契約更新は行なわない。こうした明確な姿勢が求められているのであり、それが町民の信頼回復につながるのではないでしょうか。

道の駅構内における飲酒運転、身代わり事故届の疑いについて、事実が明らかになっていないのではなく、事実を明らかにする姿勢がないだけであります。

町長は前髙橋町政下で長らく禄をはみ、よもやそうした決して少なくない町民の感覚が感じ取れないようになっているやもしれませんが、本別町役場、本別町行政の在り方が、本来の行政のあるべき姿からかけ離れてしまっているという事実、こうした声にも目を向け、耳を傾け、ここに改めて御自身の政治姿勢をも見直す機会とされたい。

以上、反対討論といたします。

○議長（篠原義彦）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

阿保議員、御登壇ください。

○１０番（阿保静夫）〔登壇〕　議案第２１号令和６年度本別町一般会計予算について、賛成の立場で討論をいたしたいと思います。

人口減の中で住民の暮らしを守る、そして平和を守るという立場で、本予算は全体として一定の対応がなされている予算だと私は判断をしているところです。

とりわけ、本別空襲を受けた本町として、平和の問題について非常に敏感に対応してきているというのは、これまでの本町の歴史を振り返ってみても、私もそう感じているところです。

核兵器廃絶の運動は十勝でも大きく広がっており、広島・長崎で行なわれる平和大行進の実行委員会が十勝で作られ、それに対する支援が各町村からも寄せられているところです。

これまでは本町の若者も含めて、十勝からこの平和大会のほうに活動を通じて、原水禁大会に参加してもらったという経過があります。

繰り返しになりますが、空襲を受けた本町が、この平和の問題に非常に敏感で機敏に対応してきている。また、そういう町民性もほかの町の方からも称賛されている現状であります。

そういうことを含めて、町民の暮らしを守る、それから安全を守る、そういった意味を含まれた一般会計予算だと私は感じているところです。

以上のことから議案第２１号本別町一般会計予算についての賛成討論といたしたいと思います。

○議長（篠原義彦）　次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　これで討論を終わります。

これから、議案第２１号令和６年度本別町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦）　起立者７人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第２１号令和６年度本別町一般会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第２２号令和６年度本別町国民健康保険特別会計予算についての討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第２２号令和６年度本別町国民健康保険特別会計予算について採決をします。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦）　起立者１０人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第２２号令和６年度本別町国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり全会一致で可決されました。

これから、議案第２３号令和６年度本別町後期高齢者医療特別会計予算についての討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

阿保議員、御登壇ください。

○１０番（阿保静夫）〔登壇〕　議案第２３号本別町後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論をします。

本町の後期高齢者医療保険料は、道平均保険料より約５,０００円低い７万１,４０２円とのことです。

今、町民生活を取り巻く状況は、御承知のとおり物価高騰のもと、年金は目減りし、一昨年より後期高齢者医療費の窓口負担も倍増していることもあり、受診抑制なども懸念されるところです。

そもそも後期高齢者医療費に占める国庫負担の比率は、制度発足時から減っていることが医療費負担増の要因となっています。

国会の議論でも、後期高齢者医療への国庫負担増を求める議論もなされているところですが、町村自治体としても同様に国に要望を強めていくべきと考えます。

以上、本町の後期高齢者の皆さんの負担軽減に向けたさらなる努力を求め、本予算への反対討論とします。

議員諸氏の御賛同のほど、よろしくお願いします。

○議長（篠原義彦）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○５番（梅村智秀）〔登壇〕　それでは議案第２３号令和６年度本別町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論を行ないます。

これまで開催されてきた令和６年度各会計予算審査特別委員会同議案においては、全会一致で賛成がなされたと感じているところでございます。

これまでの期間に委員のどういった思惑があって、委員会では賛成、本会議では反対という経緯になったのか理解が及ばないところではあります。

また、この後期高齢者、こちらの本制度においては、高齢者の方々の医療というものについて国民皆で支え合うという公的医療保険制度であります。高齢者が窓口で支払う自己負担分、これを除いた費用について約５割を公費、約４割を子育て世代を含む若者らが負担するというもので、残りを高齢者の保険料で賄うという仕組みになっております。高齢者の窓口負担分においても、年齢や所得、生活環境等に応じて軽減や減免が認められており、負担割合が異なるなど極めて合理的な制度であります。提案説明にもあったとおり、運営の主体は全道市町村で構成される広域連合であり、本町においては徴収や申請、窓口での取次ぎ業務を担っているにすぎず、提案内容及び見込まれる事務実務運営においても何ら問題とされる点は見受けられないものであり、本提案には賛成をいたすものであります。

○議長（篠原義彦）　次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　これで、討論を終わります。

これから議案第２３号令和６年度本別町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦）　起立者９人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第２３号令和６年度本別町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第２４号令和６年度本別町介護保険事業特別会計予算についての討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第２４号令和６年度本別町介護保険事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦）　起立者１０人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第２４号令和６年度本別町介護保険事業特別会計予算については、委員長報告のとおり全会一致で可決されました。

これから、議案第２５号令和６年度本別町介護サービス事業特別会計予算についての討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第２５号令和６年度本別町介護サービス事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦）　起立者１０人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第２５号令和６年度本別町介護サービス事業特別会計予算については、委員長報告のとおり全会一致で可決されました。

これから、議案第２６号令和６年度本別町水道事業会計予算についての討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第２６号令和６年度本別町水道事業会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦）　起立者１０人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第２６号令和６年度本別町水道事業会計予算については、委員長報告のとおり全会一致で可決されました。

これから、議案第２７号令和６年度本別町下水道事業会計予算についての討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第２７号令和６年度本別町下水道事業会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦）　起立者１０人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第２７号令和６年度本別町下水道事業会計予算については、委員長報告のとおり全会一致で可決されました。

これから、議案第２８号令和６年度本別町国民健康保険病院事業会計予算についての討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

宮本議員、御登壇ください。

○１番（宮本やよい）〔登壇〕　議案第２８号令和６年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、反対の立場で討論させていただきます。

一般会計予算の討論でも述べましたが、毎年一般会計から多額の繰入れを行なっての経営が当たり前となっており、町自体を破綻へと導く要素の一因だと考えます。

赤字経営という事実があっても、町民が安心でき、満足できる病院であればまだ救いはあると思いますが、実際に聞こえてくる声は不満が多くを占めています。

数日前の出来事ですが、危篤との連絡で駆けつけた家族に対し、面会は１０分です、聞いてないですかという心無い言葉。危篤とは、今にも死にそうな状態です。大切な人の最期をそばで見守ることも許されないのでしょうか。１日１回１０分までというルール、いつまで続けるのでしょうか。

また、町立病院の医師を信頼し長年通院しているにも関わらず、通院困難となった場合、訪問診療はできるが往診はしてもらえない。何かあったときには救急車を呼ぶよう指示されるため、事実上、自宅での看取りは不可能。このような状況により、町民の方からは寄付しないと駄目なのか、偉くないと最期まで見てもらえないのかという声が上がっています。

町民が満足、安心できる病院とはほど遠く、公平な医療を提供しているとは言えません。これまでの経営、接遇状況を振り返ってみても、これらが改善するとは到底考えられません。

よって、本予算案には反対します。

○議長（篠原義彦）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

高橋議員、御登壇ください。

○１１番（高橋利勝）〔登壇〕　議案第２８号令和６年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

予算案は、持続可能な病院経営を目指し、本別町国民健康保険病院経営強化プランを策定し、新年度からスタートするための実行支援、常勤医師確保による４名体制、非常勤医師も活用しながらの診療提供の充実、さらに接遇向上のため接遇研修の実施、今までより性能の良いＣＴ装置の購入など、町民の皆さんの命と健康を守るための前向きの予算となっていると受け止めています。

よって、賛成をいたします。

議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　次に、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○５番（梅村智秀）〔登壇〕　議案第２８号令和６年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、反対の立場で討論を行ないます。

これまでにおいても、運営主体について抜本的改革がなされることがなく、漫然と病院運営、経営がなされ、結果として毎年赤字補填のための税金支出が繰り返されております。

令和６年度の予算提案においても約３億８，０００万円が一般会計からの繰出し、うち約１億７，０００万円が一般財源負担の見通しであります。

その支出で受けられる医療サービスについて、諸物価高等で生活や経営が厳しい中での町民の負担に見合ったものとは言えず、安心と信頼ができる医療サービスが提供されていない、患者に寄り添った接遇、これに大きな課題があるとの町民の声は依然と多く、改善の兆しが見えません。

また、心ある職員、医療従事者からの提言等も受け入れられている様子が伺えません。改善等の意見具申を行なえば、邪魔者扱い。言っても無駄、変わらない、変われないとの声も寄せられており、院内の人的信頼関係も破綻しているのではないかと感じるところであります。

コンサルへの委託により、新たに策定がなされました経営強化プランの実現性についても、これまでただの一度も、１年においても、当初提案の予算のとおり作成されたプランのとおり病院運営、経営がなされたことはないということが明らかになり、新たなプランの実現性についても、直ちに信用がすることができません。

これまでの実績からも推して知るべしで、病院の根本的、抜本的な体制が変わらない中、新たな強化プランをもってしても予算提案どおりに運営経営が遂行されるとは思えません。

新年度は医師４名体制での病院運営、経営がなされるわけでありますが、具体的に好転する医療サービスの質の向上、充実がなされる機運があるとまでは認めることができず、役場と同じで町国保病院の土壌、体制体質にも大きな課題がある感は拭えません。

これらを勘案し、このまま予算提案を認めたとしても極めて大きな課題を有したまま、目に見える改善等がないままの病院運営、経営がなされることは必須であり、これら提案には反対をいたすものであります。以上。

○議長（篠原義彦）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

加藤議員、御登壇ください。

○２番（加藤徹己）〔登壇〕　議案第２８号令和６年度本別町国民健康保険病院事業会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

日頃より、地域に根ざした医療提供体制を確保し、地域住民の命と健康を守るため、献身的に努力されている医療スタッフと職員の皆様に敬意と感謝を申し上げます。

本別町国民健康保険病院は、直営形態による不採算部門、不採算医療等を担っている病院ですが、これは政策医療として糖尿病医療、精神疾患医療、そして小児医療と、町内の１次、２次、救急の救急医療、これらを担っているということであり、救急医療には医療スタッフが多く必要になり、休日夜間外来かつ２４時間３６５日体制からの待機、

それから空きベッドの確保など不採算部門を担っているため、一般会計からの繰入れが不可欠であり、公立病院が果たすべき役割、機能など、町内で唯一入院病棟を持っている我が町にはなくてはならない病院であります。

一般会計からの繰入れについては、一般財源で全て賄われているというわけではございません。地方公営企業法１７条の２などで、負担金や補助金、ルールに基づいた一般会計からの繰入分というのがあります。

令和６年度からの本別町国民健康保険病院経営強化プランを確実に推進し、医療スタッフのさらなる医療スキルアップと接遇向上に取り組み、運営努力と経営改善に努め、一般会計からの繰入れを極力抑え、町民に信頼され、愛される町の病院となることを期待し、本事業会計予算に賛成をするものであります。

議員各位の賛同を得ますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原義彦）　次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　これで、討論を終わります。

これから議案第２８号令和６年度本別町国民健康保険病院事業会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦）　起立者７人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第２８号令和６年度本別町国民健康保険病院事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第２　諮問第１号及び日程第３　諮問第２号

○議長（篠原義彦）　日程第２　諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件及び日程第３　諮問第２号人権擁護推進委員候補者の推薦について意見を求める件、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕　諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件及び諮問第２号人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件につきまして、一括提案理由の説明を申し上げます。

令和６年６月３０日をもちまして任期満了になります人権擁護委員につきまして、

諮問第１号中川郡本別町○○○○○○○にお住まいの荒文枝さん、諮問第２号中川郡本別町○○○○○○○○にお住まいの今野勝彦さん、以上２名いずれの方も人格、識見とも適任と判断し、人権擁護委員の候補者として推薦致したく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるため提案するものであります。

よろしくお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（篠原義彦）　ここで、暫時休憩をいたします。

午後　　２時３１分　　休憩

（議員の皆様は、直ちに議員控室に御参集ください。）

午後　　２時４５分　　再開

○議長（篠原義彦）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

本件はお手元に配布いたしました意見のとおり、答申したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、諮問第１号及び諮問第２号人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件は、お手元に配布しました意見のとおり適任と答申することに決定をいたしました。

◎日程第４　同意第１号

○議長（篠原義彦）　日程第４　同意第１号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕　同意第１号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和６年４月３０日をもって任期満了となります、本別町固定資産評価審査委員会委員につきまして、中川郡本別町○○○○○○○○○○にお住まいの竹田稔さんを人格、識見とも適任と判断し、再任致したく、地方税法第４２３条第３項の規定に基づき、議会の同意を求めるため提案した次第でございます。

同意いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第１号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件を採決いたします。

この採決は起立によって行ないます。

本件は、これに同意することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦）　起立者１０人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第１号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件は、全会一致で同意することに決定されました。

◎日程第５　同意第２号

○議長（篠原義彦）　日程第５　同意第２号教育委員会教育長任命について同意を求める件を議題といたします。

暫時休憩をいたします。

午後　　２時４８分　　休憩

（高橋教育長退席）

午後　　２時４８分　　再開

○議長（篠原義彦）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕　同意第２号教育委員会教育長任命について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和６年５月１１日をもって任期満了となります教育委員会教育長の任命について、中川郡本別町○○○○○○○○○にお住まいの高橋哲也さんを人格、識見とも適任と判断し、再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定によって、議会の同意を求めるため提案した次第でございます。

御同意いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○５番（梅村智秀）　ただいま御提案がありましたが、本別町の教育行政のトップといたしまして、これまでの１期、具体的に何を成し得たというようなもの、いわゆる具体的な実績の評価というものがおありの上で適任と御提案いただいているものと察するところでございます。これらについて、具体的事項をお伺いいたします。

また、本提案に際しまして、民間など他の方の登用等というものについては十分な検討等がなされたのかお伺いをいたします。道内他の地方公共団体であれば、木古内町などが民間の経営者等を登用したというような実例もございますので、これら実態についてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）　お答えをしたいと思います。

具体的な施策の判断というところだと思いますが、現高橋教育長におかれましては、令和３年１０月１５日に就任以来、本別の子どもは本別で育てるを念頭に置きまして、

各教育委員とともに、教育行政の先頭に立って家庭、学校、地域、それらが連携しながら、質の高い教育を推進していただいたものと私は思ってございます。

義務教育におきましては、幼児教育から学びの延長にある高校教育まで連続的につなぐ確かな学びの習得に全力をあげていただいておりますし、この間３５人学級の実現、英語教員の派遣による英語力の向上、いじめの未然防止、さらには本別高校の教育を考える会を通しまして、とかち創生学を全面的に支援し、本別高校への入学促進を積極的に進められております。

また、社会教育部門におきましても、本別学びの日の理念普及に努められまして、文化振興はもちろんのこと、スポーツでまちを元気にを合言葉に、各種スポーツイベントの開催等々を行なっていただいておりますし、また、町民の皆さんに運動、スポーツの定着化に向けた施策も展開をしていただいているところでございます。

子どもたちが、激動のこの時代を生き抜く力を身に着け、町民の皆さんが芸術や文化、そしてスポーツに親しみ、希望に満ちた暮らしを実現させるためには、高橋哲也氏が持つ高い資質、そして能力が必要と判断をし、同意を求めるものでございます。

先ほどの御質問にもありました、民間の登用も考えたのかということでございますが、私は町民の皆さんそれぞれ持っている得意分野等々を総合的に判断し、今回の教育長の再任については高橋哲也君が最適と判断をし、同意を求めるものでございます。以上でございます。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　ただいまるる御説明をいただいたところでございますが、まず高橋さんの実績の部分といたしまして、こちら任期中ですけれども、いじめの防止等についてという言及がございました。

これまでの３年間、いじめまたはいじめに類する、疑われるような事由というのは存在しませんでしたかねっていう点についてお伺いをいたします。

あと、本別高校関係の取組というもの、これは高橋さんによるリーダーシップ、これによってなされたものなんでしょうか。主たる要因というのがそこになっているのか、地域の住民の方々の協力等が多くあったなと私自身は捉えていたところですが、そこに至るまでは高橋さんの強いリーダーシップが発揮されたから、逆に言えば、それがなければ成し得なかったことだというところまでなっているのか、お伺いをいたします。

２点目にお伺いをいたしました民間からの登用の部分でございますが、町民の皆様が持っている能力等を勘案して、高橋さんが最適であるという御判断をなされた。逆に言えば、町民の皆様の中で誰１人として高橋さんにかなう方がいらっしゃらない、このように捉えてよろしいか伺います。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）　御質問に答弁をさせていただきます。

まず１点目のいじめの防止対策の件でございます。

確かに、高橋教育長になられてからいじめは発生してございません。というのは、年２回、いじめの調査を各学校でしっかりとやっていただき、そしてその中で、少しの懸

念材料も、それぞれ学校の管理者と共有をしながら、しっかりと対応してきた、その成果が、いじめが起きなかったということで、そういった成果が出たものと私は判断をしてございます。

２点目の本別高校の部分でございます。

議員も御承知だと思いますが、とかち創生学は本別高校で始まって、そして今うまくいっているのは、本別高校の運営協議会、要はＣＳ、コミュニティスクールの協議会のほうでいろんなところをしっかりと、学校評価も併せてやっていただいて、そして創生学をどのようにしたらいいのか、そこでも年間の計画を立て、そして評価にも入ってると。この学校運営協議会の会長は、教育長が担ってございます。高橋教育長に担っていただいており、とかち創生学を全面的に支援をしていただいて、その結果本別高校の魅力が管内にも広がり、今も本別高校の入学を希望する礎になっているものと私は評価をしているところでございます。

３点目の民間の登用でございます。民間の方々も教育に精通した方はかなりいらっしゃいます。それは学校教育のみならず、社会教育、ひいては文化スポーツのほうにもたけた方がいっぱいおられますが、学校教育、それから社会教育全般を見通したときに、私は高橋哲也君が最適と判断しましたので、ここに同意を求めた次第でございます。以上でございます。

○議長（篠原義彦）　ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　これで質疑を終わります。

これから、同意第２号教育委員会教育長任命について同意を求める件を採決いたします。

この採決は起立によって行ないます。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦）　起立者７人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第２号教育委員会教育長任命について同意を求める件は、同意することに決定されました。

暫時休憩をいたします。

午後　　２時５８分　　休憩

（高橋教育長復席）

午後　　２時５８分　　再開

○議長（篠原義彦）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで高橋教育長から発言を求められていますので、これを許します。

高橋教育長、御登壇ください。

○教育長（高橋哲也）〔登壇〕　議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶申し上

げます。

本日は、人事案に御同意をいただきましたことに、心から厚くお礼申しあげます。

少子高齢化の進展、多様化する価値観、デジタル技術の大幅な進歩により、これまで以上の速さで社会情勢の変化が進み、予測することが困難な時代にあって、学校教育、社会教育など、それぞれの目指す目標に向かって着実な歩みを進めることが求められる中、再び教育長として教育行政を担うこととなり、身の引き締まる思いでございます。

子どもたちがふるさとへの誇りと愛着を持ち、未来において様々な困難を乗り越え、豊かな人生を切り開いていけるよう、また、町民の皆様が誇り高い文化とスポーツに親しみ、心身ともに健康増進が図られるよう、引き続き、学校教育、社会教育の一層の振興に努めてまいる所存であります。

そのためには、厳しい環境下ではありますが、教育委員の皆様、関係する団体、そして教育委員会事務局職員とともに、町民の皆様との対話を重ね、中立公正公平を原則に、誠心誠意持てる力を尽くし、その職責を果たしてまいる所存でございます。

結びに、町民の皆様はじめ、議員の皆様方の御協力、御支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、改めて御同意いただきましたことに感謝の意を表し、御挨拶とさせていただきます。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

◎日程第６　同意第３号

○議長（篠原義彦）　日程第６　同意第３号本別町名誉町民の選定について同意を求める件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕　同意第３号本別町名誉町民の選定について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

前町長でありました故髙橋正夫氏につきまして、別添の功績調書のとおり、本別町名誉町民条例第２条の要件を満たすものと認められることから、同条例第３号の規定により、議会の同意を求めるため提案した次第であります。

御同意いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○５番（梅村智秀）　まず、名誉町民の選定についてでございます。

１点目、令和５年１２月１９日ないし令和６年１月３０日に条例及び規則に基づいて本別町名誉町民審査委員会なるものが開催されております。こちら町長からの諮問によるものでございますが、このメンバーとなっている者が７名いらっしゃいますが、どなたとなっていらっしゃるのかお伺いをいたします。

また、この諮問、本提案については町長の御責任、最終的な御判断という理解でよろ

しいのか、お伺いをいたします。

続きまして、提案を必要と考えた具体的理由につきまして、手元にこの説明資料が配布されております。

こちらによりますと、まず１、性行といたしまして、地域住民の信頼は厚く大であったというところが記載。続きまして、本別町長としての功績、こちらには常に公正な判断力と卓越した指導力という記載がございます。また、本別町議会議員としての功績、その他の功績といたしまして十勝町村会会長としての功績、また、北海道町村会副会長等としての功績という記載がございます。

こちら町長が提案を必要と考えました具体的理由につきましては、この机上配布なされました説明資料、これらに全て網羅されていると捉えてよろしいのか、その余の理由等があれば具体的にお伺いをいたします。

続きまして、名誉町民ともなれば当然のことながら、功罪、賞罰、つまりはよしあしというところについての両面、両側面において評価がなされるべきであると考えるところでございます。

これまでの功績実績と合わせてその他の部分といたしまして、風説、うわさの類いというものはあまたあれども、当然そういったことはこうした場にはなじまないという考え方から、これまで公的な場、公式な場、いわゆる議場等において言及のあった点について、お伺いをいたします。

町長職にあられた晩年、近年というところで振り返れば、１点目、職員には禁止されている出張時の航空会社から付与されるマイル、これらを私的に不正に貯めたという事実がございました。

２点目、個人の携帯電話料金を公費、税金で支払いをしていた。

３点目でございます。職員の横領事件等に関しまして、不納欠損処理等の不適切さを指摘されていたと。

また、４点目。特定の女性職員を公用車で送迎していた。

これらについて陳謝や釈明などに追われたということがございまして、全て公的な場において言及があったところと捉えておりますが、これらの認識に誤りはないかという点。また、これらも当然のことながら勘案した上での御提案となっているのか、御見解をお伺いいたします。

もう１点、郷土の誇り、これ名誉町民とはというところでございますが、第２条におきまして、まず３０年以上住所を有し、町政の振興、社会文化の交流、公共福祉の増進に功績があり、町民が郷土の誇りとし、かつ深く尊敬に値すると認めるもの、または個人とあります。こちらこの記載のどれか１つに該当すればいいというものではなく、記載のもの全てに該当すべきというのが条文の解釈として正しいのか、お伺いをいたします。

また、ここでも特にも町民が郷土の誇りとし、かつ深く尊敬に値するという記載がございますが、ここでいう町民、これはいわゆる１００％ということには当然のことながらならないとは考えるところでございますが、具体的にはどの程度の町民のこうした思

いというものが認められれば該当者となるというふうな御見解をお持ちなのか、伺います。

○議長（篠原義彦）　暫時休憩をいたします。

午後　　３時０７分　　休憩

午後　　３時０７分　　再開

○議長（篠原義彦）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）　何点か御質問をいただいたと思います。

もし、全部答弁しきれなかったとか答弁漏れがありましたら、また再度質問をしていただきたいと思います。

まず、１点目のここの言う、本別町名誉町民の審査委員の関係でございます。本別町名誉町民の審査委員会につきましては、議員も御承知のとおり７名というところでなってございます。そしてその委嘱につきましては、同委員会規則第３条の規定に基づきまして、委員は７名はもちろんですけれども、構成は町議会議長、町議会副議長及び町議会議員のうちから委嘱することとなってございます。

この観点から、今回におきましては議長、副議長、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、そして議会選出監査委員に委嘱をし、諮問した次第でございます。メンバーは以上の７名となってございます。

あと、２点目であります。ここの部分で今回の同意を求める件につきましての判断につきましては、町長である私でございます。

３点目の具体的な理由というのは、さきに添付をさせていただいております功績書のとおりでございます。

４点目です。賞罰に関するところでございます。この点につきましては、確かに議員おっしゃるとおり、北海道本別町役場職員による税金横領問題に係る処分といたしまして、平成２８年７月１日及び平成２９年７月１日付で減給１０分の３、３か月、それから減給２分の１、１か月の処分を受けているところでございますが、これは職員への監督不行き届きによるもので、髙橋氏個人が逮捕、刑事罰を受けたものではなく、この処分を持って名誉町民に値しないとはならないと思ってございますし、町民から絶大なる支持を持って６期２４年間にわたり、本町のまちづくりに貢献された功績は誠に顕著ということで私は判断をしているところでございます。

５点目の郷土の誇りということでございますが、郷土の誇り、そして深く尊敬に値するものかというところでございます。これも４点目とちょうどダブるかもしれませんが、６期２４年間、それぞれ町長選挙を経て、かつ町民の皆さんから高い得票率を持って今まで再任をされてきた。そういった中で、特に福祉行政等々について、これは全国でも有数な部分でございますけれども、全国各地から太陽の丘を訪れるなど、福祉行政の推進に尽力をされた、そういった部分につきましては大変すばらしいことだなと思ってございますし、そういう福祉行政のみならず、それぞれの期別において、それぞれの公約を掲げながら、その公約に基づいて町の舵取りをしてきた。そしてそれらが、その都度

都度の選挙戦において、町民の皆さんから大きな支持を受け、負託をされてきたと私は思ってございます。

そういった観点で言えば、髙橋正夫氏がこの名誉町民になること、そういったことについては誰もが認めるところと私は判断しておりまして、そういったことで今回提案をするものでございます。

あと出張時マイルとか個人の携帯、それから不納欠損、特定の女性を公用車云々ということも今ありましたが、ここの部分につきましては、この議場においてそれぞれ答弁をさせていただいたそのとおりでございますので、あえて私のほうから再度ここでの答弁は差し控えさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　１点目にお伺いをいたしました審査委員会、こちら７名ということであり、町議会議員によって構成がされるというところでございました。篠原義彦議長、当時の柏崎秀行副議長、水谷令子総務常任委員会委員長、石山憲司産業厚生常任委員会委員長、阿保静夫広報広聴常任委員会委員長、藤田直美議会運営委員会委員長、方川一郎議会選出監査委員、これら７名で構成されたという認識でよろしいのか、お伺いをいたします。

また、この審査会においては非公開というような運営がなされておりますが、その理由、具体的なものについてお伺いをいたします。

続きまして、この提案の理由という部分、町長の責任と御判断によってというところでございますが、功績調書に記載のとおりその他の部分についてはないということで捉えてよろしいのかでございます。こちら、その他町長がこれを提案しようと考えられた、諮問しよう、提案しようと考えられた背景とかっていうのは、このタイミングも含めてでございますけども、その他の事由というものが何か存在するのか、あればお伺いをいたします。

続きまして、この名誉町民の部分について、功罪、賞罰、いわゆるよしあしという部分についてでございますが、これ説明資料にございます本別町長としての功績のところに、常に公正な判断力という記載がございますが、さきに述べた具体的事例として、晩年の、いわゆる職員には禁止されているのに個人の出張時に御自身のマイル、ポイントを、これを不正に貯めていたよというもの、または個人の携帯電話料金を公費、税金で支出させていた、支払わせていたよ、また、職員の横領事件の部分については御答弁をいただいて、一定の減給等がなされているというところ、また、特定の女性職員を公用車で送迎していたというところ。これらが政治家として、適正な公正な判断、常にというところまで形容をされておりますので、常に公正な判断力を有していたと判断できるのかどうか、別に個別具体的なもの、何年何月何日にどういうことがあって議会でどのように追及され答弁をしたとか、そういった具体的なところはお伺いしません。まず、これら議場で、公的な場で言及されて一定の説明、釈明や陳謝等を行なったという事実、これ、誤りないのかという点、詳細の御答弁は求めておりません。これらについて、常に公正な本別町長としての功績、常に公正な判断であったと捉えてよろしいのか、具体

的な理由とともにお伺いをいたします。

また、この説明資料にある政治家、町長として、また町議会議員として、その他の功績として当然のことながら政治家として行なってきた政策等、また実施された事業等においては一定の評価がなされるということは当然だと思いますし、選挙を経て政治家としてその立ち位置を得たということであれば、当然のことながら一定の支持、評価というものは得られたもので、ここについては異論は全く持っておりませんけれども、この６期２４年間のうち無投票ということも多くあったと認識しておりますし、逆に言えば選挙で得票を得たとしても、得票、いわゆるこの個人に対して投票していない方々ということは当然のことながら評価をしていないと察するのが当然ではないかなというところから、その絶大なる信頼や尊敬を得ているというところまでは判断しがたいんですけども、具体的には町民の総数のどの程度の方々が郷土の誇りだね、深く尊敬するねって思っていればここに該当するということなんでしょうか。いわゆる選挙の得票のように、相手にいわゆる法的に定められている最低のものをクリアをして、相手より多ければっていうところなのか、半分程度のものがそうだねと言ってくれればそうなのか、そちらについてお伺いいたします。この郷土の誇りというのは相当重く深い言葉だなというところから、具体的にどのような御見解のもとで提案となっているのか、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）　答弁をさせていただきます。

また、漏れがあったら再度質問をしていただければと思います。

まず、審査委員会の委員の７名でございます。今議員から言われた７名で間違いがございません、そのとおりでございます。

２点目です。非公開とするものということでございますが、こういった名誉町民とかの分につきましては、審査委員会にお諮りを一応しますけれども、そこで全てが、そこの私どもが挙げた方々が同意なるとは限りません。これを公開にしてしまいますと、同意されなかった方々についてもその功績云々とか、そういった部分が表に出てしまうという危険性もありますので、そういった個人のプライバシー、そして個人情報の関係から、ここの分については非公開とさせていただいているところでございます。

それから３点目、ちょっとタイミングの関係だと思うんですが、私がなぜ今の時期なのかというところなんでしょうか。そのことにつきましては先ほども述べましたが、髙橋氏におかれましては、６期２４年間を全うされ、令和３年９月に勇退をされたわけです。その後におかれましても、様々な分野で御活躍をされているものと、そういうことも耳にしてございましたので、まずは本別町の功労者表彰がまず第一だろうということで、本別町功労者表彰をさせていただいてその後、叙勲の申請も行なっていたところでございます。行なっていたんでございますけれども、その間に突如死亡されたというところでございまして、そういったことであり、そして叙勲が通った段階で、名誉町民との私は思いでございました。

しかしながら、昨年突如逝去されましたので、年度内の今定例会にお諮りをしたもの

でございます。こういったことで今回定例会にかけたところでございます。

そして町長より諮問のあった事項ということで、審査委員会からも具申をいただき、今回提案をさせていただきました。

公平な判断力、公的な部分についてはどうですかというお話でございますが、全般的にこの間６期２４年間にわたり、それぞれの個人的な部分はどうのこうのと、私はここでは申しませんけれども、福祉行政、それから農業行政、そして教育行政至るまで、町の行政全般にわたり功績があったものと判断をしているところでございます。

人間それぞれいろんな部分があって、強いところもあれば弱いところもある、そういった部分もあるかと思いますけれども、髙橋氏につきましては、そこの６期っていうこれは大きいものがあるだろうと。必ず４年に１回、それは無投票であっても、髙橋氏が手を挙げて、そしてそこに他の人が手を挙げなかったということは、それは髙橋氏に町政を委ねるという、町民のそういった思い、そういったものがあって髙橋前町長が６期２４年間勤められたものと私は思ってございます。そういったところで、何人がどの割合がというわけではございませんけれども、そういう選挙をとおした中で、一定程度の判断ができる、そう私は思っているところでございます。

それぞれマイル等いろいろそういったところも、その分につきましてはこういう議会の場でも御指摘を受けながら本人も説明申し上げておりましたので、そういったところは町民の皆さん方にも一定程度理解が得られたものと私は思っている次第でございます。

あと、もし答弁漏れがありましたら再度質問いただければと思います。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　まず、審査会についてでございます。さきに述べた７人の町議会議員によって構成がされていたというところで、最終的にこれ、２回の審査会を経て具申書としてその審査会からはどのような答申が、具申がなされたのか、具体的にお伺いをいたします。

また、この非公開の運営についてでございますが、プライバシーや個人情報に関するというところでございましたが、本町においても開かれた町政というものを標榜していると認識しておりますし、こうした中で全部非公開とする必要性という点についてお伺いをいたします。例えば、公開することが不適であると、例えば個人情報の部分についてのみ、いわゆる墨消し等を行なうということが、いわゆる開かれた町政という観点から、情報公開の観点からは適切な運営であると捉えておりますが、その点について、全部非公開としている点について、どのような御見解をお持ちの上でなのか、お伺いをいたします。

また、このタイミングという部分についてでございますが、報道等によりますと昨年９月頃ですか、御遺族の方から多額の御寄付があったというところが報道がなされ、大変ありがたいことであると私も捉えているところでございますが、これらについての影響というものはこの提案に際して幾分かでもあったのかという点について、お伺いをいたします。

また、いわゆる公正な判断、常に公正な判断力という点につきまして、さきに述べた非違行為、個人の携帯電話料金を税金で払わせたり、職員に禁止してるのに自分だけマイルを私的に貯めたり、特定の女性職員を公用車で送迎したりなどなどというこうした非行為、破廉恥行為につきまして、これらが絶対多数の町民から郷土の誇り、町民の皆さんから深く尊敬されていると値すると、最終的に町長はお考えの上での御提案と捉えてよろしいのか。それらも含めた上で絶対多数の町民から支持を得ている、このような郷土の誇りという認識、見解を有していただけるというような御認識があるのかという点について、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）　答弁を申し上げます。

審査会の非公開の部分でございます。さきにも御答弁申し上げましたが、特定の個人のプライバシーと個人の情報等々の部分につきまして、ここの部分につきましては慎重な審査、そして他に公表することが否かの判断におきまして、非公開が適切であると判断しているところでございます。

２番目の高額の寄付の扱い、遺族の方々から寄付があったからこの件について何かの影響があるのかということでございますが、先ほども答弁させていただきましたが、こういう寄付云々っていう部分については、私は全く頭にございませんでした。

先ほども言いましたが、まずは本別町の功労者表彰させていただき、その後叙勲を申請をし、多分昨年の秋、もし生きていらっしゃいましたら昨年の秋には叙勲が授与されたと思ってございます。

その叙勲の後に名誉町民の部分で、名誉町民と称したいという一連の私の流れを持ってやってございましたので、そういったタイミングにつきましては、その遺族の寄付があったかどうか云々については全く関係はございません。

具申書の内容でございます。審査委員会のほうに諮問した結果、具申書の内容につきましては異存ありませんという内容の具申をいただいたところでございます。

また、郷土の誇りという点につきましては、これも先ほどの答弁の繰り返しになりますが、やはり髙橋氏が６期２４年間町政の舵取りをし、そして町民の福祉増進のために多大な尽力をされたという、そういった部分につきましては名誉町民に値すると私は思ってございますし、この６期２４年間、町民の皆さんからそれぞれ信頼をされ、そして選挙で受かった、そして本別町、この町をこれまで築いてきた。仮にこの髙橋氏の功績がなければ、福祉のまちということも本別町において、それから全道全国においてそういう町が知られなかったという部分もあって、そういった面においても大きな功績があったものと考えております。

また、戻りますけれども、タイミングでございますが、髙橋氏がいろんな部分で処罰を受けたその後におきまして、それらの功罪もひっくるめて総務大臣表彰も実は受けてます。総務大臣表彰も受けて、地域の貢献に多大な尽力をしたということで、総務大臣表彰まで受けておりますので、これをもって町民の皆さんも理解をいただけるものと私はそう捉えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦）　ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　これで質疑を終わります。

これから、同意第３号本別町名誉町民の選定について同意を求める件を採決いたします。

この採決は起立によって行ないます。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦）　起立者７人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第３号本別町名誉町民の選定について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

◎日程第７　意見書案第１号

○議長（篠原義彦）　日程第７　意見書案第１号訪問介護報酬引き下げの撤回等を求める意見書案を議題といたします。

提案趣旨の説明を求めます。

高橋利勝議員、御登壇ください。

○１１番（高橋利勝）〔登壇〕　意見書案第１号訪問介護報酬引き下げの撤回等を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第１４条の規定により提出します。なお、提案理由の説明は、案文の朗読をもって代えさせていただきます。

訪問介護報酬引き下げの撤回等を求める意見書案。

社会保障審議会で、２０２４年度からの介護保険の改正等による訪問介護報酬の改正で、地域包括ケアシステムの要ともいえる訪問介護事業の基本報酬の、身体介護、生活援助、通院乗降介助とも全てが引き下げられる内容が出されました。その審議会での引き下げの根拠は介護事業経営実態調査結果（２０２３年度）で訪問介護は７．７％の大幅な黒字だからということです。

しかし、全国の実態は明らかに異なります。人件費比率が７２％の訪問介護で月収も基本報酬も引き下げれば、ホームヘルパーの人手不足に拍車をかけ、単独小規模事業所の経営は悪化し、閉鎖、倒産が相次ぐことになります。東京商工リサーチの調査によると、２０２３年の老人福祉・介護事業の倒産は、すでに過去２番目の１２２件。うち訪問介護事業者の倒産は、従業員の高齢化や人件費の高騰、物価の高騰などにより、過去最多を大幅に上回る６７件に達しています（１月１７日現在)。また、倒産に至らないものの、市場から退出となる休廃業・解散は小規模事業者を中心に５１０件に上っています。仮に処遇改善加算で職員賃金を上げることができたとしても、物価高騰の中で経常

費などを維持できないことになります。

在宅介護の命綱である、地域に根ざした単独型の訪問介護が減っていけば、独り暮らしや老々世帯はたちまち介護難民になります。家族介護に頼らざるを得ず介護離職は激増します。可能な限り最後まで住み慣れた地域でを謳った国が進める地域包括ケアシステムは、ますます有名無実になってしまいます。

よって、訪問介護報酬引き下げの撤回を求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、以上でございます。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

宮本議員。

○１番（宮本やよい）　それではお聞きします。

こちら基本報酬のほかに様々な加算、こちらにも処遇改善加算というのはありますが、それ以外にもたくさんの加算があると思いますが、それを踏まえた場合でも減少になるのかという点と、町内の事業者の声というのは、もしお聞きになってあるのであれば、お伺いします。

○議長（篠原義彦）　高橋議員。

○１１番（高橋利勝）　最初の１問ですが、いろんな加算を受けたとしても、結果としてそれは厳しい状況にあると聞いています。

それで、聞いたのは、本別町には訪問介護は社協のホームヘルプセンターほんべつと株式会社きらり、訪問介護事業部きらりがありますけども、私は社協のほうに行ってこの内容についてお話をしましたが、そのときのお話では、今回の根拠で言われてますことは、よく黒字というのは、都市部でサ高住と併設型の事業所や大規模事業所が多くてそこが黒字だけども、地方については地域密着型というそうですが、転々としていることから、当然経費や、さらに時間もかかるということで、そういう意味では大変厳しいと社協の方の話も、加算もされても必ずしもペイするというか、そういう状況ではないと聞いております。

○議長（篠原義彦）　宮本議員。

○１番（宮本やよい）　厳しい状況っていうのは、マイナスになるということなんでしょうかね。

○議長（篠原義彦）　高橋議員。

○１１番（高橋利勝）　そのように聞いております。

○議長（篠原義彦）　ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第１号訪問介護報酬引き下げの撤回等を求める意見書についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第１号訪問介護報酬引き下げの撤回等を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎日程第８　意見書案第２号

○議長（篠原義彦）　日程第８　意見書案第２号将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する意見書を議題といたします。

提案趣旨の説明を求めます。

梅村智秀議員、御登壇ください。

○５番（梅村智秀）〔登壇〕　意見書案第２号将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する意見書案。

こちらにつきまして、案文の朗読をもって提案の説明とさせていただきます。

本意見書案につきましては、町内の農業者等で多く構成される団体の方と協議の上での御提案となっております。

将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する意見書案。

農業をめぐっては、近年の自然災害の多発化による食料・農地の損失、コロナ禍による輸入制限や国内在庫滞留、ロシアによるウクライナ侵攻やイスラエルの内戦などによる世界経済の不安定化から食料調達の激化とともに、円安などの影響も相まって、食料やエネルギーの価格高騰を招いています。加えて、昨今の気象変動による食料生産への影響が大きく、昨年では猛暑等の影響で品質低下・収量減を招くなど、食料を安定的に供給することが危惧される状況下にあり、過度な輸入依存から脱却し国内生産の増大を図る政策の構造転換が求められています。

こうした中、農政の憲法と呼ばれる食料・農業・農村基本法の制定から２５年が経過し、世界情勢の変化に対応して、食料安全保障の確保や農業の持続的な発展のための生産性の向上を図るなどを基本理念に織り込んだ改正案を閣議決定し今通常国会に提出しました。併せて、不測時の食料確保やスマート農業の振興に関する新法、農地所有適格化法人の特例措置など農地関連法案も議論されるとしています。

しかしながら、食料自給率（カロリーベース）は３８％（２０２２年）と依然として低い水準にあり、国内生産基盤は高齢化や担い手不足などで脆弱化していることから、農業生産基盤の強化など基本計画に定める政策の実効性が大きな課題となっています。

また、適正な価格形成では、生産コストの転嫁のあり方とともに、消費者への理解醸成が必要であり、さらには、食料の安定供給には優良農地の確保が重要となっており、食料自給率向上を図るための農地の確保と国の責務を強化することが重要となっています。

つきましては、将来にわたり持続可能な農業の発展を図り、生産現場の意見に寄り添った農政の確立に向け、食料・農業・農村基本法の改正など関連法案について、下記事項を要望します。

記。

１、基本法の改正にあたっては、食料安全保障の強化に向けて農業予算を拡充し、農業基盤の整備や官民一体となった備蓄制度の構築、海外への食料援助を含む輸出体制の強化など輸入に依存しない国内自給を基本とすること。

また、新たな基本計画の策定については、目標達成の状況調査・公表のみならず、未達成品目の実効性を確保する具体的な施策と予算措置を図ること。

２、適正な価格形成については、コスト上昇分をすべて価格に反映すると消費減退を招き、農業者は生産調整等を強いられる恐れもあることから、消費者への理解醸成を図るとともに適切な所得政策を構築すること。

３、不測時の食料確保について、定義や根拠が明確となる体制を整備し、制約を受けることとなる農業者に対しては十分な補償を行なった上での慎重な対応を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、以上。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第２号将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する意見書についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第２号将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

◎日程第９　請願第１号

○議長（篠原義彦）　日程第９　請願第１号町議会議員による飲酒運転事故ならびに身代わりによる事故届け出がなされた疑いについて事実究明を行い町および町議会の名誉を守ることを求める請願書を議題といたします。

ただいま議題となっております町議会議員による飲酒運転事故ならびに身代わりによる事故届け出がなされた疑いについて事実究明を行い町および町議会の名誉を守ることを求める請願書は、議会運営委員会に付託して、閉会中の継続審査としたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、町議会議員による飲酒運転事故ならびに身代わりによる事故届け出がなされた疑いについて事実究明を行い町および町議会の名誉を守ることを求める請願書は、議会運営委員会に付託して、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

◎日程第１０　常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（篠原義彦）　日程第１０　常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

総務、産業厚生、広報広聴の各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第７５条の規定によって、お手元に配布しました事項について閉会中に継続審査の申出があります。

お諮りします。

本件は、申出のとおり閉会中の継続審査にすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、総務、産業厚生、広報広聴の各常任委員長から申出のあった閉会中の継続審査の申出は、申出のとおり決定いたしました。

◎日程第１１　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び継続審査の件

○議長（篠原義彦）　日程第１１　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び継続審査の件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第７５条の規定によって、お手元に配布しました所掌事務の調査及び審査について、閉会中の継続調査等の申出があります。

お諮りします。

本件は、申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申出のあった閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎閉会宣告

○議長（篠原義彦）　これで本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付された事件は、全部終了いたしました。

会議規則第７条の規定によって本日で閉会したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

令和６年度の第１回定例会閉会に当たり、町民の皆様に対しまして御挨拶並びにお詫びを申し上げたいと思います。

今月３月９日、前副議長による道路交通法違反疑いなどの第一報がなされて以降、連日にわたる各報道機関等の報道によりまして、町民の皆様に多大なる御迷惑と御心配をおかけしておりますことを、心からお詫び申し上げます。

これらの報道は疑いで捜査中の内容であり、その真偽につきましては把握できるものではございませんが、町民の皆様から選挙で選ばれました町議会議員は、町民全体の奉仕者として倫理性を常に自覚し、法令を遵守することはもとより、町民の皆様に疑惑を持たれるような行動は厳に慎まなければなりません。

その中において、このような報道がなされたことは、本別町議会を代表する議長として誠に遺憾に存じます。

今後におきましては、町民の皆様を失望させることがないよう、本別町議会議員一丸となって、改めて綱紀粛正に努めてまいりますとともに、町民の皆さんからの負託に答え町政の発展に寄与すること、また議会活動を行ない信頼回復に努めていく所存でございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

閉会に当たっての挨拶並びにお詫びの言葉とさせていただきます。

これで会議を閉じます。

令和６年度第１回本別町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

閉会宣告（午後　３時５１分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和６年　３月２２日

議　　長　　篠　原　義　彦

署名議員　　方　川　一　郎

署名議員　　石　山　憲　司

署名議員　　加　藤　徹　己